

環境福祉経済委員会記録

環境福祉経済委員会

委員長 笹井 琢

- 1 日 時 令和4年3月8日(火) 開始: 10時00分 終了: 17時39分
水道局、病院局
令和4年3月9日(水) 開始: 10時00分 終了: 16時37分
福祉保健部、環境部
令和4年3月11日(金) 開始: 10時00分 終了: 16時15分
経済部、建設部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、木村 信秀、笹井 琢、田邊 学、仲山 哲男、西崎 孝一、
林 節子、早稲田真弓
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生
- 5 説明員
市川市長
吉本副市長
水道局 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、嶋原浄水課長、山根料金担当課長
病院局 桑田病院事業管理者、西村病院局管理部長、田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長、川崎病院局経営企画課長、佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長、田中光総合病院維持課長、田村大和総合病院事務部次長兼健診科長兼医療情報管理室長、中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長、原田介護老人保健施設事務係長
福祉保健部 松村福祉保健部長、田中健康政策担当次長健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、山根福祉総務課長、堺高齢者支援課長、西村子ども家庭課長、安池地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長、和久子ども相談担当課長、山野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室参
環境部 森重環境部長、周田環境政策課長、小山環境事業課長兼深山浄苑長、植本下水道課長、山口下水道技術担当課長
経済部 太田経済部長、萬治商工観光課長、坪根公共交通政策課長、西村農林水産課長、弥益有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、弘農業委員会事務局長
建設部 酒向建設部長、邊見監理課長、山本道路河川課長、松並都市政策課長、沖本建築住宅課長、山本開発指導担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道 1社、市議会モニター、市民 1名

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第6号 令和4年度光市水道事業会計予算

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

おはようございます。光市水道事業会計予算書の26ページ、4、周南都市水道水質検査センター負担金のところの負担金、機器購入と言われたんですけど、どのような機器を購入されるのか教えてください。

○中西業務課長

28ページの周南都市水道水質検査センター負担金の内容ということのお問い合わせでございますが、これは旧新南陽市にございます楠本浄水場内にある施設でございます。その水質検査センターの中の庁舎のエアコン、これを主に変えるものでございます。このエアコンがもう20年以上たっておりまして、そのうち2台の室外機、7台の室内機を更新するものが主な金額でございます。

そのほかに薬品保冷庫、こういったものを取り替えるということで、周南3市でそれぞれ分担しておりますが、光市の負担分は370万円ということになっております。

以上でございます。

○早稲田委員

内容確認できました。

○大田委員

参考資料の14、15ページをお願いしたいんですが、現在はD I P、铸铁管と思いますが、それが450mmであって、今度新しくN S D I P、ダクタイト铸铁管ですか、あれに換えるということに今御説明があったんですが、なぜこのN S D I Pにされたのか、その選定理由ちゅうのあったら教えてください。

○藤井工務課長

ダクタイト铸铁管を選定した理由という御質問でございます。

このたび選定したダクタイト铸铁管のほかに候補としてステンレス管、鋼管が耐震性能レベル2に対応できる管種であり、選択肢の一つではございましたが、施工単価、更新基準年数、維持管理の容易性についての比較検討をそれぞれ行いまして、その中でダクタイト铸铁管が最良だと判断し、選定いたしました。

また、N S型というのは耐震型でございます。実績も熊本地震、東日本大震災、それらの地震においても無被害であるという強い管でございますので、N S型ダクタイト

鋳鉄管を選定したということになります。

○大田委員

今、年数なんかでもと言われたんですが、耐用年数ちゅうのはどのぐらいを見込んでおられるんですか。

○藤井工務課長

比較検討の中で、鋼管は60年、ダクタイル鋳鉄管は80年と基準年数が設けられています。

以上です。

○大田委員

それからこの450というのはいつ頃埋設されているんですか。

○藤井工務課長

450mmは、昭和15年に布設された管でございます。

○大田委員

昭和15年になると、もう耐用年数以上たっちよるっちゅうことですね。

○藤井工務課長

はい、布設後81年が経過している管になります。

○大田委員

それでダクタイルの耐用年数80年のを使うように選定したということだったと思います。

また、今現在450を使われているんですが、今度は600にすると。もう一本も600なんですが、450で間に合わなかったのかなと思うんですが、600にされた理由を教えてください。

○藤井工務課長

現状はS Pの600mmとC I P 450mmの2本で送水を行っております。本事業完成後は、新たに布設するN S型ダクタイル鋳鉄管600mmをメイン送水管、既設の600mmをバックアップ送水管と位置づけ運用していく予定でございます。

このたび新たに布設する送水管の口径については、単独で行っていくことを見据えて、市内の水需要が賄える口径600mmを選定いたしました。

以上でございます。

○大田委員

現在あるのではなくて新しくやるんで、単独で行えるように600を選定したということだったと思います。

また、これが今から5か年にわたって13億8,000万円ですか、工事が行われるんですが、順番に行っていくんが一番ええんじゃないかと思うんですが、このたびはエイコーの前とか島田小学校の交差点とか、その下のところの守田家具のところまでとかで分かれておるんですが、分かれた理由ちゅうのをお願いします。

○藤井工務課長

この施工区間につきましては、J R山陽本線や現在拡幅工事を行っている県道光玖珂線があるため、J Rや山口県との調整をしなければならない区間があること、また、工事場所によって施工の難易度、工事規制の影響が異なることを考慮して発注年度をそれぞれ決定いたしました。

さらに、利点といたしましては、工事場所を分散して発注することにより、交通渋滞の緩和や工期調整が可能になり、年間の施工量の増加につながるという点が挙げられます。

以上でございます。

○大田委員

今、交通量が多いんで交通渋滞になるとか言われたんですが、工事において交通渋滞起こるだろうと考えるんですが、この対策はどのようにお考えかお聞きしたいんですが。

○藤井工務課長

交通渋滞対策といたしまして、市の広報誌や自治会回覧による事前周知の徹底、工事看板、安全バー、交通誘導員などによる安全対策の徹底に取り組みたいと考えております。

また、交通量の多い県道等につきましては、朝夕の通勤通学の時間帯、ラッシュの時間帯を避けた朝9時から夕方16時までの工事施工とし、工事施工時間外は片側交互通行を解除して全面通行を可能とするとともに、必要に応じて夜間施工についても検討していく予定でございます。

以上です。

○大田委員

当然、夜間も工事があると思うんですが、夜間の安全対策ちゅうのはどういうふうにされていますか。

○藤井工務課長

夜間の安全対策で、例えば障害物等がある場合は、コーンや点滅灯でしっかりとそこに物があることが分かるような防護策を行いますし、基本的には工事時間外は交通可能としますので、仮舗装等を行い、段差等がないような、普通に通行できるような状態を

保ちたいと考えております。

以上です。

○大田委員

また、この工事は多分歩道でもされると思うんです、工事するのに。この県道玖珂線なんかは、工事して新しくなった歩道なんかがあると思うんです。それなんかの新しくなった後にこの工事をするんだったら、当然段差ができたり、傷めたりすると思うんですが、その対策はどのようにされようとしてありますか。

○藤井工務課長

舗装の復旧につきましては、道路幅の狭い市道や歩道につきましては、今回600mmを入れますので掘削幅もかなり広がります。基本的には全面舗装で対応を図るようになると思いますが、どうしても工事の掘削跡が残るような場所も多く出てこようかとは思いますが、基本的にはそのような段差が生じないように、基準どおり丁寧に施工を行っていきたいと考えております。復旧については最終的には道路管理者の指示を仰ぎ、段差、事故、その辺の交通障害が今後も起こらないような形で施工していきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

大体分かったんですが、令和8年度に最後に国道を渡る、多分推進でやるじゃろうと思うんですが、それはJ Rとの交渉も進めておられると思うんですが、もうこれが8年度にということで了解を得たと思ってよろしいんですか。

○藤井工務課長

J Rの推進部分、J R近接部分に関する工事のことと思います。

まず、J Rの推進部分、近接部分の工事につきましては、令和5年度を考えております。令和8年度は浄水場内の整備ということで今のところ計画をしております。

現在、J Rに関する協議につきましては、路線の安全確保のために様々な条件等が課せられてきますが、平成30年からその辺の協議を進めてきて、現在は事業に対する理解も得られ、その条件をクリアした設計も完成し、現在施工に対する協議を随時進めているところでございます。

協議の中で施工時に安全に確保するための指示がまだ何点か出てくるとは思いますが、J Rと協議をし、確実に施工できるように進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○大田委員

もう一つ、既設の600はもうこれも耐用年数がきてるじゃろうと思うんですが、これ

は今後どのような考えを持っておられるか。

○藤井工務課長

600mmが2本今後存在してくることになります。このたび入れる新しい600mmをメイン送水管として、主軸として使いまして、今あるS Pの既設600mmにつきましては、バックアップ管として二重化を図りつつ、維持管理限界になるまで送水をし続けていこうと考えております。

○大田委員

バックアップ管として使うちゅうのは、それは先ほど説明でも分かったんですが、450が昭和15年に埋設されて、その後この600管が埋設されて、そんなに年度がたっていないじゃろうと思うんです。だから、これも60年から70年近くたつじゃろうと思うんですが、今度はこれが古うなったらまた新しく新設せんにゃいけん、そこんところをどういうふうに考えておられるかお聞きしたいんですが。

○藤井工務課長

現在のところは先ほど言ったような形のバックアップ管として使いますが、その後につきましては、水需要の動向、そのときの情勢を見極めながら検討して方向性をつくっていきたくて現在のところ考えております。

○大田委員

大体分かりました。今後とも順調に工事が進みますように期待しておりますので、よろしく願います。終わります。

○田邊委員

おはようございます。まず、予算書のほうから願います。11ページ、負担金として1,236万3,000円、周南都市水道水質検査センターの負担金として説明がありました。これを詳しくお伺いしたいところなんですけど、水質検査としての項目とは思われるんですが、その水質検査、こういったものについてはどれぐらいの項目があるんでしょうか、願います。

○嶋原浄水課長

水質検査につきましては、水道法に基づく水質検査項目として51項目が定められております。また、水質管理上留意すべき水質管理設定項目27項目、要検討項目として46項目の検査項目がございます。

○田邊委員

結構な数、100以上はあるという形ですね。

それで、100以上ある項目、この水質検査を行う採取箇所は何箇所あるのか、そして、

どこの地区内で何箇所などあるのかというところとどういった形でやっているのかというところをお願いします。

○嶋原浄水課長

採水箇所ですが、林浄水場内5か所、市内給水栓が9か所、計14か所で採水を行っております。

○田邊委員

その水質検査、これはどれぐらいの間隔で行っているのですか。

○嶋原浄水課長

水質検査の間隔ですが、水質基準項目のうち省略不可項目9項目、それと金属類を毎月検査しております。それ以外の項目については、法令で定められている頻度、3か月に1回、年1回、全項目で実施しております。

○田邊委員

そうやって検査をやって、今まで異常があったとかありますか、今までは。

○嶋原浄水課長

幸い今までは異常値が検出されたことはございません。

○田邊委員

分かりました。今の項目、負担金として1,236万3,000円なんですけど、令和3年と比べて約90万円増加しているんですが、この増加している部分はこういったことなのか、説明をお願いします。

○中西業務課長

原水及び浄水費の負担金の前年度対比ということでございますが、前年度に対して約90万円増加しております。

その内容としましては、先ほども少し触れましたけど、周南3市でこちらの水質検査センターで行っておりますので、水質検査センターで使う水質機器、水質の測定機器の例えばリース料であったり、その保守点検料などは、対象機器の違いによって年度ごとに増減が生じるものでございます。

よって、比較的昨年度につきましては、保守点検料がかからなかった機器が対象となっており、令和4年度は比較的高額なものが保守点検の対象となった差額ということで約90万円の増加となっております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、参考資料1ページをお願いします。昨年の予算に対して、給水箇所が増加している一方で、水量が減少しているということでもありますけど、給水収益にしてこの120万円、イの収入の概要の一番上であります、これは減少している。これについての具体的な内容、内訳などをお願いします。

○中西業務課長

給水収益の減少内容ということでお答えいたします。

近年の決算状況では、給水人口は減少しておりますが、その一方で、世帯構成人員の減少等により、前年度比で給水戸数は増加しております。

しかし、水需要は原単位となります1人1日当たりの使用水量を出発点としまして見込水量を算出しております、近年の水使用及び人口減少の傾向を考慮しました財政計画では、家事用のみであれば前年度で4万3,000m³の減少となっております。

予算参考資料の1ページの下表では、委員仰せのとおり、給水収益の減少額として120万円計上しているところでございますが、その内訳としましては、その下の行のとおり、給水戸数が前年度比で増加した影響としまして、基本料金は121万6,000円増加し、その下の主に家事用水の見込水量が減少した影響としまして、従量料金については約240万円減少しております。そのためトータルで給水収益は120万円の減少となったということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

その部分は分かりました。

参考資料の2ページをお願いします。下の表に用途別の使用水量、金額が示されております。これらは今後どのように見込んでいるかということなんですけど、主に家事用が389万2,000m³で3億1,182万円の税込みということなんですけど、それと工場用337万m³で4億1,863万円の税込み、このあたりについて、今後どのように見込んでいるかということをお願いします。

○中西業務課長

今後の使用水量の見込みということでお答えいたします。

冒頭の説明でも触れましたように、令和4年度の使用水量の見込みは、平成30年度に作成しました光市水道事業ビジョンの財政計画に基づいたものとなっております。このときに作成しました水需要は、向こう10年間、令和9年度までのものとなっております、各用途の推計を行い、それぞれ作成時の過去の傾向を踏まえた上で、多めではなく安全側で見積もっております。

光市の水使用の実態としましては、参考資料の2ページの下表で示しておりますように、家事用、工場用が大きなウエイトを占めておまして、これらの増減が経営に影響を与えると考えております。

現時点の計画では、家事用水につきましては、人口及び原単位の減少を反映させた水量でありますので、計画最終年度の9年度では、令和4年度予算より20万 m^3 の減少を見込んでおります。これは、金額にして約2,500万円の減収となると見込んでおります。

そして、もう一つの工場用水につきましては、計画作成時に大きな増減がございましたので、作成時の過去の3か年の平均値、または最低値などを採用し、横流しで推計させております。

昨年度はコロナ禍の影響で推計値より大幅に減少しましたが、現在はほぼ推計ベースまで回復しております。そのため特別な事情がない限り、今後の工場用水につきましては、大幅に減少しないと見込んでおります。

以上でございます。

○田邊委員

令和9年度で、家事用のほうは20万 m^3 、2,500万円は減少するという考えで、工場用のほうについては、データどおりいくような考え方という理解でよろしいのでしょうか。

○中西業務課長

おっしゃるとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。

それでは、2ページの上の表のうち、上の表です、今度は基本料金の内訳の部分、料金の部分じゃないんですけど、家事用の給水口径に当たる部分というのは、上からどこまでの口径でありますか。

○中西業務課長

予算参考資料2ページの上の表の家事用水の口径ということのお尋ねでございますが、家事用水の口径につきましては、おおむね13mmから25mmが大体93%を占めております。その他40mm以上でも数軒ございますが、おおむね13mmから25mmということの御理解でよろしいかと思えます。

○田邊委員

先ほどの令和9年度で20万 m^3 減り、2,500万円の影響というのは、やはり13mmの部分が主になるのでしょうか。13と12のあたりですか。

○中西業務課長

仰せのとおり13mm、20mmがほとんど家事用水占めておりますので、こちらの影響が大きいものと考えております。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、参考資料3ページ、収益的支出について。(2)のイ、支出の概要において、前年度予算対比で差引き1,360万円減少しておりますけど、このうち表の中で修繕費、委託料、支払利息、減価償却費の減少要因について、詳しくお願いしたいと。

○中西業務課長

参考資料3ページの下の方の支出のうちの減少があった項目、今4項目お尋ねがございましたが、それぞれ1項目ずつ説明させていただきたいと思っております。

まず、修繕費1,108万9,000円の減少ということでございますが、修繕費につきましては、毎事業年度修繕を予定する対象施設の規模によって増減が大きい項目でございますが、令和4年度では特に原水及び浄水費の修繕費が前年度比で約1,200万円減少しております。

内容としましては、修繕対象施設の違いによる要因もありますが、昨年度当初予算では修繕費として計上した見積額約1,000万円のろ過池ろ過砂の入替え工事を、資本的支出の建設改良費で実施することとしたことが影響しております。これは、ろ過砂はろ過池の躯体と一体となって機能していることから、ろ過池の一部更新といった考え方に基づくものでございます。ろ過池は4池ございまして、今年度分も建設改良費で実施しております。令和4年度につきましても建設改良費で計上しました。その一方で修繕費が減少したということでございます。

次の委託料134万2,000円の減少でございますが、これも原水及び浄水費の項目で減少しております。内容としましては、配水池の清掃業務の見積額の減少が挙げられます。

光市水道事業が所有しております配水池は、水道局庁舎上のメインの配水池となります。タンク容量が6,000m³のものから、高台地域へ配水するために設置されております小規模な配水池が市内に点在しております。水道局では、各配水池の清掃を年度ごとに計画的に実施することとしておりまして、今年度は大規模な清山配水池の清掃を実施しましたが、令和4年度では比較的小規模な配水池の清掃を予定しており、その見積額の差額が生じたということでございます。

次の支払利息でございますが、528万円の減少となっております。光市水道事業では、近年は水道事業ビジョンの計画にのっとりまして借入金の抑制に努めているところでございますが、過去に実施しました平成12年度以降の第4次拡張事業では、その財源のほとんどを借入金に依存しておりました。そのためこれらの利息の償還額が元利均等償還でありますので、順次縮小していくことと、近年の低金利での借入れが合わさりまして、ここ数年間は支払利息は減少していくといった内容でございます。

最後に、減価償却費580万円の減少ということでございますが、これは過去に行った大規模な投資のうち、平成22年度の紫外線処理施設の設置事業、これの機械設備の減価償却が今年度で終了することに起因するものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

修繕費については1,000万円の超過、これを資本的収支に組み込んでいたという部分と、そして委託の部分については、配水池の清掃が今年度は市内の各所のほうをやるというところ、利息は借入れの抑制のためというところと、減価償却費については大規模な工事の部分が終わったというところで理解します。

○委員長

ここで1時間がたちましたので休憩したいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

先ほどの続きでお伺いいたします。3ページ、参考資料、(2)のイの支出の概要の部分の表です。これ、先ほどは、減少項目はお聞きしました。しかし、減少項目が多い中で動力費その他管理は増加している。この増加している部分、これも説明していただきたい。お願いいたします。

○中西業務課長

増加項目についてのお尋ねでございますが、これにつきましても動力費とその他管理費についてそれぞれ1項目ずつ説明させていただきます。

動力費の343万4,000円の増加でございますが、動力費のうち約80%は林浄水場で使用するポンプ等の動力となる電力量でございます。林浄水場は年間約350万kwの電力を消費しておりますが、動力費の見積りに当たりましては、通常の基本料金と使用量料金に加え、燃料調整費を加算しております。

燃料調整費につきましては、予算作成時の過去の状況及び今後の予測で見積もることとしておりますが、昨今は原油価格の高騰、こういったものが影響しまして、昨年度は1kw当たり0.5円と見積もったところを、令和4年度は2円としたところでございます。これにより動力費の増加となったということでございます。

次のその他管理費208万1,000円の増加でございますが、ここで示しておりますその他管理費につきましては、この表で記載する費目以外の経費でございます。当然増加している項目もあれば、減少している項目が混ざっているということでございます。

特に増加項目で一番大きかったものは、先ほども質問の中にもありましたように、原水及び浄水費の負担金90万円の増加というものがございます。その他いろいろ増加項目ございますが、これが一番大きい増加項目であったということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

動力費については年間343万kw、そして80%がポンプということですね。そして、燃料の、昨今の原油価格の上昇によって、昨年は0.5円の1kw当たりが2円で積算したというところですね。そして、その他の管理費については、先ほどの負担金が主なものと

いうところでいいわけですね。

○中西業務課長

おっしゃるとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。

6ページお願いします。事業計画のところですが、参考資料6ページ。これ、昨年も質問はしましたけど、令和4年度から前年度対比で配水管整備事業費が減少して、送水管事業費が増加している、その内容を再度説明していただきたいところです。

○藤井工務課長

配水管整備事業、送水管整備事業費の変動についての御質問ですが、管路整備の予算は毎年3億円から4億円程度予定しております。令和4年度より5年間は、送水管整備事業の工事が始まることから、配水管整備事業の割合が減少するものでございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

続いて、企業債の借入れ、これについて、令和4年度以降の2億円と計画しておると、これもアセットマネジメントによるものと思います。借入金の考え方と今後の企業債での償還額の予定をお伺いします。こういったものがどういった長い考え方でこの計画は行われているのかというところ、お願いいたします。

○中西業務課長

借入金計画値の2億円の理由ということと今後の元金償還、企業債償還金の予定ということのお尋ねでございますが、光市水道事業ビジョンで示しましたアセットマネジメントに基づきます財政計画では、措置できる財源と光市水道事業の経営資源を踏まえた投資可能額を、様々なシミュレーションで検討したところでございます。

このうち財源につきましては、自己資金と借入金がございますが、借入金につきましては企業債残高を減らすこと、もう一つは健全経営を持続させるための手持ち資金に余裕を持たせること、この2点を考慮いたしました。

この結果、毎事業年度の投資額は3億円から4億円程度で、借入金を2億円とした場合、計画で示した建設改良事業を実施しながら、財政の健全性を確保できるシミュレーションとなったところでございます。

もう一つのお尋ねでございますが、企業債の今後の償還ということでございますが、表で記載しておりますように、毎年度増加するような形になっておりますが、これは毎年度2億円を借りた場合のシミュレーションとなっておりますが、これが令和11年度をピークに減少に転じるという財政計画を立てております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。2億円というのはシミュレーションによって手持ち資金と健全性というところが重要であるというところで、そういった形で計画にのっとって毎年行うというところで理解します。

それでは、予算書のほうをお願いします。予算書の23ページの補助金のところですか。これが計上されております、3,903万円ですか、国庫補助金です。生活基盤施設耐震化等交付金であると。送水管整備事業に充てるものということでありまして、参考資料の先ほどの6ページの財政計画の中では、どの項に含まれているというのかをちょっとお伺いしたいと。

○中西業務課長

今の質問のありました補助金でございますが、予算参考資料の6ページを見ていただきまして、この6ページの表の下、資本的収支、こちらに収入の部で企業債と等その他収入ということで記載させていただいておりますが、先ほど委員言われました22ページと23ページに資本的収入の内容を記載しておりますが、企業債以外の収入はこちらにその他収入として全て含んでおりまして、補助金もこのその他収入に含まれているということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

それでは、資本的収入の補助金は、事業費に対して国のほうではどれくらいの割合で交付されるのかというところをお伺いしたいと。

○藤井工務課長

事業に対しての交付金の割合についての御質問ですが、事業費の3分の1が交付されます。ただし、予算計上している600mmの工事費に対してではなく、対象管路が450mmでございますので、450mmを布設した場合の工事費に対してとなります。つまりは、増口径にかかる費用は対象外となるということになります。

以上です。

○田邊委員

増口径は対象外と。

○藤井工務課長

はい、増口径にかかる部分は対象外となります。

○田邊委員

増口径の部分は、プラスアルファの部分については対象外だと、分かりました、そのあたりは。

それで、資本的収支の今の6ページ表の下、差引きA引くBというところ、この部分、令和4年度では5億3,320万円であり、今後もこの額が大きく資産運用が厳しくなるように見受けられます。今後、令和5年以降もそんなに変動がなく、大きい額が推移していると見えますけど、このあたりは水道局の財政計画において安心なる部分、この部分を考え方教えてほしい。

○中西業務課長

お尋ねのあった差引額について、今後の資金状況ということの観点でお答えいたしたいと思います。

表で示しております差引額は、我々水道事業が自己資金を持ち出す金額となります。水道事業の資金の流れにつきましては、冒頭の説明でキャッシュフロー計算書のところで触れましたが、業務活動によって生じる現金で投資活動と財務活動で不足する現金を補うこととなります。この不足する現金というのがこの差引額のことでありまして、これを補う財源はこの参考資料の6ページの表でございますと表の上、収益的収支、これで生じます毎年度の税抜き純利益、これに償却費を加えたもの、これが業務活動で生じる大部分の現金となります。

この視点から分析いたしますと、令和4年度から計画最終年度の令和9年度までの税抜き純利益と償却額の合計額、これから資本的収支の差引額の令和9年度までの合計額、これを差引きますと大体約4,200万円の減少にとどまっております。

そうしますと先ほどの予算書29ページ、キャッシュフロー計算書の資金期末残高であります約15億円は、4,200万円マイナスしてもこの15億円はおおむね確保できる見込みであるということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今の説明によると、収益的収支の部分の償却費と税抜き純利益のプラス、その部分については、この一番下の差引きA、Bが上回ればという考え方というところの理解でよろしいわけですね。

○中西業務課長

単年度の視点でいけば、そういう考え方で結構だと思います。

○田邊委員

分かりました。今年はその4,200万円、これでこういったところ、資金運用が厳しいように見えるけど大丈夫だということ、基金があるから、基金残高がこれになると、4,200万円引いても大丈夫であるということの理解でよろしいわけですね。

○中西業務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

もう一点お願いします、この財政の部分。資本的収支において、令和4年度では予備費が2,000万円計上されておると、この考え方をお願いしたい。

○中西業務課長

予備費2,000万円の計上理由ということでお答えいたします。

昨今は資材の原料価格の高騰によりまして、水道事業で使用します管路工事の金属、ビニール製品等の価格が上昇しております。令和4年度の予算につきましては、既に値上げされた価格を加味したものとしておりますが、今後のさらなる値上げを考慮いたしまして予備費は例年より多く計上したということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

ビニール製品の素材はどれのことですか。

○中西業務課長

主にポリエチレンとさせていただければいいと思います。

○田邊委員

分かりました。

次に、参考資料14ページ、全体の平面図です。先行議員の質疑がありましたけど、今回の工事では450mmの、昭和15年の81年たっているS P管ですか、この分の既設送水管を廃止するということではありますが、この今年度の工事、第1から第3工区までであるところ、新設管のN S型耐震ダクタイルの600mmに対して450mmが並列に配置されている第2工区と第3工区は全部そうでありますというところなんですけど、今回の工事は撤去の費用も入っているという考えでよろしいんですか。

○藤井工務課長

450mmの撤去についての御質問、交付金の対象になるかという御質問ですが、撤去にかかる費用は交付金対象となるため、工事費の中に含んでおります。

○田邊委員

今回の工事の中に、その撤去の費用も入っているという考えですね、分かりました。

この平面図をもう一度お願いします。海側に向かってずっと既設管が走っていると。新設管から分かれてそのまま県道沿いずっと走っていますね。この部分と、あとこの国

道沿いから走っている部分のこの既設の450の部分については、撤去の部分の工事も何も示されていないというところなんですけど、これについてはどう理解してよろしいのか、お願いします。

○藤井工務課長

工事区間外の撤去計画という御質問ですが、先ほどの質問の補足を踏まえ御回答させていただきます。

新たな送水管を布設する範囲にある旧管路については、基本的には地中から撤去し処分をする予定ですが、地中から撤去するために通行止めになったり、そういう大規模な交通規制が必要となる管路、水路や下水道管などほかの埋設物が支障となり撤去できない管路については、道路陥没などの二次災害発生がないように、管内の空洞をなくすためモルタル充填を行い、地中に残置する方法を検討しております。

ただいま御質問あった海に向かう、南に向かっていく点線だけの部分でございますが、ここの部分につきましては、送水管整備事業終了後に配水本管の整備事業を予定しております。そのときにこの管路があった場所に布設していくという予定を今のところ組んでおりますので、今事業ではここはそのままの残置ということにさせていただきます、その後の計画でここの撤去計画を検討させていただきたいと現在考えております。

以上です。

○田邊委員

もう一点です。今回600の新設、ダクタイトイル管で耐震レベル2とか言われたですね。そして、ほかにステンレスも比較検討にあった。だけど、今回のNSDIPφ600に選定したというところ、メーター当たりの単価、このあたり検討の内容に入っていたのかと、ステンレス管などに比べて何種類かあった管、選定に比べて今回選んだこのNSDIPφ600が予算上で単価が安くて耐震レベル2、そういったものの部分、そういった検討項目があったかどうかだったかというところ、このこういった構造物の場合の選定について分かればお願いします。

○藤井工務課長

管種選定についての費用検討の部分の御質問にお答えいたしますが、当然施工単価比較を行いました。

まず、ステンレス管につきましては、資材費がほかの2本に比べてかなり高額なため、この費用検討で削除させていただきました。

鋼管とダクタイトイル管という比較になりましたが、比較としましては施工単価、管の材料、そして掘削し、その管をつなぐ、そういった労務費、それら総合計を比較しまして、鋼管を施工するよりもダクタイトイル管のほうが安価で施工ができるという数字が出ましたので、これが選定理由の一つとして挙げさせていただいております。

以上でございます。

○田邊委員

より安価でこの工事は行うという考え方の理解でいいんですか。

○藤井工務課長

そのとおりでございます。

討 論：なし

病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第7号 令和4年度光市病院事業会計予算

説 明：桑田病院事業管理者 ～別紙

川崎病院局経営企画課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○大田委員

光総合病院の院内保育の件についてお聞きしたいんですけど、12ページかな、1,606万4,000円の委託料、これ指定管理で出しておるんですよね。違いますか。

○佐古光総合病院総務課長

院内保育につきましては、業者と委託契約を結んでおります。

○大田委員

指定管理じゃなくて委託を結んでおるとのことやね。

○佐古光総合病院総務課長

そのとおりです。

○大田委員

それで、これは、委託する場合にはどういう出し方しちよって。

○佐古光総合病院総務課長

業者選定のことだと思いますが、今回の保育につきましては、プロポーザルで決定をしております。

以上です。

○大田委員

私の聞いたところによると、1回目のときには不落になったようにお聞きしたんですが。

○佐古光総合病院総務課長

1回目のプロポーザルのときには不落札で終わっております。
以上です。

○大田委員

それで、2回目に出されたときには、同じ業者のあれで、前から委託されている業者が同じように取られたと。どういう条件になったのか。

○佐古光総合病院総務課長

保育のプロポーザルにつきましては、1回目は1者ほど応募がありました。プロポーザルで基準点というのを決めておりましたので、プロポーザルの結果、その基準点に達しなかったということで不落札になりました。2回目につきましては、3者の応募がありました。3者でプロポーザルを行いまして、基準点を超えておりましたので、最高得点の業者を候補として上げております。

以上です。

○大田委員

それが、プロポーザルで1者で不合格になって、2回目またそうやって合格になったというのを意味が、同じ業者が取られたというのがちょっと理解に苦しむんですが。

○佐古光総合病院総務課長

1回目のプロポーザルのときには、今契約している業者は手を挙げられませんでした。2回目と別の業者です。その業者が基準点に達しないということで不落札という結果になりました。

以上です。

○委員長

大田委員、予算審査でございますので、できるだけ令和4年度予算に関する質問になるように、御協力をよろしくお願いいたします。

○大田委員

いや、新しく決まったんでしょう。その結果から、来年の9月なら、この9月まで待つてというの。

○委員長

予算の執行状況の詳細については、決算審査だと思しますので、今回の予算のこの4年度予算についての質問に流れ着くようにちょっとお願いしたいと思えます。

○大田委員

それでこの予算書が出ておるわけでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

委託されている業者は、以前委託された業者と、今の答弁では違うような感じがしたんですが、同じですか違うんですか。

○佐古光総合病院総務課長

現在、令和3年度で契約している事業者と、令和4年度から新たにまた長期契約を締結するのですが、事業者は同じ事業者です。

以上です。

○大田委員

同じ事業なんでしょう。それが、一番最初のプロポーザルやったら、同じ業者が不落札して、2回目やったときには3者入って、同じ業者が。

○佐古光総合病院総務課長

1回目のプロポーザルのときには、今の契約している業者は手を挙げませんでした。別の業者が1者だけが手を挙げました。プロポーザルをした結果、当院が決めた基準点に達しませんでしたので不落札という結果になりました。このままではいけないので、2回目のプロポーザルを行いました。そのときには、3者が手を挙げられました。その中で、最高得点の業者を令和4年度からの委託業者として決定しました。それが、令和3年度まで契約している業者、同じ業者に決まったということでございます。

以上です。

○大田委員

そしたら、1回目のときには、今まで委託された業者じゃなくて違う業者1者が手を挙げて不落札と。なぜ同じ業者手を挙げんやっただんじゃろうか。いや、そのところ私分からない。

○佐古光総合病院総務課長

なぜ手を挙げなかったかと言われてますと、分からないのですが、契約が切れる時期になっていましたので、当然、私どももプロポーザルを行うと、そのまま随契ではなくてプロポーザルでまた業者選定を行いますとお伝えしておりました。他の業者さんに不利

益になってはいけませんので、詳しくは申しませんでしたけど、ホームページを見ておいてくださいというお話はさせてもらっています。

○大田委員

その結果が、この2,629万5,000円という予算に上がちよるわけね。

○佐古光総合病院総務課長

はい、そうです。

○大田委員

今度は看護師の件費についてお聞きするんですが、光総合病院は、3年度178人から180人上がちよるんですが、これは、昼でいうたら8時から17時まで勤めて、入院病棟やったら夜間もするいう正職員ですよ。

○佐古光総合病院総務課長

ここに今委員が言われました人数は正職員です。
以上です。

○大田委員

外来なんか、診療室に昼までの看護師さんがおられます。あれはどねえなるわけですか。

○佐古光総合病院総務課長

外来などを担当している看護師には、当然正職員もおりますが、会計年度任用職員のパートタイム、短時間の勤務の看護師がおります。
以上です。

○大田委員

そしたら、その会計年度職員が去年から比べたら33人から27人に減ちよるんですが、これは、要するに件費って上がるが、パートさんは賃金として上がるわけですか。この要するに看護師の職員の中には入らんわけですか。

○佐古光総合病院総務課長

会計年度任用職員は、フルタイムの方も短時間勤務の方も正職員と同じところに入っております。
以上です。

○大田委員

いや、だから、パートさんはこれやなくて、賃金のほうに入るわけですか。

○佐古光総合病院総務課長

いいえ、賃金ではございません。正職員と同じ給与のところに入っております。
以上です。

○大田委員

パートさんも会計年度職員という扱いになるわけですか、契約されているわけですか。

○佐古光総合病院総務課長

はい、そのとおりです。

○大田委員

今度は、医事業務の委託料です。12 ページ、5 行目、医事業務の 4,493 万 4,000 円、
これはどういう業務をされているんですか。

○田中光総合病院医事課長

主に外来の会計を行うスタッフ、外来の受付を行うスタッフと、夜間休日の会計を行う
スタッフになります。

○大田委員

今言われたように、外来の業務を行うといたら、診察室におられる事務員の方、こ
の医事業務の中の一員になっておるわけですか。

○佐古光総合病院総務課長

外来の受付にいる事務は、会計年度任用職員の者もいます。受付のところには医事業
務をしている者もいますし、会計年度任用職員の者もいます。すみません、正式な名前
が出てきませんが、中で医師のサポートをしている医師事務補助者は会計年度任用職員
が行っております。

以上です。

○大田委員

この医療事務においては、そしたら、診察室における補助事務員というのは会計年度職
員がおって、外来の診察室の受付は医療事務がやりよるという解釈ですか。

○田中光総合病院医事課長

各科の外来の受付に関しましては、眼科のみが今委託になっております。外来の受付、
総合受付、中央の受付のほうで受付をしておりますのは、委託の職員となっております。

○大田委員

ここ事務員さんが光は 15 人おられるんですが、総合外来受付の裏側におられる正職員は何人ぐらいおられますか。

○田中光総合病院医事課長

総合受付の裏のスペースは、地域連携室、医事課、医療情報管理室になります。総勢で7名の正職員がおります。

○大田委員

えらい人間がちょっと把握しにくいなと思ってお聞きしたんですが、それは、今そうなっちゃよるといってございまして、大和総合病院において、入院収益が19億7,800万円上がっているんですが、これは、在宅復帰機能強化加算、あれをやって2,900万円の入院費、加算して入るとしたら、これ19億7,800万円の中に含まれているんですか。

○委員長

大田委員、すみません、今は何ページの質問されていますか。

○大田委員

6ページ。

○田村大和総合病院事務部次長

6ページの1番の医業収益、1の入院収益の中に在宅復帰機能強化加算の収益も含まれております。

○大田委員

となると、それがなくても十分黒字でやっていけるということになっておるんですが、一般質問のときに、復帰機能強化加算は159床で答弁なされたんです。そしたら、ここには、療養病床203床って書いてあるんです、1ページに。回復期リハビリ44床というのは書いてないんですが、ちょっとそこのところの説明をお願いしたいんですが。

○田村大和総合病院事務部次長

病床区分なんですけど、一般病床と療養病床という区分になりますので、回復期リハビリテーション病棟の44床は療養病床になります。

○大田委員

その195床の中から、在宅復帰機能強化加算で老健に入れたら、その強化加算が切られるというんが加算の100分の15以内じゃったら計算できないからというんで、随分、平成30年から老健のほうに入っていないわけです。そのときに、一般病床からも、回復期リハビリ病床からも入っているわけです、老健のほうに。そのときの計算はどねえな

るんですか。

○田村大和総合病院事務部次長

一般病床につきましては、老人介護保健施設に行かれまして、在宅復帰の計算には入りません。回復期リハビリテーション病棟につきましては、在宅復帰率というのを求めるようになりますので、老人保健施設に行かれましては、対象から外れ、率が下がることとなります。

○大田委員

今、回復リハビリ病床から入ったから下げるって言っちゃったね。

○田村大和総合病院事務部次長

回復期リハビリテーション病棟には、在宅復帰率という基準もありますので、在宅のほうに行かれた方の人数には入らないということになります。

○大田委員

これは、在宅復帰の強化加算のあれに当てはまるわけ。

○田村大和総合病院事務部次長

在宅復帰機能強化加算は、療養病棟の加算になりますので、回復期リハビリテーション病棟の加算は在宅復帰率と表現して、療養病棟のほうは在宅復帰機能強化加算というのがございます。別の扱いで計算するようになります。

○大田委員

それで、ちょっと分からんので教えてほしいんですが、療養病棟における在宅復帰機能強化加算の中に、私がもろうた資料の中では、在宅復帰に入るか入らないかちょっと分からないんですが、地域包括ケア病棟においては、老健にはその強化加算に入らないよというふうにうたってあるんですが、そのとこちょっと教えてください。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

大和総合病院には、地域包括ケア病棟はございません。

○大田委員

いや、だからないから、この在宅機能強化加算療養病棟においても、そのところはどいうふうな取り方をしているのかとお聞きしているだけです。要するに、在宅機能強化加算においては、老健は中間施設だから在宅復帰にはなりませんよという計算方法になっていると思うんです。それなのに、わざわざ地域包括ケア病棟においては、老健の名前がうたってあるんですが、療養病床においてはというのがうたっていないから、そのところのちょっと関連性を教えてくださいということなんです。

地域包括ケア病棟が始めから駄目よとうたってあるわけです。

○田中光総合病院医事課長

地域包括ケア病棟におきましては、在宅機能強化加算というのはいないんですけども、そもそも地域包括ケア病棟の施設基準の要件のほうに、在宅の復帰する患者さんの割合が7割以上なければいけないという要素がありまして、その中では介護老健施設に入った場合は対象外になるという項目がございます。

○大田委員

その7割以上が在宅に復帰しなくてはいけないという解釈の基に今計算しているわけですか。

○田中光総合病院医事課長

おっしゃるとおりです。

○大田委員

だから、平成30年に在宅復帰機能強化加算を大和総合病院が取得というか、獲得してやっておられるわけです。それまでは、20人か30人ぐらい老健のほうに入れられて、それで、それを取られたら、大和から11人やったですか、行って、そのうちの7人が一般病床から、それから、2人が療養病床から、2人が回復期リハビリテーションから入っちゃってわけです。その前は、十何人入っちゃってわけです、22から十何人、それなのに、取られたからそうなったから、老健に対するというのが思いがあつてんかなど思ってお聞きしているんですが、わざわざ在宅機能強化加算30人取られたというのは。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

在宅復帰機能強化加算は、大和総合病院が医療の質の向上のために算定を開始したものです。

以上です。

○大田委員

だから、なぜそれを取って、まほろばにもつながるじゃろう、まほろばのほうに患者を送らないようにしたというのが、意味が分からないわけです。大和病院がわざわざそれを取らなくてはならないと。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

大和総合病院からまほろばに患者を送らせないがために在宅復帰機能強化加算を取ったわけではなく、医療の質の向上のために算定を開始したのが目的です。なぜ開始したかといいますと、平成30年度に在宅復帰機能強化加算の点数が上げられたことをきっかけに、大和総合病院でも検討を重ねて、医療の質の向上を図ろうという結論に達しま

したので、これを算定し始めたということでございます。

○大田委員

医療福祉の向上と言われた。

それで、在宅に何人ぐらい帰しよってんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

令和2年度で療養病棟から退院した患者数は45名でございます。

○大田委員

そのうち45人が在宅に療養病床から行ったと、いいんですね。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

退院されて在宅に復帰した人数です。

○大田委員

平成29年は。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

29年度は資料を持ち合わせておりませんが、平成30年度は27名となっております。

○大田委員

中間施設の老健に行った人数。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

令和2年度で16名です。

○大田委員

平成30年から令和3年度までと平成29年度の人計を上げてください。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

大和総合病院から老健への入所者数ですが、29年度が50名、30年度が23名、令和元年度が24名、令和2年度が16名でございます。

○大田委員

こういうふうに、平成29年度50名も送っちゃってわけです。一気に30名以上が少なくなったわけです。そしたら、2,900万円下がっても1億9,000万円ある中で黒字経

営はなっていくわけです、大和総合病院は。そやから、そういうふうにもう一工夫も、二工夫もいるんじゃないかと思うんです。そやから、大和総合病院ももう少しいろんな工夫をされるようお願いしたいんですが、そしたら、もっとほかのほうで収益も上げるようにできるんじゃないかと思うんです。これ以上言うてもあれなんです。またまほろばのときにお聞きしますが。ぜひそのところをお考えしてくださるほうがいいんじゃないかと思っております。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

先ほど申しあげました数字は、大和総合病院から老健へ入所した人数で、大和総合病院からまほろばに入所した人数ではございませんので、補足させていただきます。

○大田委員

そうなん。ということは、まほろばだけじゃなくて、ほかの老健にも送ったということね。まほろばに何人送ったか教えてください。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

まほろばへの入所は、平成29年度が37名、30年度が11名、令和元年度が17名、令和2年度が10名でございます。

○大田委員

要するに、大和総合病院から37名も29年度は行っちゃってわけいね。それから一挙に11名、12名とか下がって行って、24、5名下がってきたわけです。それは、はっきりこういうふうに出ちよるわけです。それで、45人も令和2年度は在宅に持っていったと。在宅に持って行って、それから後の条件はどねえなったか。たしか1か月以上在宅にしなくちゃいけないんです。その後の追跡されたです。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

1月以内に他の病院に入院された方がいるかないかを追跡しております。

○大田委員

それ1月は条件にうたってあるから、1月は在宅しなくちゃ在宅復帰と認めないから、その1月以降は追っていないんでしょう。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

1月以上把握しているかどうかにつきましては、把握はしておりません。

○大田委員

じゃけえ、その人たちがどこに行ったかというのも全然把握していないわけです。1月は条件にうたってあるから、在宅復帰率の在宅数として計算しなくちゃいけないから、

それが半月じゃったら、それは在宅とみなさんよというふうにならなくてあるから、じゃけえ、1月はそれは見守るでしょうが、1月どこに行ってもいいよと。極端な言い方すれば老健に行ってもいいよというような感じになるわけです。だから、そこではあもう1月満たしたからという条件で加算をもらえるからというんで1月だけは見守ったと思うんですが。その家族が1月ほど面倒見て、それ以降は、面倒がどうしても見れんから、どっかの施設に入れんにゃいけん、また、病院に入れんにゃいけん、こうなるんです。だから、この在宅復帰率というのも、それは、特養とか有料老人ホームとか、ああいうところは在宅としてみなすから、あっちのほうも入所されるようにするんでしょうけど、そここのところはよう考えてもらって、もう明らかに大和病院からまほろばに29年は37人も行ったら、それ以降は10人ちょっとしか入っていない。明らかに数字で出てきちよるわけです。そのために、70人の定員がぐっと下がってきちよるわけです、そのときに。またまほろばでもう一遍聞きます。

○田邊委員

こんにちは。病院局についてお伺いします。

予算書4ページ、病院局全体の部分です。光市病院局事業会計予算実施計画において、医療収益65億212万円についてです。後発医療品ジェネリック医薬品について、厚生労働省が2021年6月の閣議決定において、2023年度までに全ての都道府県で80%以上とする新たな目標、これが定められたと思います。病院局では、この後発医療品ジェネリックについて、これは患者のほうの希望もあるとは思いますが、令和4年度の予算においてはどのような形で考えておられるか、その辺りをお聞きしたい。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院におきましては、令和2年度の時点で、ジェネリック医薬品が存在する医薬品に対して、ジェネリック医薬品を提供している割合、これが規格単位数量比率で86.78%となっております。令和4年度につきましても、継続してこの数字を維持していきたいと考えております。

○田村大和総合病院事務部次長

大和総合病院も光総合病院と同じように計算することになりますが、令和2年度が94.9%でございます。

○田邊委員

それなら、厚生労働省の2021年6月の閣議決定においての80%はもうクリアをしているというような理解でよろしいのでしょうか。

○田中光総合病院医事課長

そのとおりでございます。

○田村大和総合病院事務部次長
そのとおりでございます。

○田邊委員

それでは、このジェネリックの医薬品が多くなると、そういった病院にインセンティブなど報酬金、国からの補助金などはあるのでしょうか。

○田中光総合病院医事課長

ジェネリック医薬品に変更することでの病院へのインセンティブとしては、後発医薬品の使用体制加算というものが施設基準として設けられております。光総合病院ですが、後発医薬品の使用体制加算に、入院の初日に 42 点算定できるんですけども、それを現在算定中でございます。

○田村大和総合病院事務部次長

大和総合病院も光総合病院と同じようになりますが、外来の加算はございません。入院患者さんにつきましては、入院の初日に後発医薬品使用体制加算の 1 を算定しておりますので、点数としては 47 点、金額としては 470 円が 1 回算定できます。

○田邊委員

もう一度光総合病院のほうを教えてください。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院のほうは、後発医薬品使用体制加算の 2 を算定しております。入院初日に 42 点となります。

○田邊委員

1 回当たりの金額、大和総合病院のほうは 470 円とお聞きしましたが。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院のほうは 42 点ですので 420 円になります。

○田邊委員

分かりました。今の予算で、病院事業収益が 70 億 4,580 万円についての、在宅復帰機能強化加算、これどれぐらいの額になるか、大和総合病院のほうは聞いておるんですけど、光総合病院についてはどんな考え方でやっておられるのかというところを教えてください。

○田中光総合病院医事課長

御質問のありました在宅復帰機能強化加算についてですけども、光総合病院において

届出をしております入院基本料、急性期一般病棟入院基本料1と、地域包括ケア病棟入院基本料2につきましては、在宅復帰機能強化加算というものはございません。その代わりに、施設基準自体にある程度の在宅復帰率を求められることになっております。急性期一般病棟の入院基本料の1では80%、地域包括ケア病棟の入院基本料のほうでは70%の在宅復帰率が求められております。

○田邊委員

分かりました。今言われるのは、急性期一般の7対1病棟という考え方です。

○田中光総合病院医事課長

おっしゃるとおりです。

○田邊委員

その中で、この急性期一般病棟7対1については、平成29年度まで老健、この在宅等というくくりで、老健保健施設はいわゆる加算があったと。そして平成30年以降の改定でも老健施設オーケーだよという形は正しいですか。

○田中光総合病院医事課長

急性期一般入院基本料につきましては、老健のほうは在宅扱いとなるというのはおっしゃるとおりです。

○田邊委員

ここで数字を教えてくださいなんですけど、光総合病院から老健施設に入られた患者数、その割合を、先ほども先行委員の答弁にあったように、平成29年から令和2年までの人数が分かれば教えてください。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院のほうから退院後にまほろばに入所された方ですけども、平成29年度が15名、30年度が15名、31年度が14名、令和2年度が14名となっております。

○田邊委員

分かりました。次に行きます。

予算参考資料の12ページ、委託料の2行目、施設警備業務委託料、これが839万円と上がっていると。説明では業務の見直しと聞いたんですけど、具体的な部分を教えてもらいたいんです。この施設警備業務委託、光総合病院のほうとありますけど。

○佐古光総合病院総務課長

施設警備業務委託料の見直しなんですけど、まずは人件費が上がっているということがございますので、その辺の管理費のほうがまず上がっております。それから、定期交換

部品やいろいろ点検とかしていただいていますので、そのときの保守部品、そういったものも当然支出していくものですので、今回この契約の中を含めたという形になっております。

以上です。

○田邊委員

今、人件費の部分は単年度毎回かかると、同額クラスとはなるとは思うんですけど、保守点検の部分というのは、それは、単年度なんですか、1年ごとにそれだけがまたかかるようなものなんでしょうか、その辺りを教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

このたび3年契約を結んでおりますので、当然多くかかる年とかからない年とかがあると思います。その辺は平準化されて、3年間に振り分けられているという認識でおります。

以上です。

○田邊委員

だから、この1億507万円というこの委託料については、3年間で均等割という考え方でよろしいのでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

3年契約ですが均等というわけではありません。例えば、今回空調のフィルターとかの交換もお願いをするんですが、そのフィルター自体は1年目で購入します。ですから、2年目、3年目はそういったものは必要ありません。それを定期的にメンテナンスするうちに交換とかしていきますので、ちょっと1年目で高くなるというものもあります。

3年間全く一緒ということではなく、その年によって若干の移動があるということでございます。

以上です。

○田邊委員

従来の保守点検、整備業務ではいかなかったという理由はこういったわけなんです。前年度の額では駄目だったというところをちょっと教えてほしい。

○佐古光総合病院総務課長

令和3年まで結んでおりました施設警備業務委託ですが、新病院を開院するときに、コンサルトの御協力を得まして、光総合病院ではこういう仕様が妥当ではないかというのを提示していただいて、プロポーザルを行って、今の業者を決めております。3年間いろいろやっておまして、当総合病院に合った仕様と言いますか、ここは必要ないんじゃないか、これはやっていただいたほうがいいんじゃないかというのを3年間かけて

いろいろ見直しをしておりました。この度、今後こういう形が一番いいのではないかと
いうふうにたどり着いたのが今回の契約になっております。

以上です。

○田邊委員

見直しをしたが、額の面ではちょっと大きくなったよということですか。

○佐古光総合病院総務課長

結果的にそのようになりました。

以上です。

○田邊委員

分かりました。予算参考資料の1ページお願いします。

2の年間患者予定数、これが大幅に減っている、3,175人と見積もっておりますと。
2の下段、病院事業トータルで。これ先ほどの説明にはありました。3年度の実績によ
っての数値ということなんですけど、ここまで大幅に減ったというところをもう少し具
体的に教えてほしい、そして、予算の組み方の部分も教えてほしい。

○佐古光総合病院総務課長

外来患者数につきましては、今回実績を基に算出をいたしました。コロナの影響とい
うのもございますので、患者数は減っているんですが、診療の外来の1人当たり単価と
いうのが、前年に比べますと、若干、決算見込みのときに高くなりましたので、単価を
上昇させるということを行いました。患者数も、当然目標としては、令和3年度の患者
数で行きたいところではあるのですが、単価が高くなりました影響もございまして、決
算見込みというか、令和3年度の患者見込み数に若干近づけた形にしております。

以上です。

○田邊委員

この部分が計画に反映する部分だと思います。大変重要な部分なんで、もっと最初の説
明で詳しくしてほしいなというところですよ。確固たる理由があるのが望ましいと、私は
思います。

予算参考資料の5ページお願いします。

光総合病院の起債借入れ5,000万円、そして、9ページ、大和総合病院の起債借入れ
1億1,160万円です。この起債借入れとの償還の計画などあるなら、最後にお伺いた
い。

以上です。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院についてですが、新病院を建設するときに収支計画というのを立てました。

その中に当然新たな借入れと償還の部分というのを組み込みながら計画を立てました。今その起債の計画というか、金額のほうは、その当時の収支計画を基に、今現在のところは起債の額を決めて進めております。

特別計画の中に何を何年度に買いますというものは、特に決めてはないのですが、当然、金額の多くかかる電子カルテとか、そういった高額な機器を購入する年度というのは、その年にできるかどうかは分かりませんが、ある程度年度を決めて計画を立てて、建設のときに、当時そういう計画を立てましたので、今はその計画で進んでおります。

以上です。

○田邊委員

年次計画で進んでいるというところで、先ほども言った、外来患者の 3,175 人、これの減の実績でいうと、やっぱりそういったところがだんだん難しくなったり、崩れてしてくる部分があるので、今後も健全経営というのをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

②議案第 8 号 令和 4 年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説 明：中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

参考資料の 1 ページをお願いします。

先ほども説明にありました年間利用者予定数、これについては、一般会計からの経営支援により、目標数値を見直しましたという説明がありました。この中で、令和 4 年度の計画では、入所で 2,920 人、通所で 514 人の減ですが、一般会計からの経営支援というところの部分をもう少し詳しく教えてください。それによつての影響、この減少したところをお願いします。

○原田介護老人保健施設事務係長

現在、介護サービス事業者が近隣に多いことや、コロナ禍であることから、今まで想定した人数の利用者の確保が難しい状況であり、改めて目標値の見直しをしたところでございます。

また、一般会計からの経営支援を受けるに当たっての実情としましては、資金のほう
がもう枯渇する状況にあります。資金が枯渇すると経営ができなくなるため、これまで
の実績を考慮し、目標値の見直しを行ったというところでございます。

以上です。

○田邊委員

その辺りは理解しました。

それでは、予算書の4ページをお願いします。

収益的収入の部分、施設療養費収益の部分です。令和3年度が1日平均68人という
計算であったと、そして、令和4年度は60人の平均、この部分は入所者の収益の部
分。そして、通所者療養費収益の部分では、令和3年度が1日平均22人、そして、令
和4年度、1日平均が20人で、これらの差額。今言う一般会計からの経営支援、近隣
地区の介護の状況を鑑みたというところなんですけど、前年度どおりの計算とした場合
には。実質的にはどれぐらいの差額になるのでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません。単価的には前年度の実績を基に算出しておりますので、従来どおりの計
算方法を試算しておりませんので、今数値を申し上げることはできません。申し訳ござ
いませぬ。

○田邊委員

それなら、ここに書いてある、1日60人、延べ2万1,900人掛けの1万822円、こ
れ掛けて68人と計算して幾らになるか。そして、通所の1日平均20人、延べ5,140人
掛け8,843円、この数値によって、令和3年度の数値のあたりでは、どれぐらいの差が
あるかというところをお願いします。

○原田介護老人保健施設事務係長

ちょっと時間をください。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。入所者療養収益ですが、平均入所者数を68で計算した場合、2億
6,860万円、それから、通所のほうを平均22人で計算した場合には、4,999万円になり
ます。

以上です。

○田邊委員

だから、その差額が幾らになるのかというところ、今、見積り額があるじゃないで

すか、ここに、62 のときと、20 人のところ、その部分、今の数値から計算して、どれだけ増になるという計算になります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○原田介護老人保健施設事務係長

入所者療養費収益の差でございますが 3,160 万円、通所者療養費収益の差が 454 万円、合わせて 3,614 万円の差でございます。

○田邊委員

だから、今の数値目標を変えないで、3年度の当初見込みでいったその人数だったら、その辺りは所管が計算したところなんですけど、そういった開きがある部分、それが一般会計の繰入れたら少しは楽になったんじゃないかなと、私は思うところであります。

しかし、経営支援によって、どういった考えで目標数値を決められたかというのは、地域の介護状況によって、その数値を今年度は目標として行うというところではあるんですけど、その辺りが、この予算書を見ると、もうまほろばについては入所がかなり厳しいように見えるので、その辺りが私は気になるところで、予算のときにこの質問はしたかったのであります。

今度は、事業外収益の部分で、今のこの予算書の4ページの一般会計補助金1億1,856万5,000円、これについて企業債利息の757万円というのは分かるんですけど、経営支援の部分が幾らか、そして、基礎年金拠出金の部分と児童手当の部分、どこに載っているのかなと思うんですけど、ここを教えてもらいたい。

○原田介護老人保健施設事務係長

改めて収益的収入の補助金の1億1,856万5,000円の内訳を申し上げます。経営支援1億円、企業債利息757万7,000円、基礎年金拠出金979万2,000円、それから、児童手当分119万6,000円でございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

最後の質問、予算説明書の7ページ、委託料、それから、4行目、介護業務委託料、昨年度と同額の1,040万2,000円、これ通常介護業務の委託料というのがあまり見受けられないような気がするんですけど、これをもうちょっと詳しく教えてもらいたいんです。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護職員の不足を補うため、介護職員を人材派遣会社の委託職員等で補填したものでございます。

以上です。

○田邊委員

これは、昨年度の実績でどれぐらいの割合ですか。何人で何日間とか、わかれば教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

令和2年度は、常勤換算で2.6人、令和3年度は1名減の常勤換算で1.6人でございます。日数に関しては、令和2年度は常勤が2人ございましたので、1か月が22日以下で、2人の12日間で528日分と、12日以下で1人の12か月で144日間で令和2年度で行った日数でございます。令和3年度は、その常勤の1人分が減になっております。以上です。

○田邊委員

こちらのほうの職員のほうの明細のほうには、その部分が入らないんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

見込みのとおりでございます。

○田邊委員

それを合わせて介護職員はどんな形で、何名単位でやっていますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護職員ですけれども、令和2年度で正職が12名、それから、フルタイムが9名、それから、パートタイムが1名、令和2年度は派遣が3名という形で実施しております。以上です。

○田邊委員

分かりました。以上です。

○大田委員

市長の施政方針でも言われたように、これが直営としての最後の予算だろうと思うんですが、ちょっとお聞きします。

予算書の4ページ、今、先ほど同僚委員も言われたんですが、1日平均60人でこのたび計算されているわけです。市長の施政方針と違うんですが、どちらが本当なんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

施政方針では、短期入所は、入所の空所利用という形を取っておりますので、61年入

所を 61 人、通所を 20 人という形で報告したと記憶しております。
以上です。

○大田委員

短期入所も入れて 61 人とされておる。そやから 61 人と市長の施政方針で言われた。単価も全然違いますいね、予算組むのも。

○原田介護老人保健施設事務係長

あくまでも介護老人保健施設事業においては、短期入所は設置義務はございません。入所の空床利用という形を取っておりますので、単価は違うかもしれませんが、一応入所の一部という形で報告をさせていただいております。
以上です。

○大田委員

それで、60 人とやられたと。それは次に移るんですが、このたび一般会計補助金から 1 億 9,630 万 1,000 円入って、収支的に 1 億 1,856 万 5,000 円、資本的に 7,503 万 6,000 円入っているんですが、これ経営支援として今 1 億円と言われたんですが、それで企業債は全部チャラになるんですか、企業債ないし全部の借金は。

○原田介護老人保健施設事務係長

今、委員が問われていることは、最後まで未償還金までを含めた額を想定されていらっしゃるのかもしれませんが、あくまでもこれは令和 4 年度に必要な経費を補助していただいた額になります。
以上です。

○大田委員

そのときの企業債はどねえなるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

現在、民間譲渡に向けて準備を進めると市長が表明しただけで、何も今後決まっております。一般会計とも協議しているわけではなく、現段階で企業債について述べることはできません。
以上です。

○大田委員

それで、市長も施政方針で述べられたように、これ民間譲渡というのはいつ頃決められたんですか。

○西村病院局管理部長

民間譲渡を決めたのはいつかという御質問でございますが、たしか2月だったと思います。

○大田委員

2月に決められたんです。私、書類を持っているんですが、去年の7月に桑田管理者がマーケットサウンディングを出されるときに、ちゃんとここにうたってあるんです。施設の運営開始日は令和5年4月1日と、7月に出されたときに、それが2月に決められたんですか。

○西村病院局管理部長

委員がそれ言われているのは、あくまで案でございます。令和5年4月1日と今言われましたけど、それたしか案と書いていると思うんですけど、ですから、何も決まっているものはございません。

○大田委員

民営化、譲渡または貸付後の運営に関する条件で、施設の運営開始日は令和5年4月1日とする、それ条件のところに案も何もありません。それも、光市介護老人保健施設ナイスケアまほろばの民間活力導入に向けたマーケットサウンディングの実施について、令和3年1月吉日、ナイスケアまほろば、光市病院管理者、桑田憲幸、きちっとうたってあるんです。それで、2月に決めた、ここには4月1日と、どういうことなんですか。

○西村病院局管理部長

マーケットサウンディングするためには、ある程度の条件というのを民間事業者に示す必要があります。そのため、仮定として令和5年4月1日に民間譲渡するという案をお示ししていろいろな意見をお伺いしたということでございます。

○大田委員

案としてお示しした。これなんかが出たらいけないから秘密保持契約書というのを結ばれたんと思うんです。だから、要するにもう7月に出して、現地見学会、サウンディング実施期間、8月の31日に終わるようになっちょるんです。日程までこういうふうにはしっと決まっているんです。それが2月に決まったと。ちょっと教えてください。

○西村病院局管理部長

委員がサウンディング調査というのをよく御存じじゃないのかもしれないんで、そういう御質問されているんだと思うんです。サウンディング調査というものは、民間事業者をいろんな様々な意見をお聞きするものです。そのためには、まず民間事業者に施設の民営化等を検討しているその施設を実際に見ていただいて、実際に目で確認しているような御意見を頂くと、そういうような方法を取るのが一般的でございます。そして、そ

の中で我々と意見交換をしたものについては、秘密事項として秘密保持をするというのが一般的なやり方でございます。

以上です。

○大田委員

いや、こういうふうに、施設の運営開始日は令和5年4月1日とするとうたってある。それを、ほかの人に知ってほしくないから、秘密保持誓約書というのを結んだわけでしょう。

○西村病院局管理部長

それは違います。サウンディング調査の中で、我々と事業者がお話したその内容について、それは秘密にしてくださいねということでございます。

○大田委員

もう一遍お願いします。

○西村病院局管理部長

事業者と我々が話をする。サウンディング調査ですから、いろんな御意見をお伺いいたします。そのとき我々もいろんな話をします。その内容については秘密にしてくださいねということでございます。

○大田委員

このサウンディングすること自体も秘密にしないよと、でしょう。

○西村病院局管理部長

サウンディング調査について、秘密にしてくださいというお願いはしておりません。

○大田委員

いや、秘密情報の取扱いについての次に、秘密保持誓約書で1、2、3、4、5あるんですが、それと一体となって、桑田管理者が全部、別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6の、あれは秘密保持にしないよということでしょう。

○西村病院局管理部長

秘密保持については、サウンディング調査、それに参加していただいた事業者が対象でございます。

○大田委員

そやから、もうこれが一体となっている、この書類が一体となっているんでしょう。それを、私がこう言えば、こっちがこういうふうな感じになるんですが、でも、これは

一体となった書類でしょう。

○吉本副市長

皆さん方に誤解を持たれるといけないので、委員が今言われているのはこの資料なんだろうと思うんですけども、秘密情報の定義を読まれていると思いますけども、それを改めてここで読み上げたいと思います。

本誓約書における秘密情報とは、本件に関する以下の各号に掲げる情報とします。

1、本件の一連の過程において、光市から提供を受けた一切の情報。2、本件における意見交換内容等の情報。これを先ほど西村部長が申し上げたところでございます。

以上であります。

○大田委員

だから、本件の一連の過程において提供を受けた実際の情報、その中には、令和5年4月1日から民営開始の日とするというのも、それも本市からの提供でしょう。

○吉本副市長

クローズ型のサウンディング調査においては、こういうのはよくある取り決めであります。

以上です。

○大田委員

いや、だから、本市からの提供を受けた情報なんでしょう。違うんですか。本市からの提供を受けた情報が、施設の運営開始日は令和5年4月1日とする、民間譲渡のことに関してうたってあるわけでしょう。それを秘密にしないよということなんでしょう。

○西村病院局管理部長

本市から受けた提供というのは、サウンディング調査時における話です。民間事業者とは、意見交換するとき、我々がいろんな話をします。そういった内容のことを言います。

以上です。

○吉本副市長

サウンディング調査というのは、相手と対話形式で、いわゆるマーケット調査をするという意味なんです。当然、発注者、こちら側と相手側が実際に会っていろいろやり取りする。そのやり取りの内容は、秘密にしてくださいねといったものです。

○大田委員

これの書類の民間に書類は全部、極端な言い方です。全部ばらしてもええということです。要するに市から提供を受けたなら、令和5年の4月1日から民間にするよと、そ

やからというのは、皆さんに、極端な言い方です、ばらしてもええということですね。市からそういうふうに提供を受けたと。

○吉本副市長

12月にも説明をさせてもらったと思うんですが、このサウンディング調査をするしない、このことを秘密にせよというものではありません。ですから、委員が多分どっかから入手されたんだろうと思うんですけども、ただ、実際にこちらと相手側でやり取りする内容については秘密にしてくださいねというものです。これは、よくある取り決めであります。

以上です。

○大田委員

そしたら、これの要するに今もらった別紙1、2、3、4の件については、皆さんにお知らせしても別段、ただ、1対1で会話した内容だけを秘密にしてくださいよという、そしたら、この4月1日とするというのは開示してもええわけいね。

○吉本副市長

先ほども西村部長がお答えしたように、サウンディング調査をする際に、いろいろ仮定の下で、こうなるとした場合にはどうお考えですかとか、こうやるとしたらどうお考えですかとかいうのは、マーケット調査では当たり前のことです。やみくもに検討するんじゃないで、仮に令和5年4月1日に民営化するとしたら、どうお考えですかと、何か仮定がないと、相手の事業者は全く判断もつかんし、意見も言えんじゃないですか。ですから、あくまでも仮定でこうするとした場合、どうお考えですかというような、これが資料です。

ですから、これは、先ほどから、またこれまでも、我々が説明しているように、この2月に市長の施政方針で方針は述べさせてもらいましたけども、今後の手続、取組については今からであります。何も決まっておられません。ただ、決まっておりますのは、民間事業者へ譲渡するという方針を我々が決めたことです。

以上です。

○大田委員

これは何ぼ言うても平行線なんですけど、一般の人が考えるのには、当然この書類は全部が秘密保持の一環に当たるやろうというふうに、一般の人は見ます。それは、要するに、話した内容を秘密にしてくださいよと、こういうふうな書類が出ている限りでは、そういうふうに皆さん思います。そして、これは何ぼ言うても平行線になろうが、一般の人はそういうふうに思っています。それで、また、令和5年の4月1日から民間に渡すんじゃないというふうに、市長も施政方針で民間譲渡を熟考の末決めましたという施政方針で言われているから、そういうふうに考えられると思います。

また、我々は、今管理部長が言われたように、2月に決められたと言われたんですが、

そういうふうには思いませんから、もうはあ7月の時点でこういうふうに出して、令和5年の4月1日からというふうに書類もあることやし、そういうふうを考えて、我々に対して、9月の議会、12月の議会に対して、我々をというのは、そういうふうには執行部は考えておったんだなというふうには思っております。

○吉本副市長

改めて申し上げたいと思えますけども、先日の施政方針で初めて市としての方針を述べさせてもらったわけです。市長が申しましたように、我々は、この施設が抱える様々な課題、これを解消して、将来にわたって安定的にかつ効率的に施設運営ができ、そして、介護サービスを利用される方に対して、より質の高いサービスを提供するには、どのような方策があるのか、どのような施設運営が望ましいのか、これまで病院局とともに熟考を重ねてきたところであります。その結果、本施設を民間譲渡によって再生していく、これが最善の方法であるという判断をしたものであります。

ですから、先ほど西村部長が申し上げたように、これまでも検討を重ねましたが、熟考を重ねてきましたけども、最終的に判断したのが2月ということであります。ですから、委員が言われるように7月で決まっておったとか、これまでもう既に決まっておったと、そういうことは全くありません。

以上であります。

○大田委員

全くないと言われると、そしたら、直営としたら、どういうふうにしたらいいかという考えは、どのような考えが出ましたか、教えてください。

○吉本副市長

それについては詳しく、この後、方針等を説明するようになっておりますので、その場で意見のやり取りをしてもらったと思います。

以上です。

○大田委員

分かりました。次のまほろばのあれに対してから、もう一遍聞きましょう。企業債の残りは、どういうふうな考えでおられますか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

光市が償還していくものです。

○大田委員

市が償還していくように言われたですね。
民間譲渡した方が……。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

現時点で何も決まったものはないんですけども、市が借金をしたものですので、現状では、市が返すべきものではないかと思っております。

○大田委員

大体どのくらい残っているんですか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

予算書の令和3年度末の貸借対照表を、予算書の26ページの3固定負債の企業債のところ、3億2,319万4,000円。これが固定負債に整理された企業債で、その下の4番の流動負債の企業債、約5,000万円の企業債、これが残りの企業債です。令和3年度末での残りです。

○大田委員

そうしたら、3億7,324万円。それだけの企業債が残ると、それを市が民間譲渡した後、市が返済していくということでございますね。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

まだ、そのあたりは決まったものはございません。

○大田委員

それも決まっていないと。

そうしたら、これは従業員の方が47名おられますが、その宛先というのは、どのようになっている。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

今いらっしゃる職員がどうなるかということを申し上げますと、それは、現状決まったものはございませんが、職員に不利益がないように、今後に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○大田委員

一般職の方は、一般事務に移っても何らあれじゃろうと思うんですが、介護士やら看護師さんらは専門職でおられるわけですよ。それが、一般職に戻るといことになるとなかなか大変なことになると思うんですが、そこら辺のところは、もう今から、市長が言われたんだけど、考えなくてはいけないと思うんですが、どんなですか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

職種に応じた、そういったところは考慮しながら進めていく必要があると思いますけ

れども、現状、決まったものはない状況でございます。
以上です。

○大田委員

何もない、何もない、そうしたら、直営として考えたことは、いまだ全然考えたことがないと。何もない、何もない、民間譲渡だけはすると、そのところは、なかなかちよっとどうかなどは思うんですが。

それと、ここにあれがあるんですよ、減価償却費。

○委員長

大田委員、何ページですか。

○大田委員

予算書の6ページ、これは、令和4年度と令和3年度の貸借対照表の減価償却累計額から、令和3年から4年を引いた額がここに当たるんじゃないと思うんですが、違いますかね。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

令和4年度の減価償却費が、令和3年度末の貸借対照表にプラスされて累計額が上ってまいります。

○大田委員

だから、今、私が言うたの間違いないですね。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

減価償却費だけでなく、資産減耗費などが除却によって上がってくる場合もございますけれども、減価償却された、費用化されたものが上がってくるのが減価償却費です。

○大田委員

だから、令和3年度の貸借対照表の減価償却費と令和4年度の減価償却費の計算したものが、ここに上がってくるわけでしょう。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

除却等があった場合は、それがそのまま上がってくる場合じゃない場合もあります。

○大田委員

除却なんかがある場合は、それは上がらないかも分からない。大体、それが上がってくるわけでしょう、違うんですか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長
大体そういった理解でよろしいかと思えます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員

そうすると、ここに建物・構築物、機械備品、車両、あれを計算するとなかなか合わないんですね。それは、償却あるいは入っているんかも分からないんですが、そこら辺のところをちょっと説明してほしいですが。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

令和3年度の予定貸借対照表の例えば建物なんですけれども、マイナス5億3,339万7,000円、これに今年度予算執行額の6ページ、建物減価償却費2,619万5,000円を足しますと、これが19ページの令和4年度の減価償却累計額5億5,959万2,000円に一致しております。

以上です。

○大田委員

25ページの5億3,339万7,000円に2,619万5,000円を足すわけね。そっちのほうでやるわけね。右側の25ページの5億1,415万1,000円の計算じゃないわけね。

了解しました。そうですか、私の勘違いですね、それはすみません。合わないからなあと思って。

それから、8ページの一般会計補助金の7,503万6,000円の企業債償還元金は何ぼぐらいになるんですか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

令和4年度企業債償還元金ですが、5,003万6,000円です。

○大田委員

そうすると、空調整備機器が2,500万円ということで、それで前年度からの空調機械のやりよったの、それで完全に終わるわけですか、支払いは。

○原田介護老人保健施設事務係長

8ページを御覧いただくと、空調のほうは、予算では支出のほうは2,983万4,000円で、そのうち2,500万円を一般会計から補助していただくという形になります。

3か年をかけて空調整備をしております、令和4年度が最後の年と予定しており、これで空調のほうは終了することになります。

以上でございます。

○大田委員

はい、分かりました。

それから、エレベーターの維持点検補修とかいうのも、渡すときにはもう終わっちゃやるわけですね。もうしなくてもいいわけですね。

○原田介護老人保健施設事務係長

エレベーターとかの補修については、現在、運用するに当たって、業者と契約をして行っているものでございます。

仮に、民間業者に譲渡した場合には、その新しい民間業者が何らかの形で保守点検業務を委託するのではないかと考えられます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、お風呂の暖房、ボイラーなんかも、そういう考えでよろしいわけですね。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設は、ボイラーはなく電気で動いておりますが、建物等に関しては、今、うちで借りているのは起債償還分のみでございますので、そちらのほうが終われば、全ての支払いは済むことになります。

以上でございます。

○大田委員

はい、了解。終わります。

○早稲田委員

1点だけあります。

参考資料の7ページの賃借料のコンピューターのところで、予算が増えていますがけれども、新しいコンピューターを導入されるのでしょうか。その場合だったら、何台等を教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

予算参考資料の7ページのコンピューターの53万円の増につきましては、介護保険システムのソフトの料金が上がったためでございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。ソフトの料金ということで理解しました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」のあり方に係る基本的な方針

説 明：中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○西崎委員

このまほろばのあり方に係る基本的な方針を読ませていただきました。

令和4年度、7,200万円の資金残高がマイナスになるという理由をいろいろ書いてありますけど、私はこれを読んで、利用者の確保とか、介護サービスの向上が原因ではなくて、人件費にかかるものと思っております。

それは、当局の分析でも……。

○委員長

西崎委員、どこのページか……。

○西崎委員

28ページを見ますと、全国の老健平均よりも給与費の事業収益に対する比率が82.7%と、まほろばは極めて高いんです。

この過日の一般質問で議員が、70名の入所に対して、それから通所30名と、これをずっと満杯にしたときに黒字になるのかという質問をしたら、それでも赤字は続くでしょうという回答があったと思うんですけど、まさに私もそのとおりだと思います。

それで、何点か質問をいたします。

19ページ下段に職員の配置状況というのがございますが、これは、国のほうの配置基準もあると思うんですけど、これに比較して職員合計は多いんですか、少ないんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

配置基準については最低限の人数であり、加算等を加味していない人数になりますので、必然的に当施設の職員数は、この配置基準よりは多いことになっております。

以上でございます。

○西崎委員

次に、職員の1人当たりの給与というのは、この令和4年度の事業会計予算書の13ページに出ております。

これは、私は、何級何号に金額を入れた、月額を入れたものが欲しかったんですけども、これに代えて、3の令和4年4月1日現在の職種別平均給与月額並びに平均年齢が出ておりますけど、これを見ますと、大体平均値の看護師さんなら50歳4か月で40万6,837円、介護士さんが平均年齢42.9か月で36万1,700円というふうに出ておるわけですけど、これは上段の基本給にプラス、その他時間外等が入っていると思います。その解釈でいいんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お見込みのとおりでございます。

○西崎委員

まほろばに係る特殊勤務手当というのがあるかと思うんですけど、それが、この基本の方針の在り方に係る基本的な方針には出ていないんでございますけど、どういう特殊勤務手当があるんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設の特殊勤務手当でございますが、夜間看護の固定費、1人当たり7,300円。それから、夜間介護が6,200円。それから、年末年始手当と呼出しになります。

以上でございます。

○委員長

原田係長、今のは月額ですか、日額ですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

今の7,300円は、日額でございます。1回につきでございます。

○西崎委員

おしめの交換等は、特殊勤務手当はつかないんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

おむつ交換等のものに関してはつきません。

以上でございます。

○西崎委員

次に、歳入歳出決算額に占める人件費の割合。それから、現金預金残高の推移を求めましたが、一応、基本の方針の21ページ、ちょっとこれは5年分しか出ていないんです

けど、これを見ると給与費の推移が分かるわけです。これは多少増えつつありますけども、令和2年、2億7,480万7,000円ということになっております。

それから、預金残高の推移。これは平成16年から令和2年まで出ておりますけど、マックスが平成23年ですかね。3億9,654万8,000円もあったということで、この頃がピークだったということが分かるので、この辺は私が求めた資料に代えて、これで了解いたしました。

それから、3点目に職種別職員数の編成ということを求めて、データを求めておったんですが、これは何か見れば分かるんでございますでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

決算書を見ると分かりますが、この資料で示したものはございません。
以上です。

○西崎委員

これは、私は開所の平成11年度から令和3年度までを求めているわけですけど、多分、今の給与額の推移から見ると、人員のほうはそう対して変わったことはないというふうに推測できます。

いずれにしても、ちょっとこの売却の件が上がってくるのは四、五年は遅れたんじゃないかという気は、私は個人的にしています。もう少し前に手を打てば、令和4年度に1億円という一般財源からの補助の必要はなかったんじゃないかと、こういうふうに思っております。
以上です。

○田邊委員

お伺いします。

10ページの地方自治体による開設の部分のまたのところから、介護老人保健施設事業は病院事業のように地方公営企業法の財務適用の義務化がされていないため、施設の約7割が非適用であると、自治体の開設であるが、運営は指定管理者へ委託するケースが40%を占めていると、本市のように直営で法適用している自治体は27施設しかないと、そこで27施設のうち19施設は赤字決算となっているというところ、この部分をかなりのこの今回のところの決断の部分にウエートは占めているところでしょうか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

いろんな視点から検証をしておりますので、特にこれがという、1番とか、これほとんどだというようなことは、ちょっと申し上げにくいところです。

○田邊委員

そして、次、11ページの上から2段、公設の場合は非企業的な採算性を求めずに事業を行っているケースと、ここにあるというところがここにうたってあるんですけど、そ

これは、この19施設のことですか。大体これしかないとは思いますが、そのことだったの。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

公設の場合、採算性を求めずに行っているケースというのは、101施設のうち72施設が法適用となっておりますので、この法適用の72が採算性を求めずに行っていると思います。

○田邊委員

全国で72施設ですというわけですね。よろしいの、それで。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

失礼しました、すみません。

先ほど72と申し上げましたけれども、その下の直営で行っているもののうち、法適用の33が採算性を求めずに行っているケースというふうに思っております。

○田邊委員

だから、全国で33という形で理解していいわけですね。分かりました。

32ページをお願いします。

民間活力導入の可能性として、本市が書いた、この内容。

1、民間事業者による施設運営の増加で、下から3行目、「低コストで良質なサービスが提供され、利用者の満足度が高まるとともに」というところ、これはもう想定、もう光市においてそう思われるわけ、どうなんです、このあたり。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

民間事業者で、運営によって低コストというのは費用が抑えられる。利用者の満足度が高まるというのは、施設の累計で言いますとより上位の累計になれば、そういった満足度を高めつつ、低コストで良質なサービスが提供されるというようなことだと思っています。

○田邊委員

民間譲渡した場合は、私ども行政は監督として入れるわけではないと、検査なり、そういうものはどうなんですか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

民間譲渡した場合は、監督として入ることはできないというふうに考えております。

○田邊委員

県のほうでは入れるの。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長
県のほうで、監査はあるように聞いております。

○田邊委員

ここで、光市の方針として、今低コストで良質なサービスを提供され、利用者の満足度が高まるとうたっているんだったら、ここは確実に私ども担保してもらわんといけんというところをお願いしたいと、そこのところ、よろしくをお願いします。

市ではできないけど、県のほうに、そういった形でやってもらうという形をお願いしないと、なかなか私ども委員は納得するべきではないと思います。

以上です。

○大田委員

ページが行ったり来たりするかもしれませんが、ちょっとお聞きします。

16ページから26ページにも書いてあるんですが、本施設は居宅介護支援事業所を設置していないため、居宅介護に関するケアプランを作成することができない。そのため、本施設外の居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成することになるが、競争が激化する中とか、また、26ページには、理学療法士等のニーズが少ないこと、加算が取得できないことが考えられるとか書いてあるわけですよ。なぜそれはしなかったんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

まず、理学療法士等に関しては、29年に増やしてはいるんですけども、これ以上増やすとなると、人件費がまた高まる場合がございますので、ちょっと慎重にならざるを得ないというところがございます。

収益にもよって、その費用を賄うことができるのであれば、もちろん増やしたほうが良いと私も考えておりますが、人を増やしたからといって、公営企業の理学療法士等の給与を払うだけの収入が見込めないことから、現在、採用していないという状況にございます。

それと、居宅介護支援事業所においてなんですけども、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを設置する場合には管理者を置かなければならなくなります。

この管理者を置かなければならなくなりますと、やはりこちらのほうにおいても、給与費がかかることから、いろいろな想定をした結果、断念したという経緯がございます。以上でございます。

○大田委員

管理者を置かなくては行けないって、管理者はおってじゃ。

○原田介護老人保健施設事務係長

居宅介護支援事業所を行う上での管理者が必要になります。
別施設で設置しなければならず、そういったこともございまして、設置しておりません。
以上でございます。

○大田委員
いや、兼務はできますよ。

○原田介護老人保健施設事務係長
居宅介護支援事業所の管理者は兼務することはできません。
以上です。

○大田委員
理学療法士をやるのに、それだけの公的なサービスができないというような答弁じゃったんだが、なぜできないの。
サービスはやろうと思えば何ぼでも、民間だろうが、公的だろうが、サービスというのはできるでしょう。なぜできないの。そういう答弁ないでしょう。

○原田介護老人保健施設事務係長
申し訳ございません。委員さんがおっしゃられていることが、私の説明不足からによるものだとは思いますが、サービスを行わないのではなくて、人数を増やすことによって加算が取れるということですので、サービスができないわけではございません。
以上です。

○大田委員
それを取るために、何人ぐらいの人間増やさないいけないの。

○原田介護老人保健施設事務係長
その加算によっても違いますが、今不足している理学療法士としては、もう1名必要となっております。
以上です。

○大田委員
理学療法士は配置基準が1.7に対して、職員合計3.0人とおって、やろうと思えばできるんじゃないんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長
あくまでも設置基準でありまして、加算を取るための人数ではございません。
以上でございます。

○大田委員

それは、加算取るために1人あげたら、どのぐらい収益上げなくちゃいけませんか。

○原田介護老人保健施設事務係長

概算ですけれども、1,000万円ぐらいは必要だと考えております。

○大田委員

1,000万円ぐらいの収入が得るような職員雇えばできるでしょう。

初めからできないというんじゃないくて、1,000万円の収益を上げるような仕組みをつくればいいわけでしょう。

初めからできないから雇うのやめるんじゃないくて、1,000万円ぐらいの収益を上げるような、システムをつくって雇えばよかったわけでしょう。

○原田介護老人保健施設事務係長

もちろんそうなんですけれども、費用対効果というのがございますので、それは計算上の問題かもしれないですけども、見込めないことから、判断したものでございます。

以上です。

○大田委員

初めから見込めないから判断したものじゃなくてから、やろうとしなかったんでしょう。

また、26ページに、入所者の利用収益、本市で1,614円で他の施設に比べて低いと、室料が低料であることや洗濯代や利用代の設定価格の違いに重く考えるというように書いてある。そうしたら、これを安いと思ったら上げられるんじゃないんですか、利用者は負担にはなるが。

○原田介護老人保健施設事務係長

上げる努力は今までもしてきました。なぜ、上げられないのかという一つの理由として、利用者数が少ないということがございます。というのが、当施設において、短期集中リハビリという1日当たり2,400円ほど上がる加算がございしますが、このものに関しては、通所でも入所でもそうなんですけども、3か月以内は取得することができるんですけども、長期になれば長期になるほど、その加算は取れなくなりますので、新たな利用者数が発掘できないことには、その加算が取れないことによって、収入が見込めないというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

25ページの表で20点、1人当たりの事業収益、まほろば4,576円、基本型加算による

と5,613円、今説明でもありました。

これを安いのは皆さん大変助かるんですが、これを5,613円、あと1,000円ぐらい上げなくちゃいけないんですが、そういうようなのはできないんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

一概に比較はできないんですけども、当施設部屋は4人部屋が多い施設になりますので、必然的に単価は安くなっております。

委員さんがおっしゃられたように、安いということは、非課税世帯の皆様にも安心して利用していただけるという施設になっておりますので、光市にとっては大事な施設だと考えております。

以上でございます。

○大田委員

もし、来年4月1日より民間譲渡になったら、これが上がるわけでしょう。収益を上げるために。

○原田介護老人保健施設事務係長

今、私が想定しているのは、収益は在宅強化型とかに上がっていけば、定員1人当たりの年間事業収益は上がってまいります、どちらかという、費用のほうが減ることによって収益が上がると考えております。

以上でございます。

○大田委員

要するに新しく採用すれば、どうしても若ければ費用というものは安いですが、要するに、そういうふうなこの4,576円が、今、まほろば基本型加算で5,613円よりも1,000円ぐらい安いんですよ。だから、そういうふうな当たり前に取れば、そんなに今みたいに赤字経営が続くとかいうようにならないんじゃないですか。ただ、人件費が高いから、高いから、はっきり言っておられるんですが。

26ページに、所在日数でも、本施設は248.3日で254よりも良好な値となっていると、良好な状態になっているというように示されておるわけですよ。

そうすると、要するに今、係長が言ったように、最初の3か月は少し高く取れるが、それ以降は少し下がるよというように言いよったんですが、こういうふうに平均日数が248日で、よそよりも日数が少ないんだから、高く取れとるんじゃないんですか、違うんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

在所日数はあくまでも当施設にいた日数になりますが、例えば、病院に入院されて、すぐ戻ってくる場合もあります。この場合には、新たに取れるということではございませんで、ある程度の期間がたたないとそういったリハビリの加算等は取れないような仕

組みになっております。

以上でございます。

○大田委員

それは、今、私の質問と答弁違う。

○委員長

大田委員の質問は、在所日数が短ければ、報酬が高く取れるんじゃないかというような質問というふうに聞き取りましたが、答えられますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません、質問の意図とはちょっと違うかもしれないですけども、新規の方が少なく、既存の利用者さんが多いことによって、現在の収益になっております。

○大田委員

要するに、248.3日で退院されるわけでしょう。新規のほうが多いんじゃないかと、248.3日で退院されるわけでしょう。

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません、あくまでも平均でございますので、長い方も中にはいらっしゃいます。以上です。

○大田委員

それは例外的に長い人もおられれば短い人もおられるが、これは平均で248.3日になっているんでしょう。そうでしょう。

○原田介護老人保健施設事務係長

そのとおりでございます。

○大田委員

だから、ほかの在宅強化型で254日より短いんじゃないから、高い料金が取れちゃうんじゃないかというのをお聞きしているんです。平均が低いんだから、そのところ。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません、委員が求めておられる答えは、超強化型よりも短い期間で入所されている方が多いから、収益も今の短期集中リハビリが全員取れるから、収益が上がるんじゃないかということだと私は思うんですけども、短期集中リハビリを取るためには、そ

の制約がございまして、当施設とか老人保健施設に3か月間入ったということがあれば、その短期集中リハビリに新たに入っても取ることができません。なので、幾ら在所日数は短くても、例えば1か月間病院に入って、当施設に入った場合には、3か月間うちに入っていたという実績は残っておりますので、新たに短期集中リハビリを取ることができないので、結果として、それだけの料金が取れていないという実情がございまして、

以上でございまして。

○大田委員

まだ、大和のまほろばに入っちょる人は、全部248日おる人は、ほとんどの人が病院に入ってから、また帰ってきたという解釈になりますよね。

私がなぜそれを言うかというのと、要するに今、先ほども言った25ページに入所定員1人当たりの収益が4,576円と安いから、基本型の加算、全国平均5,613円、1,000円以上安いから、本施設が248日で退院するから、もっとここが上げられるんじゃないかというように言いたいんですよ。

とにかく、この4,576円が安いから、収益がないから、支出はもう多く決まっているのに収益が少ないから赤字になるわけでしょう。そうでしょう。

だから、収益は上げるようにして、支出はもう決まっちょるんじゃないから収益を上げるようにどうにかしたらどうか、本当はこれが4,576円と安いから、5,613円よりも安いから、だから、これでおまけに入所日数も248日で少ないから取れるんじゃないかと言いたいわけですよ。

○委員長

大田委員、単位がちょっと違うようで、457万円と561万円でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田介護老人保健施設事務係長

失礼しました。私が勘違いしておりました。

入所者定員1人当たりの年間事業収益なので、こちらのほうは収益を定員で割った数字になります。

現在、ほかの施設は満床に近い人数で割っていますので、必然的に高いですし、うち、70人で割るので、収益としては65人の収益しか入っていないため、必然的に低い数字になっております。

以上でございまして。

○大田委員

ちょっと意味が分からんのだけど、もう一遍、今の。

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません、他の施設は例えば70人の定員で70人の収益があります。70の定員で割るので、1人当たりの単価は高いんですけども、当施設は今利用者数が少なくなっていて、例えば極端な話、60人としたら60人の収益があって、それを70の定員で割っていることによって、収益の額というのは減っているということになります。ここでは、あくまでも結果としてそういう数字が出ただけであります。

以上でございます。

○大田委員

私が25ページを見ると定員数が70人と書いてある。それで計算しとるものと、これでは見れますよね。60人で計算しとるとは見えませんよね、この表じゃ。

○原田介護老人保健施設事務係長

すみません、収益はあくまでも今入ってきた収益で——例えば通常1億円収益がありますと、他の施設であれば、その1億円が入ってきているので、70で割れば——ちょっと計算があれなんですけど——70で割った金額と、当施設は1億円入らずに、例えば大げさな話5,000万円しか入っていないくて、それを70人で割っておりますので、必然的に額としては小さくなっているということでございます。

以上です。

○大田委員

だから、その下の利用者1日当たりの介護の利用収益は1日が1万746円で、基本型は1万1,071円という計算になるわけ、また違うわけ、それは。これはまたどういう計算になる。

○原田介護老人保健施設事務係長

こちらのほうは、利用者1人1日当たりの金額を示したものでございます。

○大田委員

457万6,000円というのは、年間通してということ。

○西村病院局管理部長

これは定員に対してということですよ。定員70人に対してということですよ。

○大田委員

一月、1年、1日。

○西村病院局管理部長

年間です。

○大田委員

なかなか難しい解釈せないけん。すごい難しい解釈せないけん、この読みはそうなる
と。

収益を上げるように努力してもらいたいと思うんですが、要するに、14ページ、15
ページですか、関係先に医療機関が療養病床において在宅復帰機能強化加算の算定を介
した影響が考えられるというふうに書いてある。まさに、その15ページの表を見ると、
平成29年度に75人医療機関から来とるのに、30年度では51人と24人も少なくなって、ま
さに令和1年、令和2年度もそういうふうと同じような感じになっているんですが、先
ほども何遍も言うんですが、この在宅復帰機能強化加算というのは、これほどまでに、
まほろばに影響を与えることにおいて、病院局はどういう考えでおられたのか、いまだ
に分からないんですが。

○小田大和総合病院事務部長介護老人保健施設事務部長

私、大和総合病院事務部長をしております小田と申します。兼任でまほろばのほうの
事務部長もしておりますけれども、まず、この在宅復帰機能強化加算というものは、平
成30年、それ以前からもあったんでございますけれども、点数が10点から50点に上がり
ました。ということは、国がこの在宅復帰機能、こういうものに取り組むことを推進して
いる、そういうものでございます。

現在、大和総合病院は、近年黒字経営が続いておりますけれども、絶えず費用対効果、
こういうものを検証し、2年ごとに診療報酬の改定がありますが、この改定をしっかりと
検討し、また経営環境の変化に素早く対応して、質の高い医療の提供を行ってまいりま
した。

したがいまして、現在、大和総合病院は在宅復帰機能強化加算を取るためだけではご
ざいせんけれども、医療の質の向上、こういうものに前向きに取り組んでおります。
ですので、大和総合病院が医療の質を落として、在宅復帰機能強化加算、この算定をや
めるという選択は全く考えておりません。

以上でございます。

○大田委員

在宅機能強化加算をすることにおいて、医療水準上がるんですか、そんなに。

今までと、あれからどれぐらい品位が上がったんですか。今言われた、品位を保つた
めにと。上がったんですか。そのおかげでから、まほろばの経営というのはが一んと下
がったわけですよ。

○小田大和総合病院事務部長介護老人保健施設事務部長

まほろば、介護保険でもありますけれども、数々の、国は加算を示しております。

医療保険におきまして、医療の質の向上を図るがために、国は多くの加算を示して
おります。

現在、大和総合病院としましては、栄養サポート、それから、摂食嚥下機能、これは

口から食べるようにするということ。それから、排尿自立指導、患者さんによってはバルンカテーテルとか、そういうものを入れておられる方もおられます。口から管を入れておられる方もおります。そういうものを外していこう、自分で食べるようにしていこうということ。

それから、認知症ケアであるとか、口腔ケア、褥瘡対策、リハビリの強化、こういうものに年々取り組んでおり、こういうものが医療の資質向上につながっているというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

今、大和のいろいろな住民との入居者の楽しみやいろいろ言われたんですが、そうしたら、事務長はまほろばの事務長でもあります。同じ事務長であって、大和だけの事務長じゃないんですね。

まほろばが、要するにここに書いてある24人も20人も入所者がいなくなると、当然収益は減ると、雇用人数は変わらんのに入所者が少なくなるから、当然収益が悪くなるというのは、もう目に見えて分かっているわけですよ。今は大和のことしか言うちゃなかったから、まほろばのことは全然言うちゃなかったが、そののところ、嚥下機能やら、それはまほろばでもできるでしょう。嚥下機能やるからあれが上がった、そういうことじゃないでしょう。

○小田大和総合病院事務部長介護老人保健施設事務部長

確かに、ナイスケアまほろばの経営につきましては、非常に厳しい状況が続いております。

まほろばの中では経費節減、こういうものに努めつつ、何と言っても、利用者を増加に向けないと収益のほうが上がりにませんので、積極的に在宅支援事業所または医療機関、こういうところに営業活動に行っております。こういうものを続けながら、地域の施設、医療機関と連携を強化することによって、利用者の増加を図るように、そういうものに取り組んではおりますけれども、そういうことに取り組んだ結果、医療機関以外、家庭、それからショートステイ、このようなところからの入所者は増加をしております。しかしながら、医療機関からの入所の減少、こういうものを補完することはできていない状況です。苦しい状況は続いておりますけれども、何とか利用者を増やすがために努力をしているような、そういう状況でございます。

以上です。

○大田委員

そうしたら、なぜこれに、「ナイスケアまほろば」のあり方に係る基本方針で、関係先に医療機関が療養病床において在宅機能強化加算が算定を開始したことが影響したと考えられるとわざわざ書かれるんですか。

それで、今、まほろばの入所者を増加せんにゃいけん言うたのに、ここに書いて、も

ろに影響を受けちよるじゃないですか。

あなたは大和病院の事務長でもあるし、まほろばの事務長でもあるんですよ。2つの事務長でありながら、片っ方だけ持っていて、片っ方は、いや、これから入所者を増やさないけんのを考えています。各医療機関にもお願いしています。

一番メインのところこそげなかって、平成30年から20人も減ったんじゃないんですか。全然、考えると言いながら考えていないじゃないですか。

○小田大和総合病院事務部長介護老人保健施設事務部長

先ほども答弁させていただきましたけれども、確かに大和病院、それから、ほかの医療機関からの入所者数は減少しております。

しかしながら、施設、それから、在宅支援事業所、こういうところに営業に回って、利用者を増やしていくように努力している、そういう状況です。

大和病院だけが収入が上がればよいというふうには考えておりません。

○大田委員

それは大和病院が収入が上がるように幾ら考えてもいいんですが、同じ病院局の中で、光、大和、まほろばが一緒になって、一生懸命頑張っただけで皆さんおられるのに、同じ病院局の中でそういうふうな今と同じ事務長でもある人が、そういうふうなことを言うてから、それは全く論外と思いますよ。

それで、各施設の機能強化を図ろうとする流れを加算算定することは、良質な介護の提供をしているということに加え、収入の増加につながると認識されていると、ここに書いてある。どういうことをされたんですか、収入の増加につながるというのは。18ページ。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員が、先ほどから叱咤激励していただいて本当に有り難く思いますが、当施設はやはりこれだけの赤字を出しておりますので、いろいろな取組をしております。

その中でも一番はっきりと分かるのは、令和3年12月に、新たに在宅復帰、在宅療養支援機能加算1を算定をして、機能強化と収益の確保に努めるように努力をしております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうな努力をされていると、だから、今現在のまほろばにおいてはいろんなことを今後——本当は以前からずっとやってこなくちゃいけなかったと思うんですよ、それは。

要するに、ここの28ページの利用者の確保というところで、関係先の医療機関が療養病床において、在宅機能強化加算が算定を開始したことにより、本施設の運営に問題があったわけではなく、外部的な要因であると、ここにもはっきりそうやって理由が書い

であるわけですよ。外部的な要因であると、まほろばは決して——もう少し努力をされたほうがまだよかったですでしょうが、外部的な要因であるとはっきりここに書いてあるんですよ。そのところはどうかできるのですか。管理者はまほろばの管理者でもありますから、どうですか。

○桑田病院事業管理者

どうですかということは、委員のおっしゃっているのは、病院局、事業管理者として、大和総合病院の加算を外せと言えということですか。

○大田委員

それは加算を外して、一番近い大和総合病院から介護老人ホームに、まほろばに来るのが一番多いから、それが一番手っ取り早い方法であるだろうと思うんですよ。

それが、今、小田事務長が言われるように、加算を外すわけにはいかんと、ほかの施設からも取るというんじゃないかと、そういうふうなほかの施設から取るにはどういう努力を今までされてきたか、また、要するに良質な介護を提供していることによって、収入増加につながるとも書いてある。それはどういうようなことを今さら言ってもあれかも分かりませんが、どういうことをしてきたかと。

○桑田病院事業管理者

私は病院局事業管理者として、3つ、そういう施設を持っていますけれども、基本的に、それぞれが皆努力してやっているんですよ。

光総合病院もそうですし、大和総合病院もやはり常に状況を見ながら、この病院が一番いい医療を提供するように、そして、その提供をすることによって、報酬が上がってくるということを常に考えてやっていっとるわけです。

まほろばも、やはり、そういう報酬がどうこうということではなく、また別の報酬のことであって、いろんな機能の加算を入れたりということを努力しておるわけですね。

それから、それぞれの病院が努力しているということに関して、私はもうそれぞれの病院がよくやっているなと思って見ております。

なぜ、そのまほろばの状態がどうかということですけど、私ずっと見ていて悪いというのは承知していますけれども、やはりその中で、それぞれの病院でできることでやっていくということを前提に見ていた状態です。

何をしたかと言われると何もしていません、確かに。ですけど、ただ、私一人の考えとしては、各病院、各施設ができることをできる限りやってほしいというのが私の考えでありますので、今のところ大和病院はそういうことで、今、事務部長が言いましたけど、やっていることは、これは病院としては当然のことであって、病院を経営するということであつたら、そういうことを考えずに、ほかの病院でどうこうするということは考えられないですよ。

その中で、まほろばがどうするかということになってくると、やっぱりまほろばがまず、いかにどうしたらいいかということを考えやっていかななくてはいけない。それが遅

くなったということは、確かにおっしゃるとおりだと思います。
以上です。

○大田委員

当然、まほろばもよくしてもらわにゃいけん。大和総合病院もよくしてもらわにゃいけん。光総合病院もよくしてもらわな、それは当然のことです、それは。

それじゃあ、今現実には、平成24年からがごとく売上が落ちて赤字経営になってきよると、それに輪をかけて、大和総合病院は在宅機能強化加算入れたことによって、さらに輪をかけて太くなったわけですよ、赤字経営が。それに対して、管理者は悪くなったのう、悪くなった、そうかそうかと見ちよったんですか。

○桑田病院事業管理者

大和総合病院が加算を取ったことに対して、私は全くそれは間違っていないと思います。

それで、まほろばのことと、それだけにまほろばの悪化のことを言われるのは、私は心外だと思います。いろんなほかのものがあるんです。だから、その辺に対してやっていくべきだと思っていますけど。

そういうことを見ながら、この方向性を目指したけど、幾ら頑張っても難しいということで、それで、こういう決定で進んだというふうに私は思っております。

○大田委員

管理者は今心外と言われたが、ここにちゃんと14ページに書いてあるじゃないですか、14ページに。

関係先の医療機関が療養病床において、在宅復帰の強化加算を介したことに影響したと考えると、ちゃんと書いてあるじゃないですか。それと二十何ページだったかな、あれにもちゃんと書いてあるじゃないですか。

心外であるというのは、こっちこそ心外ですよ、そういうことを言われると。

○桑田病院事業管理者

心外と言ったのは、他の施設は一つの大和総合病院に縛られるというような言い方をされるのが心外だと言ったんです。

ほかの病院と、確かにうちの病院だって、なかなかそういう意味では、なかなか紹介するのは難しいですよ。だから、そういう目で心外だと言いましたので。

○大田委員

28ページにもちゃんと書いてあるし、14ページにも書いてあるんですよ。

それで、上に問題があったわけではなく、外部的な要因であると、ここにもばしっと書いてあるわけですよ、28ページには。

それで、外部的要因を取り除いて、まほろばをようしちゃうというの、当然、経

営者としては考えるんじゃないんですか。

○吉本副市長

今回の資料、光市として出しておりますので、私が説明をしたいと思います。

委員が、28ページ、先ほどから外部的な要因であるというふうに言われました。それで、これまでまほろばの職員においては、いろんな角度から本当に血のにじむような努力、これをしてきてもらったと思います。

ただ、37ページの最後のページの5行以下にあるように、いわゆる診療報酬、介護報酬の改正あるいは民間事業者の増加、これが外的要因ということになるんですけども、この老健施設を取り巻く環境というのが、設立当時と大きく変わってきたと、自助努力をしてきたけども、もうそれは限界だと。ただ、施設をそのまま維持しておけばいいわけではないので、下段のほうに書いてあるように、安定的かつ効率的な施設運営への転換、これはもちろんのことですが、何より介護サービスを求める人々が安心して、この施設を利用することができる。それが我々の目的なんですよ。

委員が先ほどからいろいろ言われているのは、誰のため、何のためにか、分かりませんが、我々の目的は当然施設の安定的かつ効率的な施設運営。そして、市民の皆さんにとって、質の高い介護サービスが受けることができる施設となるように、その再生ができるようにということで、今回、断腸の思いでこういうような方針を出したところであります。

以上であります。

○大田委員

民間にやったら必ずサービスが向上するんですか。今のまほろばにおいて、何がいけなくてサービスが向上しないんですか。

○吉本副市長

先ほどから、課長がこの資料をいろいろ説明させていただいたと思うんですが、直営で自助努力でやるのはもう困難だと、あとは民間の8割近くが黒字経営されていると、質も高いサービスを展開されているといったことがありますので、この37ページを読んでもらえば、これ全て凝縮した言葉と思うんですけども、市に代わって行う民間事業者が存在するのであれば、直営で行わなければならない理由、必然性はないと、それは、民間事業者に事業を付託したとしても、市民の皆さんに不利益は生じることは特にないと、我々が考えているのは、市民の皆さんにとってより質の高い介護サービスを提供していく、その前提として、施設の安定的かつ継続的な運営というのが前提になろうと思いますので。

委員が先ほどから言われているのは、誰のため、何のためになのかが私どもは全然分からないんですよ。

以上です。

○大田委員

私は、直営で今のサービスをよりよくして、直営で皆さんのためにより入所定員1人当たりの年間収益が457万6,000円と安い。で、提供できれば、それが一番いいわけですよ。市民のためになるわけですよ。

それが民間に移って高くなったら、当然、高く払えば、それはサービスがよくなるかも分かりません。だから、市の施設であって、安くてサービスにできるんじゃないかと、それが一番ええと思うんですよ。誰が何のやめにやっている、市民のためにやってもらったのが一番いいんですよ。

○吉本副市長

委員、この資料について、いろいろ説明を受けられたので、大体御理解いただいていると思うんですが、それ以外に、これまでの一般質問、それから委員会で、各議員からいろいろ御意見をいただいております。

直営で委員が言われるような成果が出せる可能性があるかも知れませんが、ただ、今までいろいろ検討してきて、今となってもうこれは無理だと、自助努力では到底無理だという判断をしましたので、こういう方針を出したところです。

○大田委員

そういう判断された、それは判断されたのは分かるよ。

要するに、良質な介護を提供したら、介護報酬も上がるというようなことも書いてあるから、それらを努力するためにどういうことをされたのか。無理にこういう赤字経営になって、民間譲渡を考えなくても、良質なサービスを提供できる。今のままでできるんじゃないかと、市民の皆さんが安心して入られる施設になるんじゃないかということですよ。民間にしたら100%いいんですか、それは確約ですか。

○中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健施設事務部事務室長

民間にすれば黒字になるという確約と言われますけれども、8割は黒字ですので、公営でやるよりは可能性としては黒字になる可能性が高いというように考えています。

それと、努力の面で言いますと、まほろばは在宅復帰率を上げる努力をしております。23ぐらいの在宅復帰率があると思うんですけど、これがもし30を超えれば、在宅強化型に上げることもできますけれども、なかなかそのハードルが高いということで、努力は上がっておりますけど、なかなかその30を超えることができないという状況です。

30を超え、収益が多少上がったとしても、人件費を賄うというところまではいかない。このまま赤字をずっと続けていくという可能性が高いので、今回、民間譲渡という方針を出したということでございます。

以上です。

○大田委員

それは要するに、今の現在のままではもう赤字が膨らんで、もう成り立っていない

から、この施設は必要じゃろうから民間譲渡しよう、というふうに、この2月に決められて、この施政方針で市長が言うちゃったんじゃろうけど、私どもとしては100%それが保障されちよるかどうかというのも分からんし、また、まほろばの従業員がどねえなるかも分からんし、それよりは今のまほろばの人がよりよい、主なメリットなんか、サービスの向上が期待できるのは書いてないんだが、要するに、加算が取れる方法はまだまだありますよとこの中にも書いてあるんですよ。そういう努力をなぜさせてやってこなかったのかちゅうのもあるわけですよ。

○市川市長

在宅強化加算、これは病院局がやって当然と私は思っています。それはなぜか、病院の質が上がって、患者さんが幸せになる在宅復帰、これが一番。そして、そういうことで患者さんが病院から来るのが減ってきた。これはおめでたいことですよ、反対からいうと。

しかしながら、それは国の方針でもあった。その国の方針であって、患者さんにとってもいい、それだから、ますますまほろばの経営が悪くなった。

いいですか、今までやったら1億円以上のものが毎年毎年出ていく。これはどういうふうにして市民の皆さんに説明する。市民の皆さんがどんなに努力しても1億円以上出てくる。これを私は説明できないから、だから、こういう状態、在宅加算で減った。いろいろ構造的な原因がある。これで、やっぱり減ってきたから、委員も言われたとおり24年から赤字になったときに、私もこれはどうなることかわからないなというふうにして考えました。そして、前の副市長にもやはり指示をして、やっぱり考えようねと言いながら、いろんな方策を取ってきたんですが、やはりこれがなかなかうまくいかなかったというのは、これはいわゆる意思の形成過程にあるからいろいろ言えないことが多いんですが、やはり今度は、民間を巻き込んで、サウンディング調査をやらないかんやろうという話でやって、それで、私も説明を受けて、これで今年の2月、私がサインをして、この決裁を出した、これはまさに苦渋の決断。

だから、私は病院局、両病院、それからまほろばの職員の皆さんは本当によくやっているというふうには、これはあなた認めるでしょう。腹と口は違うように私は思うから、認めるんだと思う。だから、ここは私がもう苦渋の決断をして、これはもう民間に譲渡して、多分8割程度はうまくいくだろうという、先ほど課長が言ったようなことがありますから、そういうことを全体を踏まえて、これやろうと、だから、私は委員の皆さん、議員の皆さんも快く、やっぱりやってほしいなというふうには思っております。

以上です。お願いします。

○大田委員

だから、病院局のまほろばの人でもそれはやっちゃったよ、それは分かる。だから、要するに、入所者の入るのが少ないから、当然、人件費が出るのは決まっちゃうが、収入が減るから赤字になると、だから、その辺のところ、ここにもいろいろ書いてあるように、加算の仕方やらもっと増える方法がありますよと書いてある。そういうのもやられ

たのか、要するに管理者であり、両施設の事務長である人が一生懸命それに対して、あ
あしたらどうか、こうしたらどうかというのをやったんかと、前お聞きしたときには、
管理者は一遍も行ったことがないと言うちゃったし、事務長も一週間に一遍ちょっとの
ことぐらいの感じで、今は課長がおってんですよ。それまでは係長一人で一生懸命涙ぐ
ましい努力しちよってんですよ、ずっと。それなぜ課長を入れんのかというのをずっと
思って、原田係長にも言うたんですよ。だから、そのような努力を病院局は私は、私か
ら見ればされていないように見えるんですよ。

○市川市長

委員さん、過去のことはもう捨てて、未来思考でいきましょうよ。

私は未来思考でいって、もうこれは私が決断したことです、これはもういわゆる
執行権の範囲ですので、いろんな意見を聞かせてもらいました。

先行委員の一人が四、五年遅かったんじゃないかというようなことも言われましたの
で、これは私もですね、少しぐさっと来ました。しかしながら、私たちもそれもずっと
やってきたんです。だから、皆さんには見えない部分で相当の努力をしてきた。これは
私たち自負があります。だから、未来思考でいきましょうよ。これはお願いしたいとい
うふうに思います。

以上です。

○大田委員

未来思考、分かりますそれは、未来思考。でも、反発するんじゃないんですが、やっ
ぱりそれは市長が決めたけ、来年はそれになるんでしょうが。私としては、安定的にず
っと続けるんじゃないかと、直営でやられたほうが——その赤字をどうやって埋めるか
というのは一生懸命、病院局の人やいろいろやってきたと言われたんですが、目に見え
るようにやってもらったらできるんじゃないかというふうに思うちよるから、今までの
ように質問させてもらったわけですよ。それだけです。

○西崎委員

今日のまほろばに関する議論の中で、一つほど大事な問題が抜けておりますので、最
後に質問をさせていただきます。

せっかく市川市長、副市長、意見を表明されましたのでお聞きしますが、市民に不利
益を生じることは特にないと書いてありますが、今のまほろばで働いている従業員は
民間に移転されると恐らく賃金がダウン、それから、中には退職を希望される方も出る
かもしれません。これはもしもの i f 論ですけど、その場合に、市といたしましては人
事異動で救済をするのか、あるいは退職者に割増の退職金制度とか設ける必要があると
思うんですけど、いかがお考えでしょう。

○西村病院局管理部長

これ、一般質問でもお答えしたと思います。

病院局、あるいは市長部局等への人事異動というのは、考えられるというふうに考えております。

退職金の話もございましたけれども、それらについては、これからの検討課題だというふうに思っております。

以上でございます。

○西崎委員

了解いたしました。

3 福祉保健部関係

(1) 付託事件審査

①議案第2号 令和4年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。予算書の91ページに自立支援の給付事業の扶助費について伺います。

さきに議決された3月補正予算において、この部分については総額で6,900万円の増額補正がされている。令和4年度当初予算においては総額で4,580万円の増額要求となっておりますけど、令和4年度当初予算において令和3年度3月補正時の予算と同等額の計上が必要であると考えますけど、その辺りはいかがでしょうか。

○山根福祉総務課長

扶助費の予算要求についてのお尋ねでございます。

補正予算につきましては、要求時における年度の実績見込みを、新年度予算については要求時における年度の実績見込みと新年度の利用見込みを勘案し、それぞれ予算要求の時点において必要な予算額の計上をしているところであります。

所管といたしましては、障害福祉サービスの新規利用、一般就労への移行等による利用中止など可能な限り利用状況等を精査し予算計上をしているところでありますが、新年度予算要求締切りと3月補正予算締切りには2か月程度の時間差がありまして、その間にも利用の開始、中止、新規事業所の開設等を理由とした給付額の変動が生じており、例年新年度予算額と3月補正額に差が生じているところでございます。予算に不足が生じる場合等においては補正予算の要求をするなど必要な対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

今の説明で、この自立支援の給付事業トータルでは 4,585 万円は増額されているんですけど、確定された今回の予算に入っている部分で増額の部分を説明がありました。先ほど説明があった部分というのは、自立訓練の部分そして就労継続支援A型及びB型、そして児童発達支援給付などと放課後等のデイサービスの給付等の部分というのは、あらかじめこの新年度予算でははっきり分かっていたところではあると理解していいわけですか。

○山根福祉総務課長

ある程度増額が見込まれるものについては増額をさせていただいておりますので、委員仰せの部分は一応クリアをしているのではないかと考えております。

○田邊委員

分かりました。その2か月ちょっとのタイムラグがあるということは分かるんですけど、3月補正で、更生医療費と生活介護給付費の部分などがちょっと足りないんじゃないかというところが私は言いたいと。

だから、今後は、新年度予算要求の締切りと3月の補正の締切りとの2か月程度の時間差があったとはいえ、担当所管においては早めにその状況を把握しておくことが必要であり、この障害福祉サービスは十分に拡充するべきだと思っております。

もう一点、次の93ページをお願いします。

先ほどの説明がありました重度心身障害者医療費、カク福の部分です。これ令和3年度予算2億600万円に対して、令和4年度予算では2億円と600万円の減額がされておると。そして、障害のある人が安心してこの医療を受けるための必要な施策と私は考えております。減額によっても障害のある人に必要な医療が保障されるかというところ、そして先ほども説明がありましたが、以前は県と共同であったが、その共同でなくなった部分は市が行っておるというところの理解はした上で、私、これは600万円ぐらいの減額でどうなのかなと思って、この辺りちょっとお聞かせください。

○山根福祉総務課長

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、給付実績見込みを基に予算計上をしております。

令和3年度の実績見込みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による医療費の減少に伴い、令和3年度当初予算の2億600万円から1,600万円の減額を見込んでおり、3月補正においては既に御議決を頂いておるところでございます。

新年度予算では、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の減少の見込みが難しいことか、ら令和2年度実績約2億円を勘案し必要な予算計上をしておると考えておりますが、こちらも予算が不足する場合においては補正予算の計上等必要な対応をしてまいりたいと考えております。

○田邊委員

昨今、新型コロナウイルス禍の医療控えで医療費が減少した実績による部分で、市としては実績によって 600 万円を減額の予算としたというところは分かりますけど。未確定な部分と私は思うんで、その辺りを同額、同等の予算でいってもらいたいなというところがあります。これについては、以上です。

それと、もう一点、生活保護をお願いします。

117 ページ。生活保護のその扶助費 6 億 5,500 万円についてなんですが、先ほども言いましたコロナ禍で大変とは思いますが、これも実績で予算を組んでいるというところ。言われることは分かりますけど、この当初予算において削減している、もっと具体的にその積算した部分をお願いしたい。

先ほども言われました減少傾向にあるというところと、そして世帯でも減っていると、人数にも減っているという影響があるんですけど、その辺りをお願いします。

○山根福祉総務課長

背景というところで、生活保護の扶助費の推移について前段で御説明をさせていただきたいと思います。

平成 30 年度 7 億 2,098 万円、令和元年度が 6 億 6,589 万円、令和 2 年度 6 億 3,423 万円と 3 年連続で減少しており、併せて生活保護の受給者状況につきましても、月平均の受給者数は、平成 30 年度 344 世帯 425 人、令和元年度 327 世帯 404 人、令和 2 年度 316 世帯 390 人と、コロナ禍の影響下にあっても生活保護受給者の減少が見られることから、国、県などが主導される生活困窮者への各種支援施策の新規取組や拡充などが光市においては一定の成果が出ておるのではないかと推察をしております。

一方で、予算書説明欄の 2 段上になりますが、光市社会福祉協議会に委託し実施している生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業については、平成 30 年度は 59 人、令和元年度 97 人、令和 2 年度が 268 人と急増しておりますことから、生活困窮者への相談体制の拡充や支援事業の適切な運営に対しまして、令和 4 年度予算において予算額を増額し対応することとしております。

光市の地域性などに即した支援体制を念頭に置き、生活保護者及び生活困窮者の方への的確な支援が実践できるよう対応するため、事業ごとに予算の増減をさせていただいております。しかしながら、コロナ禍の影響や物価の上昇などにより生活環境が変わることも十分に予想されることから、常に現状把握に努め、必要に応じて迅速に対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

令和 2 年度決算時でも社協のほうに相談件数は増えて、実際はその生活保護には至っていないと。117 ページに扶助の種類がいろいろあるとは思いますが、そういった中でコロナによってどの部分が今後必要となる場合があるのかというのは分からないというところもあります。所管としては、当初あった 7 億円からだんだん予算額が減らされてきているという部分では思います。

しかしながら、国の持ち出しもあるし、憲法でうたわれている部分でありますので、私としては新型コロナの感染症によって経済状況、また先行きが不透明な部分が十分あると思いますので、やはり当初予算の上である程度のレベルでいってもらいたいなというところがありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○早稲田委員

おはようございます。予算書 93 ページの上から 2 行目、予算の概要の 23 ページに新規事業として掲げてありました発達障害児地域支援体制強化事業について質問します。

この事業について概要をもう一度お伺いしたいのと、ペアレントメンターという言葉が出ていまして、再度説明をお願いいたします。

○山根福祉総務課長

発達障害児地域支援体制強化事業について御質問頂きました。

こちらにつきましては、発達障害児・者やその家族、その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害児・者の家族が互いに支え合う活動を支援することにより、発達障害児・者及びその家族の支援体制の構築を図るものでございます。

具体的には、先ほども御質問頂きましたペアレントメンター、こちらにつきましては、発達障害児の子育て経験のある親がその育児経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行う方になります。

こういった方の活動支援であったり、子どもの行動修正までは目指さず、保護者の認知を肯定的に修正することに焦点を当てた簡易的なプログラムであるペアレントプログラムであったり、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムであるペアレントトレーニングなどを実施することとしております。そういった概要になります。

○早稲田委員

周南 3 市で、共同支援で、ペアレントメンターというのは、発達障害児を持たれた子育て経験のある方がその発達障害児を育てておられる子育てに悩んでおられる方々への心理的なフォローとかそういったものをするということで。こういう方は最近多いと思いますし、自分の子どもがほかのお子さんと少しでも違うことで、お母さんって悩んでしまって、発達障害だということにたどり着くまでも相当悩みを抱えておられる方が多いと思いますので、この制度ができて、相談体制が整って支援が続くことを本当にすごく期待しています。

○西崎委員

予算書の 93 ページの障害者等支援事業のうちの福祉タクシー委託料 1,050 万円でございますけど、これの事業の内容をお話くださいますか。

○山根福祉総務課長

福祉タクシー委託料の事業内容ということでございます。

こちらは、重度の障害のある方の移動手段確保のためにタクシーの基本料金を助成するもので、対象者は身体障害者手帳1から3級、療育手帳は等級制限はありません。そして、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方になります。

助成内容としましては、基本的には年間48回分、透析通院の場合は96回分、週2回以上の透析通院の証明があれば144回分の福祉タクシー利用券を配布するもので、乗車1回につき1枚のみ使用可能というものになります。

以上でございます。

○西崎委員

受託者の説明がなかったんですが、これは市内のタクシーなら全て福祉タクシーとなるのでしょうか。

○山根福祉総務課長

すみません。委託事業者につきましては、光市近郊のタクシー事業者36事業者でございまして、光市内は6事業者でございます。

○西崎委員

101ページの三島温泉健康交流施設管理運営事業についてお尋ねをいたします。

これは、指定管理になっておりまして、指定管理料が1,800万円、管理者並びに収支の状況についての報告をお願いいたします。

○山根福祉総務課長

12月議会において御説明はさせていただいておりますが、管理者がセイカスポーツセンター、鹿児島の実業所でございます。

収支の状況は令和2年度でよろしいんですか。

○西崎委員

いいですよ、直近なので。

○山根福祉総務課長

誠に申し訳ございません。民間事業者の収支のため、詳細のお答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、令和2年度決算の際にも触れさせていただきましたが、指定管理料とは別に指定管理者休業協力金が200万円、こちらは8月臨時議会で御承認頂きました。それから、営業継続支援金300万円、こちらは3月補正で御承認頂いたものでございますが、その支給をもってしてもなお相当額のマイナスとなっておりますことは確認しております。

○西崎委員

粗というか概略は分かりましたけど、協力金なり継続金合わせて 500 万円を持っていてもまだ赤字ということで、ちょっと私も驚いているんですけど。

利用ニーズは結構あるようです。例えば、室積の方はあまり行かないと思うんですが、西部憩いの家の風呂は廃止になって、ここへ今代わりに行ってるんだというような方も随分いるんですけども。ニーズは結構あるんですけど、利用人員は把握していらっしゃるでしょうか。

○山根福祉総務課長

令和 2 年度が 7 万 2,958 人、比較するために、令和元年度が 9 万 6,775 人です。令和 3 年度 2 月末時点でございますが 6 万 2,250 人となっております。

○西崎委員

結構利用があるということは分かりました。ありがとうございました。

○大田委員

予算書の 117 ページ、生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業等委託料が 1,691 万 6,000 円、令和 3 年度からですか、家計改善支援事業と就労準備支援事業などというふうに言われたんですが、取組を新たに開始すると言われておりますが、もう一度詳しく説明願えませんでしょうか。

○山根福祉総務課長

新規事業の就労準備支援事業につきましては、生活困窮者に対する包括的な支援を効果的に実践するため、国から令和 4 年度までに自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の 3 事業を実施するよう指針が出されており、本事業を取り組むことにより 3 事業の一体的実施が完成いたします。

事業内容につきましては、光市当初予算案の概要 24 ページの表の下から 2 段目にもお示ししておりますが、就労経験がない方や社会生活に順応できないなどの要因により一般就労が困難な要支援者に対し、就労に向けた日常生活支援を行いながら、社会自立、就労自立を目指した就労訓練を実施するものでございます。

業務は社会福祉協議会へ委託し実施する予定としておりまして、就労支援については、一般就労までを一括支援できるよう就労支援業務の実務経験者を雇用し充てることとしたいと考えております。

○大田委員

今、家計改善支援事業、生活困窮者自立支援事業やら就労準備支援事業と 3 事業言われたんですが、24 ページには就労準備支援事業の 288 万 8,000 円だけあるんですが、一括で 1,691 万 6,000 円とうたってあるんですが、その内訳をお示し願いたいと思うんで

すが。

○山根福祉総務課長

まず、生活困窮者自立相談支援事業につきましては 1,308 万円、家計改善支援事業につきましては 94 万 8,000 円、就労準備支援事業につきましては、先ほど委員からも御紹介ありました 288 万 8,000 円でございます。

○大田委員

就労支援事業というのが 288 万 8,000 円、これに対するアドバイザーちゅうんですか、その業務の実務経験とかいうのをどういった人を活用とされるのか、教えていただきたいんですが。

○山根福祉総務課長

就労支援業務の実務経験者という部分で、ハローワークのOB職員を雇用したいと考えております。

○大田委員

ハローワークのOB職員の雇用、それは今年の4月から。

○山根福祉総務課長

はい、そのような方向で進めてまいりたいと考えております。

○大田委員

それは、ハローワークの就労支援じゃからちょうどびったしで、しっかりと支援はしてってもらいたいと思うんですが。

この3事業が今後一体的に行われるんですが、近隣でも同じように行われてると思うんですが、どのような状況であるか教えていただきたいんですが。

○山根福祉総務課長

近隣市、周南市は規模が大きいもので状況が少々異なっておりますが、下松市、柳井市においても令和4年度からこの就労準備支援事業を開始され、3事業の一体的実施が完成する予定であるというように確認をしております。

○大田委員

了解しましたが、今から生活困窮者も結構コロナで増えてくると思うんで、今後とも一緒になってから就労に携わってもらいたいと思っておりますので、ぜひ一生懸命進めてってもらいたいと思います。

終わります。

説 明：堺高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

少し気になった部分があります。老人施設福祉事業、95 ページ中ほど、8,539 万円というやつ。老人施設福祉事業、これ 37 人分で 8,539 万円って説明がありました、この部分、前年度 34 人ではなかったかなとは思うんですけど、その辺りどうですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○堺高齢者支援課長

養護老人ホーム入所措置費の人数ですけど、令和 3 年度は 38 人と見込みで計算し、令和 4 年度は 37 人と見込んで計算しております。

○田邊委員

そこで、委員報酬等委託料については同じなんですけど、老人ホームの入所措置費が増えた部分の説明が具体的にどういったものでどうなったかというところが知りたい。人数ははっきりしました。その辺りの説明をもう一度お願いします。

○堺高齢者支援課長

養護老人ホーム入所措置費は、前年度比 93 万 6,000 円の増とはなっております。先ほど説明しましたように、人数的には 1 名減の見込みとしておりますが、扶助費の費用といたしましては、1 人分の費用として一般、健康な人への費用に対して障害がある方等につきましては加算がついておまして、その加算がつくのは障害者手帳等を所持してらっしゃる方なんですけど、その障害者の方が増えてきたということで、今年度、障害者加算を多めに見込んだことによる増加となっております。

○田邊委員

分かりました。そういった障害者の加算が今回の予算に影響したという理解でいいわけですね。

○堺高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

以上です。

○西崎委員

予算書 95 ページの下から 2 番目、牛島憩いの家デイサービスセンターの運営管理費

352万5,000円でございますが。これは、運営管理はどなたで、352万5,000円のうち主なものは、費目は何でございますか。

○堺高齢者支援課長

まず、運営管理業務の委託先は光市社会福祉協議会となっております。

委託料の内訳ということでございますが、主なものは人件費となっております。所長1名分と臨時職員1名分の人件費が主なもので、あとは運営維持に関わる消耗品、光熱水費等でございます。

○西崎委員

社協のほうに委託してるということでございますけど、これは島に社協の職員が常駐しているんですか。

○堺高齢者支援課長

先ほど人件費として所長1名、臨時職員1名とお答えいたしました。この所長、臨時職員は島民の方をお願いをしておられますので、島民の方が職員として対応していただいております。

○西崎委員

収入は何かございますか。

○堺高齢者支援課長

収入は特にありません。

○西崎委員

了解しました。

○大田委員

95ページの今同僚議員が言った老人ホーム入所措置の上の段で短期宿泊事業委託料、どういう事業なのか、もう一遍。

○堺高齢者支援課長

短期宿泊事業の説明ということでございますが、この事業は、介護サービスなどほかの制度活用が困難で、身体や精神等の理由により一時的に援助を必要とする高齢者に対し短期に宿泊をさせる事業となっております。

○大田委員

そこに今、短期事業ということでありましたが、利用できる対象者ちゅうのはどのような方がおられるんですか。

○堺高齢者支援課長

利用できる対象者は、市内に居住する 65 歳以上の高齢者で、身体上、精神上または家庭環境等の社会的理由により一時的に援助が必要な方が対象となっております。

○大田委員

そのように言われたように、例えば具体的にケースがあったら教えてほしいんですが。

○堺高齢者支援課長

具体的なケースの状況ということでございますが、これは個人情報に関係もありまして具体的な回答はちょっと差し控えさせていただこうと思いますが、介護認定を受けていない人が家族の急病等に伴い自宅での生活が困難となり一時的に支援が必要となる場合などが想定されます。

○大田委員

一時的に、それは避難ちゅうか入ってもらおうということですが。そういう人が入れる施設ちゅうのはどのような施設なんですか。

○堺高齢者支援課長

この事業で利用できる施設は、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームの空きベッドを活用する形で行っています。

○大田委員

ということは、養護老人ホーム、特別養護老人ホームやったらどこでも入れるということですか。

○堺高齢者支援課長

空きベッドを利用してということになりますので、必要なときに空きベッドがある施設と、また市との委託契約が結べる施設であれば、市内、市外問わず利用はできることになっております。

○大田委員

市内でも市外でもええということ、今そういう答弁やったですね。

○堺高齢者支援課長

必要に応じて市外の施設も利用することはできるということになっております。

○大田委員

ちなみに、市内でも市外でも市との連携があればできるということですが、短期とい

うふうに書いちゃうけど、どのぐらいの日数が入所できるんですか、1回につき。

○堺高齢者支援課長

原則として半年間で7日以内となっております。

ただ、状況に応じては延長が可能となっております。

○大田委員

延長が可能、半年間で7日。1年じゃったら14日になる場合もあるかも分からない。

○堺高齢者支援課長

原則、利用については、短期に、一時的に支援が必要な方が、在宅生活であれば在宅での生活が安全に維持できる等の準備が整うまでの期間ということになりますので、継続的に1か月とかそういう長期的な利用をするケースもあります。

○大田委員

そのようにならないことを願う以外ないんですね、私らとしては。分かりました。

続いて、その下の居宅生活支援事業において、高齢者福祉送迎事業委託料で163万3,000円で、このたびは大和からのバスが廃止になったと言われたんですけど、その理由があったら教えてほしいんですが。

○堺高齢者支援課長

大和コミュニティセンター便を廃止した理由ということでございますが、大和コミュニティセンターからの便の利用者が、1日平均1便で0.1名と人数が少ないことがあり廃止ということで見直しを行いました。

○大田委員

もう0.1人で、このたびは大和便を廃止されたということなんじゃが。

憩いの家の入浴サービスの廃止がたしか3年か4年前あったと思ったんですが、この事業はいつから始まったんですか。

○堺高齢者支援課長

この事業は、平成30年8月から開始となっております。

○大田委員

その頃から、西部憩いの家と東部憩いの家の入浴はやめられたちゅうことですね。東部は潮湯がなくなったからずっと廃止になっておったから。

それで、今30年から約3年たってるんですが、利用者の推移ちゅうのはどのようになったもんか。

○堺高齢者支援課長

利用者の推移ということで、それぞれの便で御説明をさせていただこうと思います。

東部憩いの家からの便は、平成 30 年度の 1 日平均利用者数で申しますと 0.88 人だったのが、令和 3 年の現時点では 2.22 人。西部憩いの家からは、平成 30 年度が 1.25 人だったのが、令和 3 年度は 4.64 人で、東部及び憩いの家のほうは、僅かではありますが増加傾向となっております。

大和コミュニティセンターのほうは、平成 30 年度、当初の利用者は 0.85 人だったのが、令和 3 年度は、先ほど御説明しましたように 0.1 人というようにやや減少傾向となっております。

○大田委員

要するに、東部と西部は 3 年の間で増えていったと、じゃが大和は減っていったと、0.1 人だから大和のほうはこのたび廃止したというふうに決定されたみたいですが。

こういうバスがあるとかいうのは、利用者を増やすためには周知が私は絶対に必要じゃろうと思ってるんですが、今までの周知ちゅうのはどのようなされていたのか、教えてほしいんですが。

○堺高齢者支援課長

本事業の対象者は、西部憩いの家、東部憩いの家の利用者となるため、各憩いの家にチラシの設置を行いながら周知を図っているところです。

また、大和コミュニティセンターにもチラシを設置しております。

○大田委員

そのチラシというのは、東部、西部、大和コミュニティセンターに 1 枚ぐらいの感じで周知ちゅうことですか。

○堺高齢者支援課長

チラシを施設に掲示と取れるように置いております。

○大田委員

やけ、今パンフレットなんかをその施設に置いておって自由に取って行ってくださいちゅう感じで周知を図っちゃったちゅう解釈ですいいね。

○堺高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○大田委員

それを住民の皆さんに、置いて来た人にとってもらうんじゃないかと、皆さんのところに市のほうからこういうようなのがありますよ、こういう事業がありますよちゅう周知

はされなかったんですか。

○堺高齢者支援課長

この事業は、入浴機能をゆーぱーく光に集約し、各憩いの家の入浴サービスを廃止したことに伴い、施設の利用者である高齢者の移動手段を補完する事業として開始したものです。そのため、西部及び東部憩いの家と大和コミュニティセンターにおいて周知をさせていただいているというところです。

○大田委員

私としては、そねいに、そこに来る人に見てもらいよりも、各戸にこういう事業を始めましたよって知らせてほしかったんですが。そうすると、大和のほうからも三島温泉に行くのにこういうバスがあるから行こうかなちゅうのにできたんじゃないかと思うんですが、今後とも周知のほうはよく考えてからこの事業を進めていってほしいと思っています。

また、滞在期間が短縮になったというふうにちらっとお聞きしたんですが、どのような短縮になったんですか。

○堺高齢者支援課長

現在、ゆーぱーく光での滞在時間を3時間確保し、送迎バスの運行時間を設定しております。

ただ、利用者から滞在時間が長いという意見がありますことから、滞在時間を2時間に変更、短縮するものでございます。

○大田委員

それは、3時間は長いかも分かんが2時間は短い言う人もおるかも分かんが、それは人それぞれでしょうが、2時間ぐらいが私もある程度は適当じゃないかと思っています。

先ほども言うたように、もっと積極的な周知をしていってほしいと思います。

終わります。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

予算書 115 ページで、概要の 18 ページにありますデジタル保育推進事業の I C T 化とはどのような内容か、また予算の内訳をお示してください。

○西村子ども家庭課長

デジタル保育の件、I C T の借上げについての説明をさせていただきます。

委員御存じのとおり、保育の現場というか保育園というのはデジタル化と対比的に非常にアナログで、人と人との対応、園児また保護者、地域との関係で非常に業務の負担が増加しております。そうしたことから、保育士の業務を軽減すること、それと保護者の負担も軽減するというので、今回ICTを導入するものでございます。

主に、内容的にどういったものをまず入れるのかということで、大きく3つ考えております。

一つが、先ほども御説明しましたが、登降園につきましてQRコードリーダーを利用しましてその辺を管理することが1点。それと、もう一つが、日々の保育の計画や記録、園児に対する記録とかそういったものをデジタル化したいというのが1点。

もう一点が、保護者との連絡に関する機能ということで、一斉メール配信、例えば、台風のとときとか緊急時に今まで電話でしておりましたのを一斉にメールを送るといったこと。また、保護者からの面という、電話じゃなく、携帯から出欠についての連絡が取れる、そういったものを導入するものでございます。

また、予算の内訳といたしましては、113 ページでございますが、こちらの通信運搬費の中74万1,000円のうち19万7,000円がインターネットの通信料、それと次のページをめぐっていただきまして、115 ページの先ほど言いましたICTシステム借上料ということで、これがシステムを各園に2台ずつ借上げということで、これが140万円。それと、その下の保育所整備事業というところで、工事請負費の整備事業の9万円がインターネット回線の工事、そういったもの。それと、その下の備品購入費ですが、これが備品購入費の91万5,000円のうちの12万円がQRコードリーダー等の購入費という内訳ということでございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。予算の概要に載っている金額とこちらの予算書の中のどこが該当するかというのが分からなかったの、借上料のほかにインターネット回線とかそれに伴う工事費とかQRコードリーダーとかそういったものが含まれてこの予算になるということが理解できました。

保護者の方は、若いお母さんたちというのは、スマートフォンとかでの連絡のやり取りに慣れておられるので、保育所がICT化に向けて準備されるというほうが連絡がしやすいかなと考えますので、今の時代に適応してると思います。

もう一点同じ項目ですけど、効果の検証といいますが、これを実際行った結果どうなったかみたいな検証については、どのような方法で行うように考えておられますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

これを導入したことによる効果をどのように検証するのかということでございますが、今時点で考えておりますのは、保護者と保育士等に対してこのシステムを入れて本当に効果があったかとか満足度といいますが、そういったものについてアンケートを実施し

たいと考えております。

また、保育以外でどれだけこのことを導入して時間が取れるというか、効果があったかとか、そういったものについての聞き取りやアンケートを実施いたしまして、そのことを基にシステムを今後拡張していくのかどうするのかなどを考えていきたいと考えております。

以上です。

○早稲田委員

皆さんからいろいろ意見を聞かれるということで、お母さん方は多分すぐに使いこなせると思うんですけど、実際、ICT化のほうの管理する方がその機械の使い方を覚えたり使いこなせるかというところもあると思いますので、そういう実際に提供する側のほうの指導のほうも検討していただければと思います。

次の質問に入ります。

予算書の107ページの真ん中辺り、概要の21ページの児童家庭相談システム導入事業についてお伺いします。

情報セキュリティの強化等のためと概要のほうに書いてありましたけれども、どのようなシステムなのかお伺いします。

○和久子ども相談担当課長

児童家庭相談システムは、児童虐待、子育て相談、ひとり親家庭の相談等に関する情報を一元管理し、主にはケースの情報や進行管理、児童記録表の作成や統計処理等を行うことができるシステムとなっております。

セキュリティの強化につきましては、現在、職員がエクセルで構築したシステムによるデータ管理を行っており、継続性のある保守が見込めないという課題があります。システム開発を行っている専門業者のシステムを導入することで、システムの保守が確保でき、また法改正等にも迅速な対応を取ることが可能となります。

また、本システムは、市の様々な情報を管理するネットワークの中で最も気密性の高い情報、例えば住民情報とか戸籍、税情報等となりますが、そういった情報を扱う領域での管理を想定しており、さらなるセキュリティの強化を図ることができると考えております。

以上です。

○早稲田委員

システムの導入によってセキュリティの強化が保たれるというようなことで、それまでは個人でエクセルを使って作っていたということなので、やっぱりそれだとなかなか個人差が出ますし、管理も難しいと思いますので、こちらのシステムの導入のほうで情報が統一できて、それがまた後活用につながると思いますので、ぜひ使っていただければと思います。

使い道もお伺いしようと思ったんですけど、今の御説明でもう使い道のところが全部

であればあれですけど、ほかに何かありますか。

○和久子ども相談担当課長

現時点で想定されている使い道として3点御紹介をさせていただければと思います。

会議の資料、国への報告、統計資料が即時出力できるなど事務の効率化を図ることができること。また、システム専用のスケジュール管理や予定通知機能によって支援業務を漏れなく行うことができること。必要に応じて市の関係機関、教育委員会や健康増進課となりますが、そういった機関とシステムを介して情報共有をすることができること、以上の3点となります。

○早稲田委員

事務の効率化、スケジュールの管理、あとは情報共有ということで、ぜひこれを進めていただければと思います。

続けて、予算書の113ページの公立保育所給食調理等業務委託は、昨年度の予算書では約2,200万円で、令和4年度は倍以上の4,600万円となっていますが、その理由をお伺いします。

○西村子ども家庭課長

先ほども御説明いたしましたけども、公立の保育所の給食調理業務の委託につきましては、平成30年10月から浅江東、みたらい保育園の2園でまず先行して業者に委託しております。このたび、令和4年4月から浅江南保育園、大和保育園を追加し、2園から4園、全園が民間の事業者の委託になります。

ちなみに、給食数も1日当たり165食から340食へ増加したことと、ほぼ倍増したことにより倍増になったということでございます。

以上です。

○早稲田委員

園が2園から4園になって、あとは給食の数も165から340食になったということで、これは増えた理由というのは分かりました。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員

105ページの保育士等就労促進給付金で、たしか12人という説明があったと思うんですが、これに対して基本給とか転入加算とか、市外からの通勤者とかあると思うんですが、その内訳があったらお知らせ願いたいと思います。

○西村子ども家庭課長

保育士等就労促進給付金の12人の見積りのうちの内訳ということでございます。

まず、光市民の方で市内の私立保育所、幼稚園に正職員として雇用された方々が 10 万円でございますが、こちらが 7 名、それと新たに転入されて就職される方が 20 万円 で 3 名、それと市外からの通勤者が 5 万円 で 2 名と見込んでおります。

○大田委員

就職が決まって他市から光市に入った方がおられて、それが転入者で 20 万円 で 3 人 ちゅうんでよろしゅうございますか。

○西村子ども家庭課長

住民票を市内に移された方が 20 万円 ということでございます。

○大田委員

全部で 12 人ちゅう計算になったわけですね。分かりました。

たしか平成 28 年ぐらいからこの制度が始まったと思うんですが、昨年の 3 年まで約 6 年ですか、何人ぐらいこれを制度活用して雇用されたんでしょうか、支給されたん でしょう か。

○西村子ども家庭課長

委員御紹介のとおり、平成 28 年度からこの制度が開始されまして、令和 3 年度ま での 6 年間で 70 人でございます。

以上です。

○大田委員

これらの中で、光市在住と転入されてきた、それと市外から通勤の内訳ちゅうのは分 かりますか。

○西村子ども家庭課長

70 名の内訳でございますが、市内の方が 63 名、転入された方が 3 名、市外から通勤 された方が 4 名で 70 名でございます。

○大田委員

やっぱり市内が一番多いちゅうことですね。3 人は転入とそういうことで、分かりま した。

毎年市内の保育園やら幼稚園ですか、あれに対して十数名の保育士やら幼稚園教諭い うんですか、正職員という採用されておられますが、地域では大変効果があるとい うことでそういう給付金があるということで理解はいたしました。

最後に、12 人はどのようにして見積もったのか、教えていただきたいと思いま す。

○西村子ども家庭課長

市内の私立の保育園が7園と幼稚園が4園、認定こども園が1園ございます。こちらのほうに事前に採用予定の人数などを確認しております。あとは平年の実績等を加味して見積もっております。

以上です。

○大田委員

予定を確認してからこういう人間を決められたと。

これは、子育て支援ちゅうのは一丁目一番地じゃろうと、光市のいつも、そう思ってるんです。それで、子どもを預かる保育園とか幼稚園ちゅうのはどうしても保育士不足が今のところ叫ばれてると思っております。そうなるといくら施設があっても保育士やら幼稚園の教諭ちゅう人材がいなければ機能しないものと思っております。こうした取組は子育て世帯に対してとても私は有効な政策だと思っておりますので、しっかりとPRしていただきたいと思っておりますので、これを確保を努めていただきたいと思っております。

次に移ります。109 ページですか。母子生活支援施設入所委託料が385万3,000円とうたっております。その説明で、いろいろありましたが、施設でこの家庭はどのような支援を行って自立に導く具体的な内容が分かったら教えてもらいたいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

母子生活支援施設入所委託料についての御質問でございます。

こちらは、先ほど委員からも御説明がありましたが、突然自立が困難になったりした場合にそういった施設に入所をさせて措置をいたしまして、その施設で自立に向けた支援を行っていくものでございます。

内容といたしましては、具体的には、主に4つございます。

1点目が、行政機関とか裁判所とかそういった手続に同行していく同行支援。これは、あと医療機関の受診とか学校訪問とかそういったもんにもございます。

2点目が、ハローワークと連携した就労支援ということで、具体的にいいますと、面接の練習とか面接先へ同行したり、求人情報の提供を行ったりいたします。

3点目が、経済的な支援といたしまして、家具家電等の日曜生活用具の貸し出しとか、あとは寄附された食材等の提供、あとは貸付助成金等の情報を提供いたします。

最後に4点目ですけれども、子育て支援といたしまして、例えば母親の体調が不良になったときに子どもを預かったり、放課後の学童を預かったり、子どもの学習を少し見てあげたりとかという子育て支援をやっております。その施設の職員が寄り添い、伴走しながら自立に向けた支援を行っていくと、そういった支援でございます。

以上です。

○大田委員

4つの支援があるということで、理解までは行ってないんですが、そういうのがあるということは分かったんですが。

これは、たしか入所された1世帯分の予算という説明があったと思うんですが、どのようなケースにおいて入所されて措置されたのか教えてもらえればありがたいんですが。

○西村子ども家庭課長

それぞれの件については、個人情報とかに当たるので具体的なことは差し控えさせていただきますのですが、一般的に突然母子家庭になるなどして生活力がなくなって親族の支援も受けられないという家庭とか、あとはDV被害を受けている家庭などが入所している、そういったケースがございます。

以上です。

○大田委員

個人情報で教えられないと、それは分かったんですが。

この母子生活支援施設入所委託料ですか、たしか私の記憶では昨年度は当初予算になかったように思ったんですが、これはいつ頃から入所されたんですか。

○西村子ども家庭課長

昨年度当初は見込んでおりませんでした、年度途中に発生したものでございます。具体的な時期については回答を差し控えさせていただきますけども、補正予算の9月補正で入れさせていただいたというところで御理解頂きたいと思います。

○大田委員

そういうふうに急遽なるということがあると。ここの、私も新聞記事持ちよるんですが、神奈川県大和市ですか、自宅で父親が殺害したというふうな、逮捕されたとかいう記事が載ちよるんですが。こういうふうに急に母子家庭になるちゅうのも物すごい心理的な不安要素もあると思うんです。だから、こういうような委託料を設けるとかいうのは大変ありがたい措置じゃと私は感じておりますので。

この入所施設はどちらの施設に預けるようになるんですか。県内とか県外とか市内とかいろいろあると思うんですが、差し支えなければ教えてください。

○西村子ども家庭課長

保護施設でございますので、どこにあるとは申し上げられませんが、県内に1施設と近隣県に数か所ございます。

入所者の将来の自立に適した場所を検討しながら施設を選定しております。

以上です。

○大田委員

要するに、施設ははっきりしたことは言われんが、県内にも1つあって近隣県にも複数あるというようなことでございますが。

入所期間のどのような決まりがあるか、またどのぐらいの期間で自立できるかど

うかちゅうのは、何かの直近の例でもあれば教えてほしいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

こちらの母子生活支援施設の入所期間の決まりというのはございません。一応自立するまでということになっております。施設によりますと、おおむね1年から3年ぐらいで自立しているということでございます。

本市も過去の事例もございまして、3年以内には自立しているという状況でございます。

○大田委員

過去にもこの措置を設けたちゅう例があったということですか。

突然ひとり親家庭になってから、お母さんがこれからどうしようかというのは大変不安になると思うんです。それで、こういうふうな母子生活支援施設入所委託料ちゅうのがあり、それに入所させてもらって生活力を身につけて自立へと導いていこうということは、私は大変重要な政策であろうと、その役割を理解いたしました。

引き続き、こうした不安を持ったひとり親家庭ちゅうか母子家庭のために当市もこういうふうないい政策ができるんでありますから、引き続きこういうふうな御支援をよろしくお願いしたいと思っております。

終わります。

説 明：田中健康政策担当次長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

133 ページの休日診療所運営事業 2,924 万 4,000 円について質問いたします。

令和4年度は何人ぐらいの診療人数といたしますか、これは見込んでいらっしゃるんですか。

○田中健康政策担当次長

令和4年度の休日診療所の診療人数の見込みですが、1,420 人を見込んでおります。

○西崎委員

休日診療所の受診する患者さんは、病名といたしますか疾患名、傷病もだと思惟ですけど、これの、令和2年度でもいいんですけども、傷病別の人数というのはわかりますか。

○田中健康政策担当次長

傷病別数については、上位5番目までを集計しております。

令和2年度は、多い順に、急性上気道炎 105 件、急性胃腸炎 46 件、急性胃炎 27 件、

発熱 27 件、急性気管支炎 23 件となっております。

○西崎委員

分かりました。1 日平均するとこれ何人ぐらいになるのでしょうか。1 日と言っても休日、今の説明では 71 日ですか、開設日が、これで割ると 1 日に 2 人ぐらい、1 人ぐらいですか。何人になりますか。

○田中健康政策担当次長

1 日受診者を 20 人と見込んでおります。

○西崎委員

20 人ですか、1 日が、すごい数ですね。1 日 20 人ちゅうと相当な大きな病院で対応しないとならないぐらいですけど。

これは医師 1 人ですね、交代で当たられてるのだと思うんですが、看護師さんは何人ぐらいなんですか。

○田中健康政策担当次長

休日診療所の診療科目は外科系と内科系の 2 科目になっております。

診療体制につきましては、内科及び外科系医師が各 1 名、薬剤師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名、合わせて 6 名が通常の診療時でございます。

○西崎委員

大変なところだということも分かりました。

質問を終わります。

○早稲田委員

当初予算の概要の 13 ページにある新規事業のみんな t o ウォーキング事業ですが、先ほど少し説明あったんですけども、こちらの事業概要と予算の内訳をお願いいたします。

○田中健康政策担当次長

みんな t o ウォーキング事業の事業概要については、大きく 3 つの内容で構成いたしております。

1 つ目は、ウォーキング促進キャンペーンです。こちらの促進キャンペーンの中でウォーキング大使を任命、プロモーション映像の作成、SNS 特設サイトの開設、キックオフイベントの実施などによるウォーキングをしたくなる企画のプロモーションを実施いたします。

2 つ目の内容としましては、チーム対抗編ウォーキングラリー部門です。これは、2 から 5 人のチームを身近な仲間、家族等と組んでいただいて、みんなで楽しく参加して

いただくラリーになっております。

3つ目、チーム対抗編インスタグラム投稿部門です。こちらは、既存のひかり健康・環境・観光ウォーキングマップのコースを歩いて写真を投稿していただくというものになっております。

また、予算の内訳についてでございますが、予算書の 127 ページをお願いいたします。

2段目の3番目になります健康増進事業の中に、予算総額 343 万円を計上しております。この内訳でございますが、健康増進事業の2行目の記念品の中にチーム対抗イベントの上位チーム表彰商品代 12 万 5,000 円を計上しております。

また、129 ページをお願いいたします。

説明欄の上から4行目の消耗品費の中に、ラリーの参加賞となる啓発グッズ等の消耗品費 30 万 5,000 円を計上しております。

また、その5行下、保健事業委託料の中に、ウォーキング促進キャンペーンを業者に委託して実施しますことから業務委託料 300 万円を計上しています。

以上です。

○早稲田委員

事業概要を主に3点と予算の内訳についてお伺いして、その中でプロモーションという話が出てきたんですけれども、プロモーションの映像制作やSNS特設サイトの開設などの業者選定はどのように行うのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

業者選定につきましては、公募型のプロポーザル方式により業者を選定する予定としております。

○早稲田委員

こちらの事業期間を教えてください。

○田中健康政策担当次長

事業期間につきましては、ウォーキング促進キャンペーンを8月に実施する予定にしております。その後、チーム対抗編ウォーキングラリーを9月、チーム対抗インスタグラム投稿部門を10月から11月ということで4か月間の事業期間を考えております。

○早稲田委員

コロナ禍で運動不足になっておりますので、この事業の周知をしっかりといただいて、多くの方が参加されるといいなと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

予算書の 129 ページと概要のほうでは 21 ページの多胎妊婦の健康診査支援事業、こちらですけれども何人分の見込額なのか、教えてください。

○田中健康政策担当次長

多胎の妊娠届出数については、各年度でかなりばらつきがございます。その中で、直近3年間で最多の人数ということで、令和4年度は6人の予算を計上しております。

○早稲田委員

令和4年度は6人ということで、分かりました。

続きまして、次の質問に入ります。

同じく予算書129ページ、概要では21ページの母子健康手帳アプリ事業のアプリシステムとはどのようなものでしょうか。

○田中健康政策担当次長

母子健康手帳アプリについてでございますが、従来の紙媒体の母子健康手帳は継続しつつ、そのアプリが補完的役割として活用できるというイメージでございます。

アプリの機能には大きく5つあります。

その1つ目が、妊娠中の記録や検診受診歴などを自分で入力することにより、母子健康手帳のサポートができるという部分です。2つ目は、予防接種記録を自分で入力することにより、予防接種のスケジュール管理ができるというものでございます。3つ目は、地域子育て情報の配信が受けられる。市からの情報発信を受けていただけるということです。4つ目は、AIコンシェルジュによる育児相談ができるということです。5つ目が、アプリからのオンライン相談が受けられる機能があるという、この5つの機能を有しております。

○早稲田委員

主に5つの機能ということで、特に3点目の地域子育て情報というのは自分でこう入手するのが、探すのが大変だったりすることあると思うんですけど、市から発信があったら便利だなと今思いました。

もう一点、この件で質問なんですけれども、AIコンシェルジュとかオンライン相談とかはありましたけども、そもそもこちらのアプリの利用方法の説明等についてはどこでどなたが行いますか。

○田中健康政策担当次長

利用方法の説明についてでございますが、まず母子健康手帳アプリのダウンロードの方法などを記載した啓発チラシを作成して、母子健康手帳交付時に保健師が説明して配付したり、母子保健推進員の乳幼児家庭訪問の際に配付したいと考えております。

利用方法については、アプリがダウンロードできればアプリの中で利用方法を確認していけるような仕組みになっております。問合せのほうは、随時、健康増進課で受けたいと思っております。

○早稲田委員

ダウンロードができたなら自分でできるということですのでけれども、健康増進課のほうに問い合わせてもいいという確認もできました。

では、次の質問に入ります。

また、129 ページと概要のほうでは 23 ページで、光市食生活改善推進員等についての質問です。

養成講座とありますけれども、新規推進員養成の対象者は何人でしょうか。また、その予算はどういったことに使われるのか、お示してください。

○田中健康政策担当次長

食生活改善推進員養成講座の対象人数についてですが、20 人の受講を想定しております。

また、予算の内訳についてでございますが、予算書の 127 ページをお願いいたします。2 段目の一番下の健康増進事業の 1 行目の講師謝金等に講師の謝金として 1 万円を計上しております。

次の 129 ページをお願いいたします。説明欄の上から 4 行目の消耗品費のところに、講座のテキストや食品成分表、また資料などを印刷するための上質紙などの消耗品と、講座の中では 4 回の調理実習を実施しますので、調理実習の材料代を合わせた 9 万 390 円を計上しております。

○早稲田委員

分かりました。

最後に、もう一点あります。

概要の 23 ページの一番下のところに、いただきます d e マナーアップ事業という新規事業がありますが、先ほどおっしゃったかもしれないんですけど、研修会等は年何回の開催予定でしょうか、お願いします。

○田中健康政策担当次長

いただきます d e マナーアップ事業についてですが、この事業は子どもたちが箸の使い方とか食器の並べ方などの食事マナーやバランスのよい食生活を身につけて、人への配慮や食に関する感謝の気持ちなど、食を通じた思いやりや社会性を育むための支援を実施して、食育の意識を向上することを目的に実施するものですが、令和 4 年度は、まず食育推進ボランティアでもある食生活改善推進員を対象に、次世代へ伝えたい食文化や作法として、食の継承をテーマにした研修会を 1 回実施して、この事業のそれからの展開について等を研修会の中で検討していきたいと思っております。その後、各地区の健康教室において、4 回程度成人を対象に講座を実施し、さらにその後、令和 5 年度からは子どもたちも対象に事業を展開していきたいと計画しております。

以上です。

○早稲田委員

今年度だけではなくて、続きの計画もあるということが理解できました。

あともう一点ありまして、予算書 125 ページ、先ほど説明もあったんですけども、下から 9 行目の予防接種事業の中のヒトパピローマウイルス感染症予防接種委託料、昨年度は 210 万円だったんですけど、令和 4 年度は 1,660 万円とかなりの予算の増額ということで、先ほどの説明では国の指示があって、平成 9 年から平成 17 年の 9 年でまだ取りこぼしている方々へのキャッチアップという説明だったんですけども、そのほか何かまだありますでしょうか。

○田中健康政策担当次長

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種については、未接種の、本来の対象者である中学 1 年生から高校 1 年生の対象者に個別勧奨を実施する予定としております。今まで積極的勧奨が中止されていたことから個別勧奨まで至っておりませんでした。今回個別勧奨を実施いたします。それとあわせて、先ほど御説明いたしましたキャッチアップ対象者が対象の中に入ってきますので、委託料を増額したという形です。

○早稲田委員

確認できました。私の質問以上です。

○大田委員

131 ページ、歯科保健事業で、説明では今年度が 297 万 8,000 円増額になったと。その内訳は歯科保健事業は分散してやっていたんだがまとめたというふうな説明じゃったと思うんですが、主なものでいいんですが、何事業ぐらいあってそれをどのようにしてまとめたのか、少し説明してもらいたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

令和 4 年度の歯科保健事業の予算の集約に関する御質問でございます。

予算書の 129 ページをお願いいたします。

こちらの 3 番目、母子保健事業の下から 4 行目の乳幼児健康診査委託料の中に、昨年度までは 1 歳 6 か月児歯科健康診査委託料を計上しておりました。また、同じページの説明欄の 2 番目のがん検診等事業の下から 3 行目、その他健診委託料に昨年度まではふしめ歯周病健診委託料を計上しておりました。これらについて、次のページの 131 ページをお願いいたします。説明欄の 2 番目の歯科保健事業の下から 2 行目の幼児歯科健診委託料の中に 1 歳 6 か月児歯科健診の委託料を計上しており、また、下から 3 行目のふしめ歯周病健診委託料にふしめの健診委託料を計上するなど、それぞれ組み替えることで歯科保健事業を一体的に実施していくために経費を集約したものでございます。そのほかに啓発事業等細かいところがありますので、何事業かというのは具体的に申し上げられないんですが、一応こういう事業を集約しているという形になっております。

○大田委員

歯に関してはここで一体的にまとめたというふうなことは一応は理解できたんですね。それじゃが、成人の歯科健診について受検者数が減少というような説明があったんですが、そこんところもう少し詳しく説明してもらいたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

成人歯科健診は、市内の歯科医師に執務頂いて乳幼児の保護者や妊産婦、成人、障害者などを対象にあいぱく光で毎月1回歯科健診を実施しているものです。令和元年度までは1回平均で約15人程度の利用がありましたが、コロナ禍以降利用者が減り、令和2年度は約5人、3年度は1回で約6人程度の利用となっています。

新型コロナウイルス感染症対策のために同時実施している育児相談を予約制の個別対応で行っていることや、新型コロナウイルス感染症の流行状況の影響もあり、利用者が減少していることなどから、集団健診の成人歯科健診事業を中止して、令和4年度からはターゲットを絞った個別健診事業を展開することとしたという形でございます。

○大田委員

令和元年では15人やったがだんだん少なくなってきた、今年度は1回で6人になった。これはコロナの影響もあるかも分かりませんが、このたび成人歯科健診を終了して、令和4年度から妊婦と幼児の保護者をターゲットに絞ったという説明があったと思うんです。個別健診は実施するということでそれはよいと思うんですが、成人やら高齢の方には今後どのようになるか教えてもらいたいと思うんですがね。

○田中健康政策担当次長

令和4年度からの成人や高齢者に対する歯科保健という展開という御質問かと思いません。

成人や高齢者に対しては、既存の40歳、50歳、60歳、70歳を対象に実施しているふしめ歯周病健診や50歳以上を対象に実施している口腔がん検診を引き続き実施するとともに、歯科衛生士による歯の健康相談も引き続き実施して、歯の健康についての相談に対応してまいりたいと考えております。また、かかりつけの歯科医療機関を持って、定期的に歯科健診を受けることの大切さを啓発していきたいと考えております。

○大田委員

歯はやっぱり人間の一番大事なことだろうと思っておりますので、成人や高齢者に対しても歯の健康の大切さをPRしてもらって、成人者にも健診を受けてもらうようにPRしてもらいたいと思っております。

次に、真ん中辺に妊婦歯科個別健診委託料49万6,000円が載ってるんですが、たしかマイナス1歳からの予防歯科を推進するというように説明があったと思うんですが、ええことじゃろうと思うんですが、妊婦はいつでも受けられるのかどうか教えてください。

○田中健康政策担当次長

妊娠期間中、体調のよいときにいつでも受けていただければと思っております。

○大田委員

妊婦はいつでも受けられると。県内でもそういうなんがあるんですかね、健診の実施状況ちゅうのは。

○田中健康政策担当次長

令和3年度の状況になりますが、県内13市のうち、本市を含む12市が集団もしくは個別の妊婦歯科健診を実施しているという状況でございます。

○大田委員

12市が集団もしくは個別でもやっておるということでございましたが、現在夫婦共働きで働いている妊婦も増えてると思っております。光市でも医療機関で受けられるようになれば受診しやすくなるとも考えておるんですが、受診率を40%見込んでるという説明があったんですが、ちょっと低いんじゃないかと思うんですが、どうでございましょうか。

○田中健康政策担当次長

受診率40%見込みというところについては、既に個別の妊婦歯科健診を実施している他市の実施状況等を参考に見込んだという状況でございます。令和4年度は初年度になりますことから、しっかりと周知を行って受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○大田委員

PRちゅうか周知してもらって、歯の健康管理をしてもらうのが大変大事なことだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その2行下ですかね、親子でハッピー歯科健診委託料が104万4,000円となってるんですが、対象というのは子どもの保護者ということでありましたが、1歳6か月の児童の歯科健康診査を受けた子どもの保護者であるのかどうか。

○田中健康政策担当次長

1歳6か月児歯科健康診査を受けた子どものお父さんとお母さんを想定しております。

○大田委員

そやから、親子で一緒に歯の健康検診を受けるちゅうことで理解なんですかね。

○田中健康政策担当次長

基本的には1歳6か月児歯科健康診査を受診された際に、保護者も一緒に受診してい

ただきたいと考えております。ただ、保護者の中には仕事の都合等で一緒に受診できない場合もあろうかと思っております。その場合は別日とか、別の歯科医療機関での受診も可能としたいと考えております。

○大田委員

そやから、一緒になくても次の機会にも親も健診をしたということで考えられるんですかね。

○田中健康政策担当次長

1歳6か月の時期に、同じ日でなくても子どもと保護者が同時期に健診を受けていただくことで、家族全体の意識の向上を図っていきたいと考えております。

○大田委員

それは、何か証明書があるんですか。違う日に受けると。

○田中健康政策担当次長

対象者には案内を送付しまして、受診票を送りたいと思いますので、その受診票を持って医療機関を受診していただくという流れになります。

○大田委員

歯は、先ほども言ったんですが、健康の源であります。小さい子からお年寄りまで歯を大事にしてから体の健康守ってもらうように、歯科保健事業ですかね、これをしっかりとPRしてもらって、光市民が健康になってもらうように、本格的に今後でも取り組んでもらいたいと思っております。

討 論

○田邊委員

こんにちは。議案第2号令和4年度光市一般会計予算、福祉保健部所管分における反対の意見を述べさせていただきます。

自立支援給付費事業の扶助費について、障害者総合支援法による障害者への障害福祉サービスは、利用者に個別に給付される自立支援給付と、対象となる人に利用してもらうための自治体が行う地域生活支援事業があります。

前段の自立支援給付事業であります。先ほどの答弁では状況等を精査し、可能な限り実績による予算計上とのことではありますが、先般の3月補正で説明があった令和3年度の見込みでは、更生医療費、そして生活介護給付費、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス給付費等について増加しており、拡充すべきだと思われれます。

続いて、重度心身障害者医療費についてです。給付実績見込みの予算計上ではありませんが、新型コロナウイルスの感染症によるこの医療費の減少の見込みが難しいということであり、令和2年度実績約2億円を勘案し、必要予算計上ということでありました。

令和3年度当初予算は2億600万円であります。令和3年度予算と同額同等の予算、これをするべきだと思われまます。

続いて、生活保護費の扶助費において。これらも新型コロナウイルス感染症により、今後の経済状況、先行きも不透明な状況であり、生活に困窮される方などが拡大するおそれがあります。そのため公的扶助の予算確保においては、各自治体において十分に確保されなければならない。

これらの3点を私、指摘いたしまして、反対の意見といたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

②議案第4号令和4年度光市介護保険特別会計予算

説 明：堺高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

予算書の45ページ、そして概要の23ページにあります日常生活圏域ニーズ調査の対象とアンケート調査の人数、先ほど65歳以上2,000人とおっしゃられたと思いますが、間違いはないでしょうか。

○堺高齢者支援課長

間違いございません。調査対象は65歳以上で2,000人となっておりますが、一応、要介護認定を受けていない65歳以上の方で無作為抽出をした2,000人と予定しております。

○早稲田委員

要介護認定を受けていない方ということですね。分かりました。

では次の質問に入ります。

予算書55ページと57ページですかね。概要は23ページ、地域包括支援センターを運営してこられたと思うんですけども、令和4年度の予算の内訳について説明をお願いいたします。

○安池地域包括支援担当課長

主なもので御説明させていただきます。予算書の57ページをお願いします。

令和3年度に増設しました東部地域包括支援センター及び西部地域包括支援センター、2か所の委託センターの運營業務委託料4,922万円と基幹型センターと委託センター間

のネットワークシステムに係る回線使用料と保守委託料になっております。
以上です。

○早稲田委員

令和3年度の予算と比較しましたら多少の増減があったように思うのですが、令和3年度の増設に基づいての予算の内訳ということで、昨年度、増設されたわけですが、運営についての課題や問題点や対処法とかありましたら御説明をお願いします。

○安池地域包括支援担当課長

センターは令和3年4月から新体制となり、大きな問題なく、おおむね順調に運営が図られておりますが、さらなる充実のために、委託センターについては地域包括支援センターの業務に関するスキルの獲得と質の向上を図ること、基幹型センターにおいては、委託センターに対し後方支援を適切に行えるように取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、定期的な連絡会議や勉強会の開催、各種研修会への参加などにより、センター職員のさらなるスキルの獲得と質の向上に努めるとともに、センター間の役割分担と連携の促進を図ります。また、センターの運営を管理監督する組織である光市地域包括支援センター運営協議会において委員の助言を受けることで、効果的な運営体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○早稲田委員

センターのスキルの獲得と、それぞれの役割、連携等についてさらに解決していかれますようによろしくお願いします。

次の質問に入ります。

概要の23ページにありました認知症高齢者等見守りネットワーク事業で、令和3年度も見守りグッズ的なものを幾つか聞いたんですけれども、新規のものは何かありますか。

○安池地域包括支援担当課長

令和4年度に新たに追加する見守りグッズはございませんが、令和3年度に追加をいたしました見守りシールの充実に取り組む予定としております。

以上です。

○早稲田委員

令和3年度の見守りのグッズ等の配付数とその効果についてお示してください。

○安池地域包括支援担当課長

見守りシールは令和3年10月から運用開始しており、配付数は2月末現在で、見守

りネット登録者 97 名中 21 名に配付をしております。

効果ということですが、シールを活用し、行方不明者の保護につながったという事案はまだございませんが、見守りグッズの一つであるキーホルダーの発見により、地域包括支援センターへつなげることで行方不明の未然防止につながったという事案は 1 件ございました。

以上です。

○早稲田委員

登録者が 97 名でシールの配付が 21 名ということで、人数確認できました。あとは、一人でも行方不明の方がキーホルダーの発見で発見につながったというのはすばらしいと思いました。少し前も防災無線の放送で行方不明者が出ていて心配しておりましたので、これが広く知られてそういう行方不明者の発見につながればいいなと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

予算書の 55 ページ、概要の 23 ページ、もの忘れ相談事業のもの忘れ相談プログラムの活用促進とはどういったことでしょうか。説明をお願いします。

○安池地域包括支援担当課長

もの忘れ相談プログラムは、短時間で本人の負担も少なく物忘れの有無が判断できるもので、平成 23 年度に寄贈された物と平成 27 年度に購入した物 2 台で活用していましたが、1 台は故障し、1 台は時折不具合が生じるため、令和 4 年度に新たに購入するものです。もの忘れ相談など相談業務に加え、出前講座や地域のサロンやイベントなどで積極的に活用をし、事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○早稲田委員

55 ページの一番上の庁用器具費というのがそれに該当するという説明でよろしかったんでしょうか。

○安池地域包括支援担当課長

失礼しました。そのとおりでございます。

○早稲田委員

私もいつかお世話になるかもしれないので、どうぞよろしく願いいたします。
以上です。

○田邊委員

予算書の 34 ページをお願いします。総括の部分で質問させていただきます。

第 1 款保険料、これは本年度の予算額が 10 億 8,722 万円、対前年度予算で 959 万円の減ということです。昨年の 8 期の改定のときに、私は介護の特別会計で反対しました。

それを踏まえて、令和2年度の当初予算第7期の改正前の予算額、事前に聞くとお伝えしていただきましたので、調べておられると思いますのでその辺りをお答えください。

○堺高齢者支援課長

令和2年度の保険料の当初予算の予算額は10億4,001万2,000円となっております。

○田邊委員

今言われる10億4,001万2,000円ではあります。ならば、令和2年度の保険料と本年度の予算額の比較では幾らになるのかというところをお願いします。

○堺高齢者支援課長

本年度予算と比べて、本年度のほうが令和2年度より4,720万8,000円の増加となっております。

○田邊委員

分かりました。7期と8期、3年ごとに改定になるというところで、7期と8期の保険料の改定による影響によってそれだけが増加したというところよろしいのでしょうか。

○堺高齢者支援課長

増額した主な要因ということですが、委員言われるように、第8期計画において保険料を増額改定したことが理由と認識しております。

○田邊委員

だから、7期と8期、この令和4年度予算については8期の2年目であって、7期の保険料基準額と8期の保険料基準額、これは予算参考資料には書いてありますけど、この辺りもう一度お願いします。

○堺高齢者支援課長

第7期の保険料基準額は月額5,127円、第8期保険料の基準額、月額で5,421円で、294円の増額となっております。

○田邊委員

ここで、本市の場合は山口県内では安い割合にはなっております。しかしながら、こうやって改定される度に保険料のこの基準額は増額されているというところなんです。本年度の予算には、もちろんのこととは思いますが、昨年改定されたその差額、この4,720万円ですね、先ほど言われた令和2年度改定前の額とこの本年度の額、これが反映された予算にはなっているか、いないかというところ、お願いします。

○堺高齢者支援課長

本年度予算は第8期の保険料で算出した予算となりますので、反映をされているということになります。なお、保険料につきましては、計画策定時に見込んだサービス料が確保できるように給付と負担のバランスを考慮した上で設定したものとなっております。

○田邊委員

はい、分かりました。

続きまして、もう一点、48ページお願いします。

第2款の保険給付費の第1目特定入所者介護サービス費についてです。この部分は、令和3年3月補正で400万円の減額の1億2,587万円の見込みでありました。令和4年度当初予算では1億268万円であります。特定入所者の介護サービスの内容、これをお聞きします。

○堺高齢者支援課長

特定入所者介護サービス費の内容ということですが、介護保険施設やショートステイを利用した場合、居住費と食費については保険給付の対象外となっております。この特定入所者介護サービス費は、所得や資産が一定以下の人の居住費と食費について負担限度額を設定し、それを超える部分を保険給付として支払っているものでございます。

○田邊委員

それなら、なぜこの令和4年度の予算は少ないのか。そして、制度がどうなったのか。昨年、2021年8月1日の8期の計画で、高額介護サービス費の負担限度額が見直されるという厚生労働省の通知があります。そして、介護保険施設における負担限度額、これも変わるというところなんですけど、それを踏まえてお願いします。

○堺高齢者支援課長

予算の減額理由につきましては、委員が先ほど言われたとおり、令和3年8月から制度改正に伴う影響が大きいと認識しています。具体的には、支給要件の一つである預貯金等の基準が減額されたことによる対象者の減少と、一部の段階において食費の負担限度額が高く設定されたことにより給付額が減少したものでございます。

○田邊委員

分かりました。いわゆる国の度重なる改正によって市や国の財源は減少しますが、介護を受ける人の負担が増加するということ、この辺りについてはどうでしょうか。

○堺高齢者支援課長

改正に伴い、資産要件の見直しによりこの制度の対象外になった人、また食費の自己負担額の見直しで食費の負担限度額が高くなった人の自己負担額が増加すると認識して

おります。

○田邊委員

分かりました。介護保険については、今国費が 25%なんですけど、やっぱり 35%、私どもはそう思っていますので、本市においては介護保険料は山口県内他市に比べて低いところではありますが、やはりこういった制度改正にはちょっといかがなものかと思えます。

以上です。

討 論

○田邊委員

議案第 4 号令和 4 年度光市介護保険特別会計予算について、反対の意見を述べさせていただきます。

介護保険料の月額保険料基準額 5,421 円、これは令和 4 年度において、第 8 期の光市介護保険料の計画に当たって増額されました。第 7 期の月額保険料基準額 5,127 円に対して、先ほども言われたように、昨年と同様 294 円の増額を前提とした総額でこの予算になっております。介護保険料について 4,720 万円の増加分、この影響が反映された予算。この今までの現行の介護保険制度では、やはり介護保険料の上昇を抑制するために、国庫負担割合を現行の 25%から 35%に引き上げることにより、国の責任において介護保険制度の運営、これを行われないと、このまま介護保険料が上がっていくということでもあります。自費の介護を余儀なくされる高齢者が増加してしまうことと、軽度者がますます介護給付から外されることを私、指摘いたしまして、議案第 4 号令和 4 年度光市介護保険特別会計予算については、令和 3 年と同様に反対とさせていただきます。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 2 号令和 4 年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

予算書123ページ、概要の19ページの省エネ生活普及促進事業、エコライフ補助金について質問いたします。

先ほど少し説明はありましたが、事業概要を詳しく教えてください。

○周田環境政策課長

光市省エネ生活普及促進事業の令和4年度対象設備は、これまでのLED照明、複層ガラス及び二重サッシ、太陽熱利用システムに加えて、再配達による温室効果ガス排出量の削減に寄与する宅配ボックスを追加しております。

まず、LED照明は、購入設置費用の3分の2を上限に5万円まで補助します。また、これまで補助対象外としていた2回目の補助申請を可能とし、2回目の補助申請では、1回目の補助額と合算した額で5万円までを補助上限額とします。

次に、複層ガラス及び二重サッシは、購入設置費が10万円以上の場合5万円を、太陽熱利用システムは、購入設置費の2分の1を上限に3万円まで補助します。

宅配ボックスについては、アンカー等で固定する固定型のものは、工事費を除いた経費の2分の1を上限に2万円まで、ワイヤー等で固定する簡易型のものは、対象経費の2分の1を上限に5,000円まで補助することとしております。

以上でございます。

○早稲田委員

LED照明設備は2回目の申請についても可能ということでしたけれども、導入理由は何かありますでしょうか。

○周田環境政策課長

LED照明の2回目の導入理由ということですが、LED照明設備の最近の補助の推移から、新規導入に対する需要の落ち着きが見られるものの、一度に多数のLED照明設備を導入する世帯が増加しております。これは令和2年度から補助率の拡充により導入時の負担額の軽減によるものと考えております。

一方で、拡充前の補助申請者については家屋全体にLED照明設備を導入していない可能性が高く、既に補助を受けておられる方から再度の補助申請について毎年一定数のお問合せを頂いております。こうしたことから、LED照明のさらなる普及を進めるため、2回目の補助申請を導入したものでございます。

以上です。

○早稲田委員

私も市民の方から2回目の補助申請ができればいいのだがという声を頂きましたけれども、そちらにやはりそういうお声があったということですね。

それから、宅配ボックスについてもとてもいいと思うんですけども、その導入理由についてもお示してください。

○周田環境政策課長

宅配ボックスの導入理由ですが、コロナ禍において宅配サービスが増加傾向にあり、再配達による温室効果ガスの排出が問題になっております。このため、不在時

でも荷物を受け取ることができ、再配達が必要になる宅配ボックスを対象製品に追加したところ です。

また、宅配物の受渡しにおいて非接触化が図れることから、新型コロナウイルス感染症対策としても効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○早稲田委員

コロナ禍の新しい生活様式という点でも宅配ボックスはいいなと思います。宅配ボックス支援の見込みの件数を教えてください。

○周田環境政策課長

初めての補助設備になりますので見込みが不透明ではありますが、コロナ禍における宅配サービスの増加傾向から、予算設計時には120件程度を見込んでおります。

以上です。

○早稲田委員

120件程度ということですね。そして、LED照明等であったら光市の業者が設備をしてからの支援ということでしたが、宅配ボックスについても市内業者から購入しないと支援を受けることができないのでしょうか。

○周田環境政策課長

宅配ボックスにつきましては、市内における取扱業者が少ないため、市外業者での設置についても現在検討しているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

かなり宅配ボックスもいろいろなサイズとか形とか種類がありますので、市内の業者に限らず、自分の目的のものが設置できるようになると、私自身もぜひこの支援を受けて導入したいなと思います。コロナ禍でとてもよい事業だと思いますけれども、市民の皆様への周知方法はどのようにされるのでしょうか。

○周田環境政策課長

周知方法につきましては、市広報やホームページの掲載のほか、庁舎ロビー等においてもポスター等の掲示を行ってまいります。また、SNSでの啓発にも取り組むこととしておりまして、あらゆる機会を捉えた周知活動を行ってまいります。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。周知のほうよろしく願いいたします。

もう一点質問いたします。

予算書125ページの上から4行目の畜犬管理システム改修委託料は、昨年度の予算書にはなかったのですけれども、こちらの内容について説明をお願いします。

○周田環境政策課長

令和4年6月1日から、所有者明示等の観点から販売業者や繁殖業者は販売する犬等へマイクロチップを装着することが義務化され、その所有者情報について指定登録機関に登録する制度が始まります。このため、対象の犬については、これまでの6桁の鑑札番号での管理から15桁のマイクロチップ番号での管理に変わるため、現在使用しているシステムをマイクロチップ番号で対応できるようにするためのシステム改修経費でございます。

以上です。

○早稲田委員

このシステムでどのような情報を管理していくのでしょうか。

○周田環境政策課長

管理システムでは、犬の鑑札番号、性別、犬種、狂犬病予防注射の接種状況などと併せて、飼い主の住所や連絡先などを管理しております。

以上です。

○早稲田委員

マイクロチップを装着するというようなことですが、大きさ等、それはどのようなものなのでしょうか。

○周田環境政策課長

マイクロチップは直径2mm、長さ12mm程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具で、15桁の個体識別番号が割り当てられているものでございます。

以上です。

○早稲田委員

全ての犬に必要なのでしょうか。

○周田環境政策課長

義務化の対象は、販売業者や繁殖業者で販売される犬等でございます。よって、6月1日以降に販売業者で購入した犬等には既にマイクロチップが装着されています。譲渡されるものや個人間での譲渡しなどの一般の飼い主が所有する犬等や既に飼われている犬等については努力義務とされております。

以上です。

○早稲田委員

既に飼われている犬等については努力義務ということですが、そのマイクロチップの装着というのは誰が装着するのでしょうか。

○周田環境政策課長

装着は医療行為となります。動物病院などで獣医師が注射器を使って首の皮下に埋め込むものでございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。

以上です。

○仲山委員

令和4年度は第3次環境基本計画策定の年かと思えます。策定の段取りというか、手順、それとスケジュールについて聞いておきたいと思えます。よろしくお願いします。

○周田環境政策課長

環境基本計画は、令和3年度と4年度の2か年で策定することとしております。令和4年度におきましては、庁内の策定委員会での協議や環境審議会の御意見を伺いながら、12月議会議案上程に向けて策定作業を進めていくこととしております。

以上です。

○仲山委員

了解しました。ありがとうございます。

以上です。

○大田委員

予算書の131ページの特定外来生物対策事業で、多分これは国の交付金もあると思うんですが、その交付金対応はどのようになっているのでしょうか。

○周田環境政策課長

アルゼンチンアリに関する国の交付金でございしますが、これから令和4年度申請の手続を行うため、新年度予算には計上はしておりません。

以上です。

○大田委員

今、計上してないが、国の予算がついたら補正予算で組むということですか。

○周田環境政策課長

一応、国の公表しているスケジュールによりますと、6月中旬頃に内示ということになっておりますので、その辺りは状況を見ながら詳細に決めてまいりたいと思います。

○大田委員

これ、県外施設、先進地視察もあるというふうに以前言っておられたんですが、その計画もこれの中に一応含まれてるんですか。

○周田環境政策課長

先進地視察の予算でございますが、131ページの特定外来生物対策事業の費用弁償及び普通旅費において計上しております。職員2名分と地元協議会の方2名分、計4分の予算を計上しております。

以上です。

○大田委員

今4名分と言われたんですよね。これをもう今年度中に行く予定で予算計上されたということですね。

○周田環境政策課長

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、またアリの活動時期との関係もござい
ます。その辺りは慎重に判断してまいりたいと思います。

○大田委員

で、9万5,000円で4人分ですけど、1人2万円ぐらいで足るんですか。

○周田環境政策課長

費用弁償で地元協議会の、9万5,000円で地元協議会の方が2人分、普通旅費9万
4,000円で職員2名分のあわせて4名分になっております。

○大田委員

費用弁償と普通旅費を合わせるちゅうことね。

○周田環境政策課長

そうでございます。

○大田委員

はい、了解。

○仲山委員

ちょっと確認です。今の特定外来生物のところですけれども、国の交付金というのは市の予算に入るんですかね。協議会のほうに交付されるように、ですかね。その辺り確認させてください。

○周田環境政策課長

採択をされましたら、新しく、今の地元協議会と市が一緒になった協議会を立ち上げることになります。そちらのほうに入るようになります。

○仲山委員

了解しました。

説 明：小山環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

質 問

○早稲田委員

予算書の139ページ、じん芥処理管理事業の中の収集車購入についてお尋ねします。先ほど1台分と言われたように思うんですけれども、この予算は1台分ということでよろしいですか。

○小山環境事業課長

1台ということになっております。

○早稲田委員

じん芥収集車は全部で何台あるのでしょうか。

○小山環境事業課長

現在5台保有をしております。

○早稲田委員

それぞれの車、10年以上たったので1台購入ということでしたが、更新の目安があれば教えてください。

○小山環境事業課長

更新時期につきましては、購入から10年を目途に更新を考えております。収集作業終了後の洗車や日常点検等を行うことにより、1台当たりの使用年数の延命化を図ることで、ごみ収集に係る事業費の平準化に努めているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

139ページの予算のところの修繕料が昨年度より90万円程度増加していますけれども、なぜでしょうか。

○小山環境事業課長

修繕費の増加の理由の主なものとしたしましては、牛島に設置しております可燃ごみの焼却炉2基の修繕料をこのたび計上させていただいております。

以上でございます。

○早稲田委員

はい、分かりました。じゃあ、次の質問に入ります。

同じく139ページ、そして概要の26ページ、新規事業のバイオマス配合可燃ごみ袋の導入についてお尋ねします。こちらの販売価格は変わるのでしょうか。また原価についてはいかがでしょうか。

○小山環境事業課長

販売価格については変更は考えておりません。原価につきましては、バイオマスを配合するほうが若干高くなると思っております。

以上でございます。

○早稲田委員

販売価格は変わらないということで安心しました。

それから、温室効果ガス排出量等の削減のためということですが、効果や測定はどのようにはかるのですか。お尋ねします。

○小山環境事業課長

効果についてのお尋ねでございますが、環境省が令和2年度にバイオマスプラスチック利活用検討業務報告書の中で、バイオマスプラスチック製ごみ袋の導入によるCO₂削減効果の算定によりますと、本市が令和4年度に作製する可燃ごみ袋264万枚でCO₂の排出を算出したところ、約14トン削減できるということです。

以上でございます。

○早稲田委員

効果が出ることを期待します。

では、次の質問です。

同じく予算書139ページのごみ分別アプリの機能の追加委託料とありますが、先ほどの説明でページの追加というふうにおっしゃられたかと思うんですけれども、どんな機能を追加したのか説明をお願いします。

○小山環境事業課長

機能の追加につきましては、ごみ分別アプリ内にごみの分別や減量化に関する情報を紹介するページを新たに追加しようと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

利用者の方が使いやすいものをよろしく願いいたします。

もう一つ質問いたします。

予算書の141ページのし尿処理事務費のところの予算が昨年度より減少しています。昨年度記載のありましたテレビ受信料、複写機等使用料、会議・研修会出席負担金などについては令和4年度にはないのですが、理由がありましたらお願いいたします。

○小山環境事業課長

減少している理由といたしましては、令和3年度から深山浄苑の職員が環境事業課兼務となり、事務処理等については環境事業課で行っており、定期的に保守点検などで深山浄苑に行くことはありますが、深山浄苑で勤務することが少なくなったため、テレビや複写機など撤去したところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

はい、分かりました。

以上です。

○大田委員

今、バイオマスのことであつたんですが、そもそもバイオマスって何なの。

○小山環境事業課長

バイオマスとはという御質問でございますが、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものと言われております。ちなみに、ごみ袋に使われる一般的なものはサトウキビでございます。

以上でございます。

○大田委員

サトウキビをこのたびの可燃ごみの中に入れるちゅうことですか。それがどんなんして配合されるんじゃろうか。

○小山環境事業課長

サトウキビそのものを配合するのではなくて、サトウキビから砂糖を取った後に残る糖蜜、いわゆる廃糖蜜を利用してバイオマスプラスチックという成分に変えて、それを

ごみ袋の成分の中に混在させるというような手法になろうかと思います。
以上でございます。

○大田委員

現在は石油製品で使ってると思うけど、どのぐらいの感じでそのバイオマスの材料を入れるんですか。

○小山環境事業課長

バイオマスにつきましては、10%程度を配合しようと考えております。

○大田委員

その10%ちゅうのは何か根拠かなんかがあるんですか。

○小山環境事業課長

10%という理由でございますが、配合率を高くいたしますとごみ袋の強度が弱くなります。配合する量を増やすことにより価格も上がってまいります。したがって、強度や価格のバランスを考えますと10%が妥当であると判断したところでございます。全国的に多くの自治体が採用しているのが10%だと聞いております。

以上でございます。

○大田委員

それによると、現在のごみ袋は多少は破れるが、このバイオマスの材料入れてもそんなに破れることはないというふうに安心していいわけいね。

○小山環境事業課長

バイオマス配合の10%程度ではあまり変わらないということは聞いております。
以上でございます。

○大田委員

ほんで、どのぐらいの数量予定されてるんです。

○小山環境事業課長

可燃ごみ袋につきましては、令和4年度に作製する264万枚。全部でございます。
以上でございます。

○大田委員

それで、光市はこのたびそれを採用するということでございますが、県内でほかの市町はどんぐらい採用されてるところあるんですかね。

○小山環境事業課長

現在、長門市と山口市が導入をしているということは聞いております。なお、周南市、下松市は本市と同様に令和4年度から導入を予定していると聞いております。

以上でございます。

○大田委員

はい、了解。

説 明：山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 問

○大田委員

このし尿処理の実施設計委託料が3,200万円、そしたら全工事費は約3億5,000万円ぐらいですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

工事費につきましては、現段階におきまして基本設計の中で精査しておるところですが、これまでの試算におきましては土木・建築・機械・電気を合わせまして7億2,000万円となっております。

以上でございます。（「7億2,000万円もする」と呼ぶ者あり）

○田邊委員

今、先行議員の質問がありましたけど、この汚水処理共同化事業についてのし尿受入施設実施設計業務委託料が4年度は3,200万円計上されております。その業務内容を教えてもらいたいんですが、よろしくお願ひします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

業務内容につきましては、施設の整備に必要な土木、建築・機械・電気の各分野における構造計算、水理計算等ほか多数の技術計算を行い、それら諸条件に基づく各種図面、数量計算書、仕様書等の作成業務となっております。

以上でございます。

○田邊委員

今の言われるのは土木・建築・電気などと主要のプロセスの部分というところとは思いますが、前年度もこの設計業務を実施しており、新年度も設計業務が計上されております。この設計について、前年度は1,500万円、そして4年度で3,200万円ということで4,700万円の実施設計ということですか。今後のスケジュール、また設計はどのようなか。今まで言われたそのプロセスの部分はいつまででできるのか、その辺りをお願ひします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

今後のスケジュールにつきましては、整備のプロセスとなります設計業務につきましては、令和4年度の実施設計で完了する予定となっております。

なお、令和5年度から工事に着手する見込みとなっております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、2年でこの実施設計の部分で業者は全部つくるよというところで、来年度からは工事に入るという考えでよろしいわけですね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

見えるものがいつぐらいに出てくるのかというところはどうなんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいま基本設計の最終的な取りまとめの最中でございますが、これができますと施設の平面図、立面図とイメージ図等が仕上がってまいりますので、取りまとめが終わった早い段階でお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。お願いします。

○森重環境部長

先ほど大田委員の御質問に対しまして、施設の整備費を約7億2,000万円程度ということお答え申し上げましたが、これはあくまで同種の施設の平均単価等を用いて粗い試算を行ったものでございますので、今後、詳細設計の中で当然変わってまいりますので、そのところは御了解頂きたいと思えます。

以上でございます。

○早稲田委員

一つ質問を忘れておりまして、予算書121ページの環境衛生総務事務費で、昨年度の予算にはなかったんですけども、令和4年度には燃料費と修繕費が記載してあります。それについて説明お願いいたします。

○周田環境政策課長

環境衛生総務事務費の燃料費と修繕料については、昨年度までは畜犬猫管理事業において計上しておりました公用車の管理に関する経費でございます。実際には課の様々な業務に活用することから、今回この環境衛生総務事務費に移行したものでございます。以上です。

○早稲田委員
理解しました。
以上です。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案第9号令和4年度光市下水道事業会計予算

説 明：植本下水道課長、山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員
予算書の10ページから13ページにかけてなんですけど、資本的収入及び支出、これは下水道のストックマネジメント計画の部分だと思います。

まず11ページなんですけど、支出において管路建設費は下段、一番下、請負工事費で1億500万円の内訳になっております。国補助事業で3,700万円、市単独で6,800万円、そしてその下12ページ、これは管路改良費の請負工事にあります。この管路改良の請負工事費の7,500万円、このうちの国庫補助事業が6,000万円、市単独が1,500万円という予算になっております。

そして3つ、もう一つポンプ場の建設改良の部分です。次のページ13ページになるんですけど、ここの部分については請負工事費の内訳で2,000万円が国庫補助事業となっておりますというところです。

この辺りで、ストックマネジメントの計画によるものと思うんですけど、事業費年度化のさらなる削減、そして平準化の観点から、事業全体の最適化、下水道事業においてリスク評価に基づく対策、こういった優先順位の明確化についての考えを示してほしい。なぜかと言うと、令和4年度においては管の建設費が多く、国補助事業では管路改良費が多い、その辺りの関係についてをお願いしたい。

○山口下水道課下水道技術担当課長

まず、事業費のさらなる削減、平準化という観点から、事業費全体の最適化の考え方

についてでございますが、下水道事業におきましては建設改良費の上限を設定し、事業費の抑制並びに平準化を図っております。その上で管渠整備の計画とストックマネジメント計画のバランスを取りながら、事業費全体の最適化に努めているところでございます。

次に、リスク評価に基づく対策の優先順位の明確化の考え方につきましては、ストックマネジメント計画では不具合の起こりやすさと施設の重要度の2つを主な指標として点数化し、改築の緊急度を判定して実施しております。

次に、令和4年度において管路建設費が多いことにつきましては、現状において整備を進捗させていくこととしておりますことから、総額で見ますと改築事業よりも整備事業のウェートが高いものとなっております。

国庫補助事業では管路改良費が多いことにつきまして、整備事業において近年補助対象区域が減少しているのに対し、補助対象となるストックマネジメント計画による改築事業が増加しており、国庫補助事業としては改築事業にシフトしているものとなっております。

以上でございます。

○田邊委員

大体分かりました。今の先ほどの工事の平面図でも補助事業と単独の部分があって、いろいろそういったところで計画されてると思うんですけど、もう一点をお聞きしたい。ストックマネジメントの部分で。最後の光井の汚水の中継ポンプ場の改築というところでありまして、これは予算上ではいわゆる2,652万円というところなんですけど、この図面によるとあっぱく横にあるポンプ場と思いますけど、これで電気設備ってここに書いてあると、工事概要がね。この改築するのは電気設備だけなの、それともほかの付帯するものがあるのかというところ、お願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

光井汚水中継ポンプ場改築工事は電気設備なのかどうかという御質問でございますが、こちらにつきましては新年度におきましては電気設備のみとなっております、こちらの内訳としては計装設備、非常通報装置、受変電設備などとなっております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、付帯するものでそういった、いわゆるモーターとかそういったもの、中継ポンプのモーターとかそういったものは改築しないけど、電気系統だけを改築するという考え方でよろしいわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい、そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。
以上です。

○大田委員

ちょっと分からないんで、一般会計繰入金が収益的収支のところの営業収益で上がってて、営業外収益でも上がってる。また、資本的のほうでも上がってるんですが、その分け方ちゅうのはどういうふうに分けたんですかね。ちょっと教えてほしいんです。

○植本下水道課長

まず、公営企業会計では当該年度の企業活動に伴い収支を計上いたします収益的収支、それと資産の形成に要する収支を計上いたします資本的収支とに分けて経理を行っているところでございます。

下水道事業会計の一般会計繰入金につきましては、公費で負担すべきものとしまして、国の繰り出し基準の項目ごとに対象となる経費が分かれておりまして、その対象経費については減価償却費や企業債利息などの収益的支出に計上されているものと、企業債の元利償還金など資本的収支に計上されているものがありますことから、これに合わせて繰入金を分けて計上しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

で、営業外収益で4億7,000万円も上がってるんですね。これは営業外収益……

○委員長

大田委員、ページ数を述べてからお願いいたします。

○大田委員

4ページ。
その内訳ちゅうんか、分かりますかね。

○植本下水道課長

この営業外収益に計上しております他会計負担金につきましては、一例を申し上げますと不明水の対策処理に要する経費とか、あとは下水道に流入する水質を規制するための経費とか、あと企業債利息などの経費に対する約10項目程度の経費が合算されて計上されているものです。

以上でございます。

○大田委員

そしたらその上の営業収益、これも700万円って何です。

○植本下水道課長

営業収益の他会計負担金747万8,000円につきましては、下水道で雨水管渠の整備を以前しておりまして、それに対する減価償却費及び企業債利息（「減価償却費ね」と呼ぶ者あり）に対する繰入れでございます。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、資本的のところにおいて、他会計出資金で5,800万円の一般会計繰入金があるの、それは。（「工事費か」と呼ぶ者あり）

○植本下水道課長

企業債元金償還の一部につきましては、国の定める繰り出し基準があることから、それに対する出資金ということで資本的収支のほうに計上しております。

以上でございます。

○大田委員

で、それを要するに、収入があつて支出があるわけですが、これはやっぱり工事費なんか振り分けるちゅうことですか。

○植本下水道課長

支出につきましては工事費に直接は繰入れはいたしません。先ほど申し上げました減価償却、主には減価償却費と企業債利息、企業債元金償還に充てることとなります。

以上でございます。

○大田委員

昨年度と比較して多分下がっちゃうと思うんですが。

○植本下水道課長

これらの3つの費目を合計した一般会計繰入金の総額でございますが、本年度は5億3,685万8,000円、昨年度の5億8,123万7,000円よりも4,437万9,000円の減額となっております。この主な理由につきましては、企業債利息及び企業債元金償還の減額に伴い減少したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

昨年から4,437万円ぐらいですかね、減額になったと。これによって今年度は不用額ちゅうのはあんまり出ないと。

○植本下水道課長

こちらも不用額は出ないような予算計上はしておるつもりなのですが、やはり一定の不用額というのは出るようにはなろうかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

いや、それじゃから、今までは多額の不用額が出ったんじゃが、そのような4,447万円ぐらいですかね、そういうのが今年度はそうやったから、それまで出ないじゃろうという思いでおられる。

○植本下水道課長

予算編成時におきましては極力不用額は出ないような予算の見積りはしておるつもりなのですが、多少の不用額は出ると思えます。ただ、昨年よりも不用額は徐々に減るような予算、前年度よりは減るような予算の見立て、見積りはしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

予算がないからいろんなところを下げてやられるの、不用額ちゅうのはなるだけ出さないように、今後も繰入金やらも一緒に考えてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第14号 光市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑：

○田邊委員

おはようございます。この条例が議決された場合の市内業者に対しての周知などというのはどういった形で考えておられますか。

○萬治商工観光課長

議案を御承認いただきましたら、市のホームページ、マスコミへの発表、広報への掲載を通じまして、それから商工会議所や商工会にも協力をお願いして周知したいと思っております。

以上です。

○田邊委員

この条件が緩和された部分がありますので、市民の方に何とぞ周知をお願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第2号 令和4年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長、弘農業委員会事務局長、西村農林水産課長 ～別紙

質 疑：

○早稲田委員

おはようございます。予算書の169ページ、予算の概要の14ページにあります、高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業についてお尋ねします。

まず、1点目、高齢者のバス・タクシー運賃助成の事業701万円の予算の内訳をお示しくください。

○坪根公共交通政策課長

おはようございます。高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業701万6,000円の内訳について、予算書169ページをお願いいたします。

本事業は、説明欄の一番下の事業、地域公共交通計画推進事業804万3,000円に含まれております。

内訳を御説明いたしますと、会計年度任用職員報酬76万4,000円、これは台帳管理や発送業務、電話対応用として職員2名を雇用配置するものでございます。

次に、費用弁償3万円、これは会計年度任用職員2名の通勤手当でございます。

次に、消耗品7万円、これは窓口申請用の事務費、筆記用具や用紙代などでございます。

次に、印刷製本費16万円、これは制度概要パンフレット3,000部、助成券2,000冊の印刷に要する経費でございます。

次に、高齢者バス・タクシー運賃助成委託料576万円、これは利用者が使用した助成券の額と同額を、バス、タクシー事業者へ委託料として支払うものでございます。

次に、施設備品借上料 5 万 3,000 円、これはバス、タクシー事業者から提出される委託料請求書に添付された助成券の枚数が正しいかどうかを確認するための計数機の借上料 6 カ月分でございます。

次に、コンピューター機器借上料 17 万 9,000 円は、これは助成券の交付を受けた方を管理するための台帳の管理用パソコンの借上代 7 カ月分でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

次に、こちらの事業の事業概要をお示してください。

○坪根公共交通政策課長

本事業の実施に当たりましては、3つの要件を設け、全てに該当する方にバスまたはタクシーのどちらでも利用可能な助成券、チケットを配付する予定としております。

要件の1つ目は満 65 歳以上の高齢者の方。2つ目は自動車運転免許証を保有していない方。返納や不取得など免許証をお持ちでない方でございます。3つ目は世帯内に移動支援、運転可能な方がいらっしゃらない方。この3つの要件を満たす方に助成券を配付したいと考えております。

また、本市で初めての制度でありますことから、ニーズの把握や事業実施上の課題等を整理する必要がありますことから、試験的な導入としてパイロット事業と位置づけた上で本年 10 月からの実施を予定しております。

配付枚数は、1人当たり半年分として、200 円掛ける 24 枚の 4,800 円分としたいと考えており、また配付につきましては、助成チケットの使用方法などを直接御説明する必要がありますことから、利用希望者から書面による申請を受付け、使用方法などを御説明の上、その場で交付をする予定としたいと考えております。

また、交通弱者の方への助成制度であることを踏まえ、各コミュニティセンター単位で臨時の申請配付窓口を設置したいと考えております。

また、利用方法につきましては、バスであれば1乗車につき1枚 200 円、タクシーであれば1乗車につき最大3枚、200 円掛ける3枚で 600 円まで利用可能としたいと現時点では考えているところでございます。

なお、制度設計の詳細は御議決後となりますが、より効果的なタクシー利用を促すため相乗りの場合でも利用可能とするなど、そういった工夫もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

今、いろいろと説明を頂きまして、実際の対象の方への説明もやっぱり丁寧にすることが大事なかなと思いますが、コミュセン等でも臨時の窓口をつくるということで安心しました。

こちらの対象者で、先ほど世帯で移動支援がない方が対象者ということでしたけれど

も、その対象者の把握はどのようにするのでしょうか、お尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

交付対象となる3つの要件のうち、私どもが把握できるものは1つ目の満65歳以上の高齢者のみでございます。2つ目の要件であります自動車運転免許証を所有しておられない方や3つ目の世帯内移動支援者、運転可能な方がいないという要件につきましては行政のほうでの把握が困難でありますことから、申請の際に御本人さん、または代理人の方に確認して、申請書に免許や移動支援の状況を御記入いただくことで、要は自己申告により把握をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

対象者の方の把握は分かりました。

では、こちらの利用者の見込数についてお示してください。

○坪根公共交通政策課長

事業に該当する方は、市内に2,000人と見積もっております。この2,000人は在宅65歳以上の1人暮らしの人数と在宅75歳以上の2人暮らしの人数に、公共交通政策課で試算した免許不保有率を乗じて推計したものでございます。

2,000人の内訳といたしましては、まず、在宅65歳以上1人暮らしで免許証をお持ちでない方が約1,000人。次に、在宅75歳以上2人暮らしで免許証をお持ちでない方が1,000人と見積もっており、この合計2,000人に想定申請率60%を乗じて1,200人の利用があるものとして想定をしております。

以上でございます。

○早稲田委員

対象者の方がこの制度をお待ちだと思っておりますので、ぜひたくさんの方に利用をしていただければと思っております。

次の質問にいきます。

また予算書169ページ、それから概要のほうが同じく14ページのデマンド型交通導入検討事業です。

こちらは視察ということが書いてあったんですけれども、どこに視察に行かれる予定でしょうか。また、視察内容は決まっていますでしょうか、お尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

先進地視察でございますが、この視察は本市へのデマンド型交通導入に向けて参考となる自治体として中国地方への視察を想定しております。

高齢化が進む地方都市や中山間地域などを中心に視察先の選定を行い、具体的な本市への導入イメージを把握し、またデマンド型交通の新たな可能性について調査をする予

定としております。

お尋ねの視察先につきましては、現時点では島根県と岡山県の自治体の視察を考えており、新年度に改めて視察先と調整の上、視察先の自治体を確定させてまいりたいというふうに考えております。

なお、視察では、まず1つ目として、複数の利用者の自宅やそれぞれの目的地へ最も効率的なルートを設定できるAIによる配車システムやスマートフォン等のアプリを活用した予約システムの活用を調査してまいりたいと考えております。

2つ目として、デマンド型交通を活用した荷物の配送サービスなど、デマンド型交通の効率性や利便性につながる新たな取組についても調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、この事業についてももう1つお尋ねします。誰がこの視察に行かれる予定でしょうか、お尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

公共交通政策課の職員3名で行く予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

しっかり見ていただいて生かしていただければと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

概要の28ページにありました表の一番下のところの牛島～室積航路確保維持事業についてお尋ねします。

運行ダイヤの見直しと書いてありますけれども、もうダイヤが決まっていればお示しください。

○坪根公共交通政策課長

ダイヤにつきましては、現在、国との調整を行っているところでございます。調整が整いました後にお示しをさせていただきたいと考えております。このため、本日、新ダイヤの見直しの現時点での想定といいますか、ポイントについてのみ御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1日3便はそのままとする予定としております。次に、母港の本土化に伴いまして、現在は始発が牛島港発、最終便が牛島港着となっておりますが、変更後は始発が室積港発、最終便が室積港着とする予定でございます。

これによりまして、夜間は室積港に係留をすることとなりますので、新たに必要となる始発前の船の安全確認等の時間を担保した上で、改めて利用者に分かりやすいダイヤとしたいというふうに考えております。

また、牛島島民へのアンケートでは、牛島発の最初の便を遅くしてほしい、また室積発の最後の便を早めにしてほしいというような声が上げられております。これ以外にも島への移動ニーズ、業者さんやお医者さん、観光客の方の移動に配慮したダイヤとすることや、光総合病院行きのバスが室積バス停を出発する時間、現在8時31分に室積バス停を出発するバスがあるんですが、こうしたものとの接続など様々な事情を考慮したダイヤとしたいと現時点では考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

病院行きのバスとの接続とかを考慮するというのはとても大事なことだと思います。そして、この新ダイヤが決まりましたら周知はどのような方法で行いますか、お尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

新ダイヤの周知につきましては、島民への生活への影響が大きい内容でありますことから、新ダイヤが決定した後、速やかに島民や関係事業者への周知を行ってまいりたいと考えております。

また、市民や観光客等への周知につきましては、7月からホームページ、8、9月は広報で周知を図りたいと現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

しっかり周知をお願いしたいと思います。

それから、こちらの28ページに書いてある内容で、新船建造、新しい船の検討というふうに書いてあるんですけども、この予算4万8,000円の中で可能なのでしょうか、お尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

新船建造の検討につきましては、令和4年度は牛島海運有限会社において新船建造を国庫補助対象とするための必要な法定計画、牛島室積航路改善計画を策定する予定であります。

市の関わりとしては、行政の立場で本計画の策定過程に必要な中国運輸局、国との事前協議に同席をいたしまして、牛島海運有限会社の計画策定を支援してまいりたいと考えております。

このため、必要な経費として、予算書169ページの一番下の事業、公共交通計画推進事業に予算措置をしております。職員2名が広島にある中国運輸局へ出張する経費として、普通旅費8万円のうち2万5,000円と高速道路使用料3万5,000円のうち2万3,000円の計4万8,000円を予算措置しているところでございます。

なお、具体的な建造につきましては、令和4年度に牛島海運で策定する法定計画、牛

島室積航路改善計画が国に認定された後となりますことから、令和5年度以降の建造着手を現時点では想定しており、建造経費につきましては、船の所有者であります牛島海運有限会社において令和5年度以降に予算措置がされるものと現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

予算は旅費ということで、今、回答を頂きました。

では、次の質問にいきます。

予算書の171ページ、概要のほうは15ページのインターンシップ促進補助金についてお尋ねします。

予算の内訳をお示してください。

○萬治商工観光課長

インターンシップ促進補助金の予算200万円の内訳でございますが、受入学生1人当たり1日1万円の補助とし、1事業所上限10万円として考えております。予算では、2人を5日間受入れる事業所が20事業所あると積算し200万円としております。

以上でございます。

○早稲田委員

概要のほうに、インターンシップ受入事業所を拡大し、と書いてありますけれども、既に受入事業所が何件かあるのでしょうか。また、これから拡大と書いてあるんですけども、拡大の見込みというか、そういったものをお示してください。

○萬治商工観光課長

この補助金の対象とする受入事業所の要件としましては、山口県インターンシップ推進協議会への登録がある事業所を考えております。現在、市内事業所は10事業所がそこに登録をしておりますので、その登録済みの事業所及びインターンシップの受入れを登録をしていなくてもされている事業所がございますので、未登録でもインターンシップの受入れをしている事業所が本事業をきっかけに登録して実施することを想定しまして、予算上は20事業所を見込んでおります。

以上でございます。

○早稲田委員

受入事業所について、今、確認しまして、こちらの事業なんですけれども、いつから開始で、いつからいつまでという期間はありますか、お尋ねします。

○萬治商工観光課長

予算成立後ということになりますが、要綱等の制定等の準備が必要となりますけれども

も、インターンシップは夏休みが一番ピークを迎えるようなので、なるべく夏休みのインターンシップ受入時期、8月には間に合うように準備を整えてまいりたいと思っております。

それから、期間については、年度いっぱい続けていくという予定でおります。

以上です。

○早稲田委員

インターンシップでやっぱり職業経験をするというのと光の事業所でという体験は就労につながると考えます。そこで、もう1つなんですけれども、対象者の方は光市民の方のみでしょうか、お尋ねします。

○萬治商工観光課長

市内の学生さんに限らず県内外の学生の方も可能という予定でおります。

以上です。

○早稲田委員

市外の方でもインターンシップに来ることによって光市の企業に就職というか就労が決まるといいと思いますので、ぜひ成功してもらうことを希望します。

続きまして、予算書 171 ページ、あと概要 30 ページの事業所設置タイプ別奨励金についてお尋ねします。

条件等を含めて事業概要についてお尋ねします。

○萬治商工観光課長

事業概要のお尋ねでございますので御説明をしたいと思います。

様々な働き方に対応する地方へのオフィス展開、それから空き店舗や空き家等の活用といった時代の潮流に即した新規の奨励金の創設をすることで、サテライトオフィスの本市への進出や空き店舗等の活用を促進し、市内産業の振興を図ることを目的としております。

タイプ別奨励金は、事業所設置奨励金に該当する事業者のうちサテライトオフィスを設置する場合はサテライトオフィス進出型として、空き店舗等を活用して事業所や店舗等を設置する場合は空き店舗活用型として、それぞれ奨励金 30 万円を1回交付する予定としております。

対象者は、前提として事業所設置奨励金に該当する必要があるがございますので、サテライトオフィス進出型、空き店舗活用型、いずれも市内に事業所等を新規に設置する、または事業拡大のために増設することや、先ほど議案のほうで御説明した投下固定資産総額の要件等を満たし、事業所設置奨励金の該当事業所として指定を受ける必要があるがございます。

事業所設置奨励金の本体といいますか、元の奨励金は固定資産税相当額であるため、指定を受けた後年度に奨励金交付となりますが、このタイプ別奨励金は事業開始後すぐ

に交付し、サテライトオフィス進出型と空き店舗活用型の併用も可能とする予定でございます。

以上です。

○早稲田委員

すぐに奨励金が出るということと、あとはサテライトオフィスと空き店舗の併用もできるというところはとてもいいと思います。多くの企業の希望があればいいかなと思います。

では、最後に1つ、予算書の171ページ、また概要の30ページの光まつり交付金のところをお尋ねします。

こちらの概要の文章の中に盛大にというふうに書いてあります。昨年度の予算は380万円で今年度は480万円と100万円多く予算がついております。この盛大にということも書いてありますけれども、何か計画や案はあるのでしょうか、お尋ねします。

○萬治商工観光課長

光まつりにつきましては、新型コロナの影響で2年間中止となっております。そのため、より多くのにぎわいを創出し、盛り上がった祭りとして復活をさせたいということで、例年より100万円増額して交付し実施する予定としております。

この増額分につきましては、例えば有名人を呼ぶなどということも考えられますけれども、有効的な使い道を実行委員会で具体的な協議をしまして実行することになりますので、現時点ではこれというものがあるということではございません。

以上です。

○早稲田委員

光まつりは2年中止になっておりまして、寂しく思っているのですが、このたび開催されて盛大ににぎわうといいなと希望します。

私の質問は以上です。

○西崎委員

予算書の145ページです。

勤労者福祉事業補助金ですけど、この補助対象先は光地区労働者福祉協議会というお話がございましたけども、これは連合系の組織だと思いますけど間違いないですか。

○萬治商工観光課長

そのとおりだと認識しております。

以上です。

○西崎委員

労連系の傘下の組合もこの連合系に対して3分の1ぐらいあるんですけど、これに対

して補助することは考えていないですか。

○萬治商工観光課長

この補助金でございますが、団体の運営についての補助ではなくて事業費補助ということになっております。この予算でお示ししておりますように光地区労働者福祉協議会への補助のみを考えております。

以上です。

○西崎委員

これを運営ではなしに、例えば今まで実施されているのは落語とか呼んできてやっておりますけど、従来と変わっていないと思うんだけど、これは労連系のほうの団体から要求というか申請がないからかもしれないけど、これは1つ今後の課題にさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

169 ページの地域公共交通計画推進事業でございますが、令和4年度の実施事業はどういったものがございますでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

地域公共交通計画推進事業の令和4年度の実施事業 840 万 3,000 円の内訳でございますが、まず、1つ目として今年度策定いたしました光市地域公共交通計画に基づく新規事業として4件を計上しております。

1つ目が高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業 701 万 6,000 円。次に、デマンド型交通導入検討事業 6 万 7,000 円。次に、牛島～室積航路確保維持事業 4 万 8,000 円。次に、ICカード導入整備補助金 114 万 4,000 円でございます。

2つ目といたしまして、見直し、継続の事業として、地域公共交通協議会交付金 12 万 8,000 円を予算措置しており、内容は、計画の進捗を図るため交通事業者や学識経験者、公共交通利用者、行政等で構成する光市地域公共交通協議会の開催等に関する経費として計上をしたもので、この予算には協議会が策定いたします公共交通マップ、これはバス路線案内図や時刻表、ICカードの使い方などを記載したものでございますが、こういったものの策定経費の予算 11 万 2,000 円を含むものでございます。

以上でございます。

○西崎委員

ただいまの説明について再質問いたします。

デマンド型交通導入検討事業として、先進地視察、先ほどから説明がございましたが、これはもう企業でデマンド型を導入するんだということで決定の上の視察ですか。

○坪根公共交通政策課長

あくまで視察をして制度設計に向けて調査、研究をするということでございますので、

この予算をもって導入を決定するというものではございません。あくまで導入に向けて調査をしていくというような予算となります。

以上でございます。

○西崎委員

そうすると、まだ他の市町で行われているM a a Sとかいったものは、今後、導入する可能性もないわけではないですね。

○坪根公共交通政策課長

M a a Sにつきましては、移動手段と運賃の決済、そして電車、バス、こういったデマンドなど全ての予約を携帯等で一括してできるというような仕組みでございまして、現時点ではそこまで導入は考えておりません。今後の検討の課題の1つではあるかと思えます。

以上であります。

○西崎委員

今のページ最下段のI Cカード導入整備事業でございしますが、これは具体的にはどういう事業内容ですか。

○坪根公共交通政策課長

この防長交通I Cカードの導入補助金114万4,000円でございますが、ちょっと全体の事業について御説明をさせていただきます。

これは、防長交通の交通系I Cカード、I C O C Aの導入を支援するものでございまして、令和4年、5年の2カ年事業でございます。

防長交通の総事業費は約4億7,500万円、バスは、路線バス197台、高速バス15台の計212台に導入予定と伺っております。

財源は、事業者負担3分の1、国3分の1、県6分の1、関係市町で6分の1となっております。

令和4年度市町負担額は約4,800万円、令和5年度市町負担分は約3,000万円というふうに想定をしており、このうち光市負担分は市町負担額のうち、高速バス分を除いた路線バス分の2.54%を補助するものでございます。これは関係市町における走行キロメートルの比率により案分を行った負担割合でございます。令和4年度はこれにより114万4,000円を補助する予定としております。

以上でございます。

○西崎委員

ただいまの説明によりますと、防長交通のI C O C Aを利用する方しかこの制度は利用できないということですね。

○坪根公共交通政策課長

そうです。防長バス御利用の方のみ、そのとおりでございます。
以上でございます。

○西崎委員

分かりました。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

予算書の 173 ページの一番上、光ブランド事業と思うんですが、概要の 48 ページ、光セクションPR事業 23 万 6,000 円、以前から私が言っているんですが、このセクションにおいて、ブランド化した後も継続していくのが重要と私もずっとお願いしているんですが、今後についてどのように考えておられるか。

○萬治商工観光課長

光セクションは御承知のとおり平成 30 年度から始めまして、令和 2 年度は中止しましたが、令和 3 年度で当初予定していた 3 年間を終了いたしました。

この節目に、この予算にも計上しております、新たに認定した光セクションをまとめたリーフレットを作成しまして、これを PR ツールとして活用して継続的にずっと PR してまいりたいと思っています。

作成に当たっては、商品の紹介だけでなく開発者、生産者の思いを掲載したり、今後増えることも想定しまして、市のセクションのホームページに飛ぶことができる QR コードを付けたらということを考えております。

こういったものを活用しながら継続して繰り返し PR していくことで徐々に浸透していくものと市としても考えておりますので、様々な機会を捉えまして引き続き継続して PR していきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

そういうふうにするのが物すごい大事なんですけど、製造することも大事なんですけど販売所というのはどういうふうなところを求めておられますか。

○萬治商工観光課長

販売所は、そのものによっても違いますが、もちろん生産されている生産者のところでは販売しています。あとはひかり花館、お土産品を売っている冠山総合公園内にある売店でも販売しておりますし、里の厨でも、全種類をどこでも販売しているというのはございませんが一部取扱っております。

以上です。

○大田委員

3年間で20品目でしたかね。

○萬治商工観光課長

令和3年度分につきましては、今、募集が終わりまして、今から認定なので予定にはなりますが、令和30年度と令和元年度で11品あって、令和3年度は、これはまだ予定でございますけど、今年度分は、3品になりますので、全部で14品の予定となっています。

以上です。

○大田委員

だから、その14品目をブランド認定化されたわけですよね、そのうち花館ですか、観光協会のところで売っておられるんですが、何品目ぐらい売っておられるんですか。

○萬治商工観光課長

すみません、正確に、今、何品目というのを把握しておりませんが、梅みつじゅーすとか、三、四品目はあったと記憶しております。

以上です。

○大田委員

だから、今後とも継続することが大事と言わせてもらったんですが、作ることも大事ですが、売ってなんぼですから販売店も順次拡張していってもらって、そのブランド化したのを皆さんに広めてもらって、今後ともずっと継続していってほしいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから、175ページの観光協会の補助金1,720万円、概要の48ページにありますが、その中で花火大会への開催経費等というふうに補助金が出るようになっておりますが、花火を上げることによって地元の経済効果というのは把握しておられますか。

○萬治商工観光課長

花火大会の地元への経済効果につきましては、一般的に飲食費とかお土産とかの買物費、宿泊費、交通費等を基に算出されるものだと思っております。

花火大会は幅広い世代の方に楽しんでいただけるだけではなく、出店もされていますし、地域の商店での買物、飲食等の売上げも見込めることから地域への経済効果というのはもちろんあるとは考えておりますが、現状、経済効果を金額としては持ち合わせておりません。

以上です。

○大田委員

今、地元の商店で買うとか、お泊りとか言われたんですが、そののところ本当にそういうふうに把握しておられますか。

○萬治商工観光課長

今、お答えしたのは、一般的に飲食費とか宿泊費、交通費等を基に算出するとにお答えしましたので、それから金額としては持ち合わせていないとお答えもいたしましたので、把握はしてございません。

以上です。

○大田委員

把握をしていないと、一般的なことを言われたと、花火大会も光の風物詩として、今、ある程度、定着しているんですが、やっぱりせっかく花火大会をするんだったら、市の執行部の方、常に費用対効果と言われているんだから、せっかくそれだけ出資しているんだったら費用対効果がどのぐらいあるかというのを把握されて、このように聞いた場合なんかは、はっきり答えられるように今後はしておいてもらいたいと思います。これは要望で終わります。

それで、169 ページの市営バス運行ですかね、運行委託料 882 万 5,000 円についてちょっとお聞きしたいんですが、前年度よりも増えているんですね、その増額理由というのはどんな理由かをちょっとお願いしたいんですが。

○坪根公共交通政策課長

市営バス運行委託料の増額理由でございますが、市営バスは3カ年の長期継続契約により運行業務を委託しておりまして、令和4年9月をもって契約期間が満了となりますことから令和4年10月から令和7年9月までの運行業務の受託業者の入札を令和4年度に行う予定としております。

これによりまして、令和4年4月から9月までの今までの契約に基づく6カ月分 402 万 4,000 円と、あと令和4年10月から令和5年3月までの新しい契約に基づく6カ月分として 41 万 6,000 円増の 462 万円、合計で 882 万 5,000 円としたところでございます。

41 万 6,000 円の増因につきましては、バス運転手確保に必要な人件費の増加部分と、あとバス車両の小型化を現時点で予定しておりまして、乗車希望者がバスの定員を超えた場合に必要となるタクシー手配に関する経費、いわゆる定員オーバー、積み残しへの対応ということで、その増加分を見込んだところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、バスの小型化により積み残しがあって、それを補填するためのタクシーを雇うというふうに言われましたが、どのぐらいの乗客の積み残しを今のところ把握されているんですか。

○坪根公共交通政策課長

新車両の乗車定員は 14 名となります。これから運転手と助手席を除いた 12 人が最大の乗客数となります。ですから、13 人以上になると定員オーバーが生じるということになります。

この 13 人以上の可能性のある日には、光高校や聖光高校の生徒が多い朝の 1 便でございませう。朝の 1 便のうち、平日、高校の開校日、雨の日、これが重なる日は特に積み残しが生じる可能性が高いというふうにご考えてございませう。

令和 3 年 1 月から 12 月までの集計で申し上げますと、13 人以上となる日には朝の 1 便のみで 80 日ほど生じてございませう。大体、平日の第 1 便は 16 から 17 名となることごがあるというふうにごバス会社からは聞いてございませう。

現行契約でも積み残しが生じた場合にはバス事業者の負担によりタクシー手配をする契約とはなっておりませうものの、車両が大きいことから実際には積み残しが発生してございませうませんでした。

しかし、今後は車両の小型化により頻回に生じる可能性ごありますことごから、新しい契約では定員オーバーの積み残しの対応分、そうした受託事業者がタクシー手配を行い、そして輸送する経費については委託料の中で負担分として見込みたいというふうにご考えてございませう。

以上ごございませう。

○大田委員

今、882 万 5,000 円の委託料を今年度の予算で上げてございませうが、その中で積み残しに対しては運行業者が面倒見るという解釈ごですかね。

○坪根公共交通政策課長

そういう御理解で結構ごございませう。

○大田委員

昼はそんなに積み残しがごないんですが朝の 1 便に積み残しごがあると、子どもたちが行くので、そこごのところはご何とかならないかなとは思ごうんですが、タクシーで代行してごもらうというのでそこごのところはご何とかなるのかなとも思ごいませう。

また、今、新バスを入れると言われたんですが、いつ頃から新しいバスが運行を始めるようになるごんですかね。

○坪根公共交通政策課長

実は、昨日、記者発表をさせていただきますして、3 月 22 日火曜日ごから運行を開始する予定としてございませう。

以上ごございませう。

○大田委員

そここのところは了解しましたと言いながら、積み残しがあるということでちょっと不安ではあるんですが、分かりました。

それから、公共交通政策課を新しくつくるに当たって、脱炭素、SDGs、1人も取り残さないというもとに、この公共交通政策課が誕生したと思うんですが、それを予算にどのように反映されているのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○坪根公共交通政策課長

まず、SDGsのほうからお答えをさせていただきたいと思います。

予算書 169 ページの一番下の事業、地域公共交通計画推進事業の中に、先ほど来から、高齢者バス・タクシー運賃助成のパイロット事業を予算要求、計上させているとお話をさせていただいております。この事業につきましては、誰一人取り残さないという、SDGsの視点を取り入れながら、日常生活に必要な移動を担保していく、こういう事業であり、計画での将来像で確認しております、人と地域、そして暮らしをつなぐと、こういう視点から重要な施策の一つであるというふうに考えております。

この制度、バス以外のタクシーを利用対象としておりますことから、バス停や駅がない交通空白地、あるいは駅やバス停が遠いところにお住いの高齢者にとりましては、ドアツードアの輸送サービスであるタクシーの利用負担が軽減され、外出が促進されることを期待しております。

こうしたことから、公共交通の利用が困難な方の日常生活を公共交通が取り残さないための事業であるというように考えております。

次に、脱炭素についての御質問をいただきました。

まず、脱炭素に向けた考え方について、少し述べさせていただきたいと思います。国におきましては、2050年、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、こういったものを作成しております、この中では、日常生活における車の使い方をはじめとした国民の行動変異を促し、公共交通の利用促進による自動車交通量の減少等を通じて、環境負荷の軽減を図るとしており、脱炭素化に向けて、まず第1歩としては、公共交通の利用促進、これが重要とされております。

これを踏まえまして、地域公共交通計画の初年度となる令和4年度の予算では、脱炭素へ向けた取組みとして、誰もが利用できるよう公共交通網を確保すること、そして乗って守るという考えのもと、公共交通の利用促進をするというこの2つの視点から取り組みたいと考えております。

主な事業を少し上げさせていただきますと、公共交通の確保という視点では、新規事業としてデマンド型交通導入検討事業に着手をいたしますし、また排気ガスの少ないバス路線、こうしたものを確保するために市営バスの運行や民間バスの運行助成、こうしたものにも取り組んでまいります。

また、二酸化炭素を排出しないバスの電動化といった先端技術への対応は、車両価格や航続距離とか、あと充電設備等の課題がありますので、本市も含めて、地方導入のめどは立っておりませんが、今現在、全国各地で実証実験等が行われております。

本市では、国、県や民間事業者で構成する地域公共交通協議会でしっかりと意見交換を行い、こうした先端技術の本市公共交通の導入の可能性、こうしたものもしっかりと情報共有、アンテナを張っていきたいと考えております。

最後に、利用促進という視点で申し上げますと、新規事業として、高齢者バス、タクシー運賃助成パイロット事業やＩＣカード導入整備補助金、地域公共交通協議会の運営に関する交付金など、こうしたものを活用しまして、公共交通の市民の利用度と申しますか、利便性を高めて、脱炭素社会への貢献を公共交通として果たしたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

なら、ＳＤＧｓや高齢者バス、タクシーの運賃助成事業の委託料の中に、一応組み込まれて、一人も取り残さないというんで、こういうような助成金を出すよというのと、脱炭素、ＩＣカードやら公共交通を使ってくださいよという観点をいただきました。

そうすると、一つの具体例として、市役所の職員さんのノーマイカーデイというのを、今までずっとやっておられたんですが、そねなのをもっと増やすとかいう、一つの具体例として挙げることはできますか。

○坪根公共交通政策課長

公共交通の予算で、職員に対する啓発などの予算措置はしておりませんが、現在、市民と職員を対象としたノーマイカーのキャンペーンは、環境政策課で取組を行っております。

現在、コロナ禍により、なかなか実施のめどがたっておりませんが、こうしたものが再開となった場合には、職員に対しての公共交通の利用促進については、市民向けや職員向けのノーマイカーと連動しながら、ゼロ予算ではありますが、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

現状、コロナの関係でなかなかノーマイカー自体に取り組めておりませんが、再開に一定のめどが立ちましたら、そうした啓発は再開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

よろしく申し上げます。

○西崎委員

質問漏れでございます。175 ページの観光協会の補助金 1,720 万円、これ結構額が大きいんですけど、主な用途はどういうものに使われておりますか、3つぐらい教えてください。

○萬治商工観光課長

観光協会の補助金の使途ということでございます。観光協会が実施する観光事業に補助をしているところですが、具体的にいくつか申し上げますと、冠山総合公園内で観光案内所として観光案内の実施をしてもらっております。また、夏季海水浴場海水浴シーズンに合わせまして、安全祈願祭や室積、虹ヶ浜キャンプ場の開設、あと光花火大会などの主催事業をされております。

また、各種イベントへの出展とかその他、光まつりとか冠山総合公園が行う事業等への協力、こういった後援事業、協力事業等をされているというところでございます。

以上です。

○西崎委員

ただいまの使途4つぐらい上がりましたが、人件費の割合が今なかったんですけど、これはいくらぐらいになっております。

○萬治商工観光課長

観光協会には、会計が一般会計と花火大会会計ございますが、この2つを併せた合計に占める人件費の割合は、約40%となっております。花火大会会計を除く一般会計予算分だけでいいますと、約55%となっております。

以上です。

○西崎委員

パーセントでおっしゃられてぴんとこんですけど、今、これは商工観光課の中に観光協会の職員が今、金額でいうと2人いらっしゃるんですかね。

○萬治商工観光課長

観光協会の職員は観光協会のほうに所属していますので、商工観光課の職員ではございません。今言われた2名というのは、商工観光課観光係の職員のことかと思います。

観光協会の事務局のほうには、基本的には常勤2名の方と臨時の方が1名おられます。それ以外に、花館で販売したりする方も別におられると認識しております。

以上です。

○西崎委員

商工観光課の中に2人常勤職員が座っていらっしゃると、これ市の職員ではないんですけど。

○萬治商工観光課長

すみません、説明が足りなかったかもしれませんが、観光協会の職員は、商工観光課内に席があるのではなくて、冠山総合公園内に事務所を構えておりまして、そちらに在籍しております。

以上です。

○西崎委員

分かりました。冠山総合公園のほうに常勤が2人、臨時職員が1人、それから販売員が1人ということですね。それで、55%ぐらいということになると、850万円ぐらいということでもいいですか、人件費、大体推定。

○萬治商工観光課長

およそ例年の額でいいますと、大体940万円とか、その程度ということになります。以上です。

○西崎委員

分かりました。質問は終わりました。

○田邊委員

ちょっと気になったところ。171ページの中小企業融資債務保証料補給、この800万円が213万円増額しております。これについての説明をお願いします。

○萬治商工観光課長

中小企業融資債務保証料補給について、前年度から増額しております。これは、新型コロナ対策特別融資ではない、以前からあります不況対策特別融資につきまして、新型コロナ対策融資の終了を見据えて、借入期間を5年以内でありますところを10年以内に、据置期間を6か月以内から1年以内に延長し、拡充して、コロナ融資の終了、これに対応しようと考えておりました。

コロナ融資に替えて不況対策特別融資を借り入れる方が増えるであろうと見込みまして、それから借入期間を長く延長するという事を申し上げましたが、その分、保証料も高くなることから増額して要求したというところでございますが、現在、この予算を積算するに当たっては、新型コロナの特別融資、この終了ということを見据えておりましたが、国がセイフティネット保証を延長しましたので、これに合わせて本市のコロナ対策特別融資も期間延長をするということとしております。

このコロナ融資延長となれば、今回の増額分、先ほど不況対策特別融資のほうで増額になると申し上げましたが、この増額分はコロナ融資のほう、この保証料補給に回ることになるであろうと思っております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。もう一点、その関係では、先ほどの議案第14号の拡大、対象事業者のを全事業者に拡大したと。固定資産の総額の要件の緩和はなったんですけど、そういったものについての何か関係あるところがもしあるんなら教えてほしいと。

○萬治商工観光課長

直接的な関係はないかと思いますが、例えば、事業設置の奨励金のほうを、活用し創業が増えるとか、そういうことがあれば、創業の関係の融資を受けられて、保証料の補給が増えるとかいうことも考えられます。直接的にはないかと思いますが。

以上です。

○田邊委員

こういうのを併せて、周知してもらいたいなと思うんで、その辺りよろしく願います。

以上です。

○仲山委員

追加で確認をさせていただきたいと思います。

光セクションPR事業、予算書の175ページ。リーフレットの活用についてどのように考えていらっしゃるか、お伺いさせていただいていいですか。

○萬治商工観光課長

現在、光セクションについて問い合わせがあったときに、年度、年度の品物の簡単な1枚のペーパーはあるんですが、まとめて一覧として説明できるものがないので、こういったものがありますよという一覧にした説明ができ、それから各観光案内所とか、そういうところに配付しまして知っていただくということを考えております。

以上です。

○仲山委員

了解しました。できるだけこう周知につながって、売上につながるように活用していただければと思います。

以上です。

説 明：弘農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

タブレットの活用について、どのようなことに活用をすることを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○弘農業委員会事務局長

タブレット端末の使用の想定でございますが、従前、農地利用最適化推進等につきましては、農地パトロールと現地調査を行う場合には、紙の地図を使用しておりました。ですが、情報等が最新でないことや地番などの状況が把握できないなど、状況把握に労

力を要しておりました。今回の導入により、現在地の状況、境界、筆数などの情報が把握することが容易となり、委員の負担が軽減され、効率化されることが期待されるところでございます。

航空写真等も活用できるということでございますので、そういうことで期待をしているところでございます。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。最新で詳細な情報をもとに調査等が行われるということを期待されると思いますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

予算書 151 ページ、概要の 29 ページ、農林水産物高付加価値化促進事業についてお尋ねします。

こちらの予算の根拠をお示してください。

○西村農林水産課長

農林水産物高付加価値化促進事業は、3つの補助メニューで、それぞれ補助上限額を制定しており、各メニューに対し、2点ずつの申請を見込んだ額となっております。

具体的に内訳を申し上げますと、1つ目の、農林水産物ブランド化支援事業は、補助上限額が20万円、申請見込み額2件で40万円、2つ目の、農林水商工連携支援事業は、補助上限額10万円、申請見込み2件で20万円、そして3つ目の、機械設備導入支援事業は、補助上限額30万円、申請見込み2件で60万円、以上3つのメニューについて、申請見込み6件で、合計が120万円となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

昨年度の状況等、令和4年度にはどのような事業をするのか、方向性をお尋ねします。

○西村農林水産課長

まず、令和3年度の状況でございますが、申請がありました、東荷のイチゴのブラン

ド化とイチジクを使った商品化、これら2つにつきましては、順調に事業を進めており、現状、事業者から事業完了の報告を受けたところでございます。

次に、新年度の事業の方向性でございますが、まず、令和4年度につきましては、令和3年度と同額の120万円の予算を計上し、引き続き、地元産農林水産物のブランド化や加工商品化に向けた支援を行うこととしております。

また、令和3年度は7月から9月に申請を受け付け、2件の申請となりましたが、令和4年度はより多くの事業者の方々に本事業に取り組んでいただけるよう、春、秋、1回ずつ年2回の申請期間を設ける予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

農林水産物等によって収穫の時期とかそういうのが一定ではないと思うので、2回に季節が分かれて申請できるというのは、いい事業の企画かなと思います。そして、この事業において、商品化とか販売化などの見込み等はあるのでしょうか、お尋ねします。

○西村農林水産課長

今回、2件の申請がなされております。まず1つ目として、東荷で取れましたイチゴにつきましては、これは光のルビーという名称でブランド化して、既に里の厨で販売を開始しております。

もう一つ、イチジクでございますが、これは、試作を経て、商品が完成したという話を聞いておりますので、旬となります夏場ぐらいからの販売を見込んで準備を進めているものと思われま。

これらについては、今後、実績報告の内容を精査した上で、ブランド化や商品化など、高付加価値化が達成されたものについては、記者発表等により、周知する予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

1つでも商品化、販売化につながればいいかなと考えております。あとは周知の方法も考えているということで、記者発表をよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に入ります。

予算書は159ページでしょうか、概要のほうは29ページの新規事業にマークがついています集落環境整備事業についてお尋ねします。

こちらのやぶの除去と書いてありますがけれども、さっきちょっと説明があったかもしれないんですけど、場所についてお示してください。

○弥益有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長

集落環境整備事業を実施する場所については、東荷地区でございます。

以上です。

○早稲田委員

束荷ということで確認できました。こちらのやぶの除去を実施することによる事業効果について説明をお願いします。

○弥益有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長

事業効果についてですが、集落や住宅地へのイノシシ等出没の要因となるやぶを除去することで、山林から農地までの間の見通しをよくすることにより、農地へイノシシ等が容易に進入できない状況となりますので、イノシシの出没等に対する大きな抑制効果を発揮するものと考えております。

以上です。

○早稲田委員

出没の抑制の効果ということで理解しました。

続きまして、次の質問です。予算書 161 ページ、そして、概要がまた同じく 29 ページの森林環境譲与税関連事業なんですけれども、こちらは、概要のほうの担当部を見ますと、経済部教育委員会と2つ部が書いてあるんですけれども、なぜ2つの部が関わっているのか、説明をお願いします。

○西村農林水産課長

森林環境譲与税は、森林整備の促進、人材育成、普及啓発、木材利用、これらの促進等の活用ができるものとされております。

今回、予算の概要に掲載されております森林環境譲与税関連事業 925 万円のうち、経済部所管の予算につきましては、森林整備を促進するための補助事業 300 万円、それと普及啓発として予定しております森林体験学習に必要な消耗品 5 万円、あと木材利用の促進として、森林環境譲与税を活用した木材製品であることを証明するための備品購入費 20 万円、この合計 325 万円を計上しており、これらは農林水産課が主体となり事業を進めていく予定としております。

そのほか、教育委員会のほうで、県内木材の利用促進を図るための取組として、学校施設の木質化のための事業を予定しているため、事業の実施主体となる教育委員会に予算を計上していることなどから、2つの部が関わる状況となっているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

こちらの概要の説明のところに、県産木材を使用した製品を購入と書いてありますけれども、何を購入されるのか、説明をお願いいたします。

○西村農林水産課長

購入予定としております県内木材を使った製品でございますが、これは、小学校と中

学校の古くなった下駄箱、更新のために購入する予定となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

小中学校の下駄箱ということで、分かりました。

もう一つ質問あります。予算書 165 ページ、概要の 29 ページ、こちらも新規事業のマークがついておりますけれども、フィッシングパーク光長期修繕計画策定事業です。こちらは、昨年度は施設整備工事費として 730 万円の予算がついていましたが、令和 4 年度は 560 万円になっています。何の内容が違うのか説明をお願いいたします。

○西村農林水産課長

昨年度と今年度の事業の違いに関するお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、令和 3 年度につきましては、730 万円の予算を計上し、3 つの修繕工事を実施することとしております。

1 つ目として、釣り桟橋の海中部分の防食を防ぐために定期的に行う必要がある桟橋電気防食の交換、2 つ目として、劣化損傷が進行しております管理棟の天井修繕工事、そして 3 つ目として、漏電による釣り桟橋電灯の停電防止を図るための漏電対策工事、この 3 つを実施しております。

これらは、いずれも不具合が生じることが確認、予測されている箇所に対して、必要な措置を講じるものでございます。

これに対し、令和 4 年度に実施を予定しておりますフィッシングパーク光長期修繕計画策定事業は、建設から 40 年が経過した釣り桟橋全体を調査し、その状況を適切に把握することにより、大規模な修繕や事故等が短期間で生じることがないように、必要な対策を必要な時期に実施するための長期修繕計画を策定するための調査を実施するものでございます。

これらの調査の内容ですが、釣り桟橋の上部、下部の劣化や腐食状況などを把握するため、目視では容易に確認できない箇所や水中部の危険箇所を明らかにするため、陸上部、海中部において目視点検及び肉眼測定等を行うこととしております。この調査によって、早期対応が必要なものと確認された場合、直ちに応急工事を行うなど、利用者の安全を確保するため、今後も適切な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和 3 年度は不具合が生じるものに対策を講じるということで、昨年度もお伺いしました。令和 4 年度は状況を把握するための必要に応じた調査をしていくということで、内容が違うということが理解できました。

そしてもう一つだけ質問がまだあります。こちらが、予算書 165 ページ、概要のほうは 26 ページにあります。光漁港海岸放置艇処理事業 100 万円についての質問です。100

万円の予算の概要の説明をお願いいたします。

○西村農林水産課長

本市が管理する光漁港区域内について、放置艇の疑いのある船舶に対しては、船舶番号をもとに所有者を探索し、放置艇の撤去指導を行うこととし、また、所有者が確認できない場合は、撤去警告書の貼付け等により、所有者による自主撤去を促すこととしております。

昨年度に実施した実態調査の結果から、放置艇と思われる 40 艇を光漁港区域内で確認しておりますので、これらを処分するための予算となります。これらの処分に当たっては、モーターボート、ヨット等の製造、整備、販売に携わる事業者等により構成される一般社団法人日本マリン事業協会が推進するFRPリサイクルシステムを活用することで、船首や船舶全長ごとに分類された全国一律のリサイクル料金により、廃船の処理が可能となります。

新年度については、和船3隻、キャビンボード1隻、オープンボート3隻、合計7隻分の処分費100万円を予定しております。

今後の計画についてですが、令和5年度に新開から西ノ浜地区の13隻、令和6年度に象鼻ヶ岬、湾内20隻について景観保全、船舶の安全な航行を図るため、順次進めていく予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

7隻分の100万円ということで予算は取りまして、今、場所がちょっと説明がありましたら、象鼻ヶ岬とか、どちらからというと、光井から室積のほうにかけて何か言われたように思うんですけども、浅江地区方面の海岸にはそういう放置艇はないのでしょうか。

○西村農林水産課長

戸仲漁港から浅江方面の海岸につきましては、管理区分が県のほうになりまして、何隻あるかというのは現時点では我々も確認はしておりませんが、もしそのようなものがあれば県のほうに情報提供をして、必要な対応を取ってもらうように、要望することとなります。

以上でございます。

○早稲田委員

市内でも光市の対応の領域と県の対応するところが別れているということで、もしそちらがそういう放置艇があった場合は、県のほうにお伝えして、処理の方向にさせていただくということで、分かりました。

私の質問は以上です。

○田邊委員

1点だけお願いします。165 ページお願いします。これの海岸保全整備事業の測量設計等委託料、これが4年度についてはちょっと大きい額になっていますので、その辺りについての説明をお願いします。どういったことをやるのでしょうか、計画的に。

○西村農林水産課長

海岸保全事業の測量設計等委託料の、昨年度と比較して増加した理由ということのお尋ねでございます。

光漁港海岸保全施設整備事業でございますが、室積松原海岸の高潮対策を推進するために行っているものです。令和4年度は、中松原自治会館1棟、個人宅2棟、併せて3棟の建物補償を予定しておりますので、これらの補償金を算定するための建物調査業務委託料、これをまず400万円、これに加えて、前松原排水路の延伸、これをどういうふうに延伸させていくかという実施設計の費用として800万円、合計1,200万円の測量設計等を予定しているということで、このような計上になっております。

以上でございます。

○田邊委員

この図面の40メートルの延伸のことですね、これね、今回のね。分かりました。この辺り。後で出てくるとは思うんですけど、説明のほうに。これの関係するところとは思うんですけど、またこちらでまたお聞きいたします。よく説明を聞きます。

以上です。

○大田委員

予算書の153ページ、それから概要の47ページですかね。中ほどの県営土地改良事業において、県営事業負担金として500万円のって、広域農道のトンネルの対策工事をされるというような説明があったんですが、もう少し、詳しく説明してもらいたいと思うんですが。

○西村農林水産課長

周南広域農道のトンネルについて、新年度に予定しております長寿命化対策工事、こちらのほうの詳しい説明についてお答えいたします。

まず、トンネルの現状として、このトンネルは供用開始してから既にもう30年が経過しております。このため、トンネルを構成する覆工コンクリート、周りを覆っているコンクリートがかなり老朽化して、漏水などが顕著となっている状況や、また、トンネル照明に低圧ナトリウムランプを使用していることで、これが製造中止になっており、トンネル照明の維持管理について、コスト縮減を図る観点などから、長寿命化対策工事としてトンネルの覆工コンクリートの補修や漏水対策工事を実施し、併せてトンネル照明のLED化を図ろうとするものでございます。

今年度は、実施設計を行う予定としているんですが、令和4年度に実施設計、令和5

年度は照明施設のLED化、令和6年度は覆工コンクリート及び漏水補修対策の工事を予定しております。また、この事業の実施主体は山口県になります。

以上でございます。

○大田委員

今お聞きすると、3か年計画でやるようにお聞きして、最後がコンクリートの被覆工事をやると。となると、今は設計、実施設計になるから500万円にするなど、順々に負担金が増えるということになるわけですね、違いますかね。

○西村農林水産課長

実施設計では、どういうふうに直すのかというところを検討して、その費用を積み上げまして、その費用に応じた額を負担していくということになりますので、恐らく、実施設計の費用よりは、遥かに工事のほうが高くなるんで、増額していくものと思われま

す。

以上でございます。

○大田委員

あそこ交通量も多いことですし、けがのないように、交通事故のないように、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、159ページですかね。こちらは、同じく47ページですか、概要で。不法占拠解体撤去工事で、光井の新宮にある何か古い建物で270万円ついているんですが、そのところの今後の進め方とか、どういう経緯でその世帯が見つからない、不法建物かどうかというのを教えてもらいたいんですが。

○西村農林水産課長

では、まず、今後の進め方について説明をしたいと思います。予定では、令和4年の6月ぐらいに行政代執行を行うことを公告するために、法に基づく戒告を実施して、その後、2か月間が経過した8月ぐらいに開始する予定としております。

実施に当たっては、関係機関との調整や不法占拠物件の調査、建物解体処分等を行う業者等を選定するための入札契約など、必要な準備を進めた上で、10月ごろから建物解体等に着手して、年内には行政代執行を完了させる見込みとしております。

それともう一件、この建物が所有者不明であるというところなんですが、これに関しては、これまでに住んでいた経歴、水道、ガスを利用した、そういう足跡をたいて、その対象者が建物の所有者であるかどうか、追跡調査を行っています。この建物自体には、登記がなされておられませんので、まずそこから所有者を見つけることはできません。

その他、対象となる方々にも全て調査を行いましたが、その人たちは全て借家、借りていたということで、最終的に誰が所有者かを突き止めることは不可能という状況になりましたので、今回、所有者不明ということで、行政代執行のほうを進めることとなっております。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと確認ですが、所有者不明で行政代執行の命令書というのは、建物に掲げるわけですか。それとも所有者不明じゃったら、その相手に出されないから、どういうふうな感じですか。

○西村農林水産課長

今、準備期間として、看板を不法占拠があるところに設置して、3か月ほど、この建物に持ち主があるかどうかを確認するような啓発というか、周知を図るような取り組みを進めています。その後に、相手方がいないということが確認されれば、再度、戒告ということで、こういうことをやります、行政代執行を行いますということを知らしめた上で、何の反応もなければ進めていくという、そういうやり方で、所有者不明ではありますが、行政代執行法に基づいた手続に沿って、事務を進めていくということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

その所有者名だから建物にかかった、それは1か月か3か月か半年か、期間があるんですか。

○西村農林水産課長

これは、先ほどもちょっと御説明したと思うんですが、まず、看板を立てる手続をしているんですけど、それを立てて3か月間、様子を見て、それで何もなかったら戒告とを行い、それから2か月経過した後に、行政代執行を開始することとなります。それと、行政代執行を開始するといっても、様々な手続がございますので、それに8月ぐらいから2か月程度かかりますから、いろんな業者を決め、また、解体などを進めていくということです。このため、半年ぐらいの期間がどうしてもかかってしまうということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

それで、その所有者不明の解体し終わった土地はどういうふうにされるんですか。

○西村農林水産課長

もともと農林水産課所管の土地ということなんで、黒松の植樹を行って松林を再生したいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

続きまして、予算書の 163 ページで今説明があったんですが、光熊毛地区水産物供給基盤機能保全事業負担金 54 万円で、これ上関の漁業センターへの負担金というふうにお聞きしたんですが、ちょっとそここのところの、他市町の負担金やら国からの費用の負担やら、ちょっと教えてもらいたいと思うんですが。

○西村農林水産課長

それでは、光熊毛地区水産供給基盤機能保全事業負担金の負担割合について、お答えしたいと思います。

対象となる事業費というのは 2,700 万円なんですが、このうちの、国が 50%、県が 40%負担し、そして関係する市町が 10%負担することとなっています。

この関係する市町は、上関町、平生町、田布施町、光市になるんですが、これを漁業者の数とかにより、算定する方法があるんですが、それに基づいて、案分して、今光市がその 20%ということで、54 万円を負担するということになっております。

以上でございます。

○大田委員

10%で、20%で 50 万円。これ事業は誰が行うんですか。

○西村農林水産課長

事業は、山口県が実施主体となります。

○大田委員

山口県が行うんで、各市町、国が負担をするということですが、光にもアワビを育てる栽培漁業センターが今もあると思うんですが、これと同じように、光の施設に対しても他市町が負担してもらって、こういうような工事を実施することはできるんですか。

○西村農林水産課長

今回の長寿命化対策、長寿命化工事の件で、上関町と同じようなやり方で、光市栽培漁業センターのほうも対応できないかという質問についてお答えいたします。

光市の栽培漁業センターの運営に当たっては、広域社団法人山口県光熊毛地区栽培漁業協会、この協会と本市が委託契約を結びまして、運営を進めているような状況になっております。

この契約書の中には、費用負担という項目がありまして、この中に、施設のうち、主要構造物に係る補修費、これについては、光市が全額負担するというふうに取り決めがなされておりますので、長寿命化対策工事に当たっては、本市が実施主体になって行く、そういうことになると思います。

以上でございます。

○大田委員

本体としては、契約書の中で光市が負担するから、本体の工事の補修は光市が行うと。中の、アワビやら飼育しよる施設なんかに対してはどうなるんですか。

○西村農林水産課長

そちらも、要はセンター自体のその主要なもの、特にあの施設はアワビを育てる施設と考えれば、そこは主要な施設になりますので、全て含まれて、市の対応となります。

以上でございます。

○大田委員

市が負担と。しっかりと活用して、アワビが育つように、今後頼みます。終わります。

○西崎委員

予算書 159 ページの、再々説明があったところですけど、海岸松樹の保全事業の撤去処分等委託費というのが 350 万円上がっておりますけど、これは、何を委託するんですかね。

○西村農林水産課長

これは、先ほど説明いたしましたとおり、光井 1 丁目の新宮地区の不法占拠、この建物を撤去する、この費用になります。

以上でございます。

○西崎委員

そうすると、今の、概要の 47 ページは 620 万円というのは、これは 2 つあるわけですね、対象物件が。合計したのをですね。

○西村農林水産課長

そうですね。新宮の不法占拠の撤去については、この撤去処分等委託料 350 万円、不法占拠解体撤去工事 270 万円、この 2 つでセットということでございます。

以上でございます。

○仲山委員

1 点だけお願いします。163 ページの水産業振興費、もしくは 151 ページの地産地消推進事業に関わるところかと思うんですけども、栽培漁業センターの跡地の件でございます。金額としては上がりにくいところかもしれませんが、売却の後、既に工事が進められつつあるところというふうに見ておりますけれども、水産物の地産地消センターといいますか、そういうものに向けての働きかけという辺りに関しての進み具合について

てお伺いできればと思います。

○西村農林水産課長

栽培漁業センター跡地の利用とか、今建設が進められておりますことについてのお尋ねと思います。

第1期工事として、加工を目的とした施設、加工施設というところで事業が進められているもので、その他について、まだ、どういうふうな計画で進められるのかというのは、何も分かっていない状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

以前のお答えで、その条件に上げてございましたことについて、いい形で実現していくように、働きかけ、及び協力して進めていくという話でございました。引き続き努めていただければと思います。期待しております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光漁港海岸（室積海岸）保全施設整備にかかる測量・調査結果を踏まえた養浜計画（概要）について

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

②光市地域公共交通計画（案）

説 明：坪根公共交通政策課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

①光漁港海岸（室積海岸）保全施設整備にかかる測量・調査結果を踏まえた養浜計画（概要）について

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

説明は理解しました。この3案の中で、前松原の排水路の問題は確実に解決しないと
いけないというところは。まず、本年度の40mの工事があるというんですけど、まあこれ
には60mと書いてますけど、あと20mを後でやるという考えとは思いますが、ど
っちにしたってこの重要なところというのは、前松原の排水路、これをしなくてはいけ
ないというのは確実なわけですよ。その辺り、もう一度お願いします。

○西村農林水産課長

この前松原排水路の延伸は、現状、西ノ浜側方向に砂が移動をしているため、まずは、
これを止めなければ、13万5,000m³を入れて供用期間30年というところが達成できな
くなり、また、高潮堤防の供用期間と重複しなくなるというところがまず一つの問題と
なります。そして、今、委員のほうからも御説明がありましたとおり、前松原排水路の
閉塞問題、これを解消しなければならないことなどの課題があります。この前松原排水
路を延伸することによって、その砂が止められることと排水が円滑になること、この2
つの効果と、さらに、養浜量自体も12万m³に減らせるということで、自然景観を守る
ことができる工法の中で考えていった場合に、この案が最も経済的で効果が高いもので
あると判断して採用をしたということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○田邊委員

私、以上です。

○西崎委員

私はこの資料をもらって何回も何回も読んでみたんですけど、結論から言うと、真ん
中の丸いの、排水路延長案というのは、今から市のほうが手を打とうとしてる案なん
ですけど、これは原因を止めないと、いずれまたこの延長した突堤もすぐ埋まってしまう
と思うんですよ。何年かは止まると思いますけど、その間にこの突堤はどんどん砂埋ま
ってしまって、結局またここをしゅんせつしたりしなきゃならんと私は思っております。
それほど西ノ浜方面に砂が流される量というのは、もうかなりなものがあるんで、7割
が西ノ浜、3割が戸仲のほうに流れてると思うんで、これはいずれにしても、何年もつ
か知りませんが、突堤はすぐに埋まってしまうと思う。

一番初め申しましたように、原因を止めることが大事だと思うんです。私、この原因
は、まあ3つぐらい言われてるわけですけど、1番は、港湾の島田に、島田側に出たと
ころのすぐ左手に、かなり沖に出した防波堤があります。これが、私はかなり潮の流れ
を変えた原因じゃないかと思っております。その点いかがでしょう。

○西村農林水産課長

海岸浸食を起こした原因の一つとして、島田川からの砂が室積のほうに供給されなく
なった原因に、海軍工廠の埋め立て、要は、護岸がかなり前に出たということは、当時
の市民説明会等でも学識経験者の方から言われている原因であります。

以上でございます。

○西崎委員

そのほかに2つあるんですね。大水無瀬、小水無瀬が昔は離れていた、真ん中はつながってしまったと。そのために潮流が変わったんだという説もあるし、今言ったように、島田の、これは県営港湾ですけど、大きな突堤が、防波堤が沖にできた。この3つが言われてるんですけど、いずれにしても、この松原方面の砂かけが起こるのは、私は原因を止めない限りは、これは根本的な対策にはならないと思っております。

以上です。

○仲山委員

少し言わしてください。今、前松原の排水路、ちょうど位置が、ちょうど沖合にある離岸堤の端の辺りにちょうど、この図でもそうなっておりますけれども、ちょっと当たるような位置に当たるかと思えます。その辺りちょっと、離岸堤との緩衝がちょっと心配なところではあるので、その辺りは十分に配慮をして設計をしていただくことをお願いしておきたい。というのが、排水が塞がるなんていうことは絶対にあってはいけないことだと思いますので、その辺りは嚴重にお願いしたいと思えます。

あと、今回これで、5ページのこの図で、以前投入した2万 m^3 の砂が、沖、岸近くの海の中に堆積して、赤い色で示されていると。そこから沖に関してはちょっと、ブルーなのはちょっと気になる場所ではあるんですけども、徐々には、ブルーということは徐々には減ってる場所なんで、その沖合のことはちょっと気にはなるんですけど、おおむね離岸堤範囲、今、西ノ浜にある離岸堤の範囲ぐらいの沖合ぐらいで大体堆積してることは、これではっきりと分かりましたので、今後、置いていった砂も移動はするものの、やはりそんなに極端に沖合に流出することはなさそうだということは、今、説明にあったとおりにかと思えます。

ただ、砂の移動は、今回も一つ排水路という要素が加わりますけれども、何か要素が加わるたびに、その動きや何かは変わってまいります。

それから、長年と言え、5年の単位で調査したことが、20年の単位ではまた傾向が違ってしまふことも起こるかと思えます。進める中で、養浜の量やその方法については、経過を見ながら進めて、必要があれば修正を加えながら有効な工事をしていただきたいと思います。

以上です。

②光市地域公共交通計画（案）

説 明：坪根公共交通政策課長 ～別紙

質 疑：なし

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第15号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第2号 令和4年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

こんにちは。179ページでお願いします。

道路維持管理事業等についてなんですが、私、令和2年度光市一般会計の歳入歳出決算において、光市でこの管轄する道路について、適切な維持管理を図る上で、予算が全体に占める割合が少ないではないかということで、決算額の部分を指摘しました。

道路維持管理事業9,437万円であります。その事業の下から、今、説明があった部分です。道路施設補修工事及びその下、道路維持補修用資材の部分であります。道路補修に要する費用はこの事業では増額はしていない。しかし、179ページで同じく、この上から4番目の新たな部分なんですが、道路整備事業費2億2,851万円で、令和3年度と比べて2,855万円も増加していると。

当初予算で、市長が進めるこの市道緊急整備事業道路の緊急的な舗装や横断側溝、先ほどのグレーチングなどのとこなんですけど、これの整備改修、道路の施設の老朽化対策であるということで説明がありました。

この2つの関係性を具体的にどのようなになっているのか、その辺りを所管のほうで、以上を踏まえて説明をいただきたいというところをお願いします。

○山本道路河川課長

まず、道路の維持管理事業につきましては、委員仰せのとおり道路施設補修工事、そして道路維持補修用資材については、昨年と同額しているところでございますが、老朽化が進む市道への対策を行うため今年度は、単年度ではございますが、市道緊急整備事業の横断側溝緊急改修事業と市道緊急舗装整備事業の合計で工事費3,050万円を計上しているところでございます。

これにつきましては、予算書の179ページの一番上の段、道路整備事業の中5行下になります。市道舗装整備等工事1億6,650万円に計上しております。

もう少し詳しく申し上げますと、この市道舗装等整備工事1億6,6650万円には、橋梁の補修工事、舗装の整備、改修工事、岩田地区道路整備工事やその他市道の側溝の整備などの費用も含んでおります。

令和3年度の当初予算とこの工事費を比較しますと、年度間の事業量の増減や調整による減額がございまして、先ほど御説明申し上げました市道緊急整備事業の工事費の3,050万円の増額と併せて、ここでは2,060万円増額をしております。

その他、委託費の増額分と併せて道路整備事業費は、令和3年度当初予算と比較しますと、2,855万円増額しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今回、このいわゆる当初予算の概要の中の新規事業の市道緊急整備事業については、事業費として、今、言われた説明の中に3,050万円か、それで市債がいわゆる450万円、しかしこの一般会計で2,600万円も入っておるとい部分で、この部分については所管においても、老朽化について緊急性が、維持管理が必要じゃというところで私もこの辺りはちょっとチェックしております。

道路維持管理事業で、いわゆる9,437万円、さらに市道緊急整備事業で3,050万円、トータルにおいては、恐らく2億2,480万円のこの建設部所管の市道については予算があると思うんですけど、この部分については大変所管は忙しくなると思うし、やりがいもある1年にはなるとは思うんで、言われたようにこの緊急対策1年を通して、予防保全的な維持管理を構造物の延命化を私はお願いしたいというところで、以上であります。

以上です。

○早稲田委員

今、お話にありました179ページの市道緊急整備事業が新規で出ていますけれども、同じ概要の27ページに市道舗装メンテナンス事業とも書いてありまして、緊急性かなとは思いますが、何か違い等について説明をお願いします。

○山本道路河川課長

光市当初予算案の概要の27ページ、ここがございますページの中ほど、市道舗装メンテナンス事業と少し下、市道緊急舗装整備事業、これの違いの御質問だと思います。

まず、市道舗装メンテナンス事業でございますが、これは国の交付金を活用し、緊急輸送道路など交通量が多い主要の幹線のうち、老朽化が進む路線を対象にして一定の区間を定めて年次的に舗装の改修を行うものでございます。

これに対して、もう一方の市道緊急舗装整備事業は、常温合材などによる補修を行っても、また繰り返しポットホールが発生するなど、このような簡易的な補修のみでの対応が困難な個所について、令和4年度の単独事業として緊急的に舗装の補修を行うもの

でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

場所について、どのような視点で場所を選定するのか、また場所がもう決まっていたらお示してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本道路河川課長

市道緊急舗装整備事業の対象個所をどのように選んだかということですが、対象個所としては日常のパトロールや通行者の方々からの情報などをもとにし、緊急性や車両の通行量などを踏まえて、常温合材による補修や修繕での対応が困難な市道路線の箇所を選定しております。

具体的な実施予定個所を少し御紹介しますと、浅江1丁目の浅江町線、花園1丁目の中村花園線、大字岩田の東大塚1号線など、9路線を予定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

じゃあ、次の質問に入ります。同じページ、予算書の179ページで、概要はまた27ページにあります市内橋梁整備事業についてお尋ねします。

どの橋で、どのような整備をしますか、お示してください。

○山本道路河川課長

27ページの市内橋梁整備事業で行う橋梁でございますが、橋梁の補修工事を3橋予定しております。浅江3丁目の虹の橋、そして島田6丁目の三栄橋、3橋目が中央4丁目になります旧市役所裏第3橋、この3橋を予定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

昨年度より予算が少なくなっているようなんですけども、理由がありましたらお示してください。

○山本道路河川課長

市内橋梁整備事業でございますが、これは橋梁補修実施設計費用と橋梁補修工事費の合計でございます。

令和3年度当初予算と比較しますと、橋梁補修実施設計は5橋減少し、補修工事も1橋減少するなど、事業量の減少から1,580万円、令和3年度の当初予算から減額をして

おります。

以上でございます。

○早稲田委員

事業が減少で予算が少ないということで、分かりました。

では、また概要の27ページにあります市内道路橋定期点検事業と書いてありまして、こちらに道路の橋の47橋と書いてありますけれども、47橋全部を点検するのですか、お尋ねします。

○山本道路河川課長

道路橋47橋の点検を予定をしております。

以上でございます。

○早稲田委員

47橋というのは多いなと思うんですけれども、こちらは昨年度より3,000万円程度増加していますが、その理由がありましたら教えてください。

○山本道路河川課長

市内道路橋定期点検事業でございますが、これは令和3年度当初予算と比較しますと、点検橋梁数が26橋増加するなど、こちらは事業量の増加から令和3年度当初予算と比較しますと、3,150万円増額しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

26橋増えたということで増額ということで理解しました。

また、こちら次に行きます。

概要の27ページ、雨水渠改修事業とありますけれども、こちらの事業概要についてお示しく下さい。

○山本道路河川課長

同じく27ページの雨水渠改修事業でございますが、これは光井の市道長尾台1号線などの地中に埋設する雨水渠、ヒューム管、管径が800ミリになりますが、これが老朽化などにより損傷が進み、管渠周辺の土砂の流出などが懸念されておりますことから、管渠の内部調査を実施する予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

地下ということなので、ちょっと様子が分からなかったのでお尋ねしました。

じゃあ、次に行きます。

予算書、戻りまして177ページ、下から7行目のハザードマップ作成委託料について質問します。

こちらは昨年度の予算書にはなくて、令和4年度の予算書にありますけれども、概要の説明をお願いします。

○邊見監理課長

こんにちは。建設部所管の現行のハザードマップのうち、土砂災害ハザードマップについては平成29年5月に、島田川洪水ハザードマップについては令和2年2月に作成したところですが、災害対策法の改正により、令和3年5月から避難情報がそれまでの避難勧告と避難指示緊急から避難指示に一本化されたため、令和3年度からハザードマップの学習面の改定に順次取り組んでいます。

令和3年度には、マップの学習面の避難情報欄に貼りつける修正用シールを作成するとともに、残りの部署の少ない光井地区など、5地区の土砂災害ハザードマップの改定増刷を行いました。

新年度予算においては、引き続き室積地区1、三井地区、立野地区、東荷地区の4地区について、土砂災害ハザードマップの増刷を行うこととしたものです。

以上でございます。

○早稲田委員

土砂災害ハザードマップの増刷ということで、分かりました。

私の質問は、以上です。

○西崎委員

予算書の179ページ、中ほどに道路維持管理事業、そのまた中ほどに道路維持管理委託料というのが1,921万8,000円ございますが、この委託先はどちらでしょうか。

○山本道路河川課長

道路維持管理委託料の委託先ということでございますが、これは市内の入札参加資格のある業者などを予定しているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

入札参加資格のある業者といたらかなりの数になると思うんですが、実際は何社ぐらいなんですか。

○山本道路河川課長

これにつきましては、委託料により業者の選定数が定められておりますので、それに従った業者数になるところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

答えにくかったら、昨年度の数でもいいです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本道路河川課長

令和2年度の決算をもとにお答えさせていただきます。

道路維持管理委託料の中で、令和2年度は入札参加資格のある市内業者との契約は11件ございます。

このうち高尾鍋倉線等の除草作業委託した例で申しますと、3社の指名を行っております。

以上でございます。

○西崎委員

私の想像では、市内全域の道路を市内の土木建築会社がそれぞれ分担をしてパトロールをし、そして小規模の補修等をするぐらいの業務かなと思っておったんですけど、全然違いますね。

○山本道路河川課長

この業務の主なものとしては、市道全般ではなく主要な市道など、十五、六線程度ありますが、これの草刈りを実施する費用が主なものでございます。

以上でございます。

○西崎委員

そうすると、その都度これは委託契約を交わすと、入札をするということですね。

○山本道路河川課長

その通りでございます。

○西崎委員

了解いたしました。

それでは、次の質問、183ページ、中ほどの水門管理委託料でございますけど、これは水門の数は市内に何か所ぐらいあるんでしょうか。

○邊見監理課長

水門と申し上げますと、河川と海岸にそれぞれございまして、まずこちら港湾のほうですが、港湾関係では鳶の子川、枝虫川のところに1門ずつあります。河川につきましては、島田川に13施設、西の河原川に1施設あります。

以上でございます。

○西崎委員

これは通年業務委託と思うんですけど、それでいいですか。

○邊見監理課長

通年の委託をしております。

○西崎委員

災害時の高潮等が出たときの開け閉めをやるのが主な業務なんですけども、これは平時というか日常の開け閉めの点検等もやっているのでしょうか。

○邊見監理課長

こちらの水門の委託は、先ほど通年と言いましたが、点検の委託はしております。先ほど委員が言われた台風接近時等の対策につきましては、別途その都度契約をしています。

○西崎委員

しゃんとしませんけども、普通イメージはこの水門はお宅が管理し、平時、開け閉めの訓練をし、災害のときには閉めてくださいというのが普通なんですけど、ちょっとちゃんと分かりません。

○邊見監理課長

こちらの水門ですが、こちらは山口県の施設でございます。それで委託を受けて光市で管理をしておりますが、専門の業者に再委託をして管理を行っているもので、基本的には、枝虫川につきましては、毎月点検を行い、非常時には、また別途、業者をお願いをして、災害対応の委託をしているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

分かりました。了解しました。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

予算書185ページ、そして概要の27ページにあります新規事業のマークがついている都市計画基礎調査についてお尋ねします。

先ほど、県からの委託というお話があったと思うんですけども、何のためにどんな

調査なのか、目的や調査内容についてお尋ねします。

○松並都市政策課長

都市計画基礎調査の目的と具体的な調査内容といったお尋ねかと存じます。

まず、目的につきましては、都市計画は長期的な観点から定めるものであり、合理性を確保することが重要でございます。

このため、都市の現況及び将来の見通しを定期的に、そして客観的、定量的に把握することで、その状況に応じて適切に都市計画を定めていこうということでございます。

それから具体的な調査内容につきましては、法令で定められている調査項目を少し御紹介させていただきますと、まず人口規模、それから市街地の面積、それから土地利用、建築物の用途や構造といったことが項目として上げられております。

以上でございます。

○早稲田委員

法令で決められた内容があるということで、今、ちょっと幾つか聞いたんですけど、数をもう1回教えてもらっていいですか。法令の、今、幾つかあるといった数字をお願いします。

○松並都市政策課長

都市計画法及び国土交通省令で定められております都市計画基礎調査の項目の数ということでお答えをさせていただきますと、14項目が上げられております。

以上でございます。

○早稲田委員

14項目、分かりました。

じゃあ、次の質問に入ります。

予算書187ページ、概要は28ページの虹ヶ丘公園防災安全対策についてお尋ねします。

これは令和3年度、今年度も整備があったと思うんですけども、今年度の整備は終了したのでしょうか、お尋ねします。

○松並都市政策課長

現在発注しております虹ヶ丘公園南側のり面の対策工事につきましては、3月25日を完成工期としております。現地の工事はほぼ全て終わったところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今年度は終わりました、3月25日が完了予定ということで、じゃあ令和4年度、ここに9,000万円ですかね、上がっていますけれども、こちらの整備内容についてお示してください。

○松並都市政策課長

お手持ちの予算説明資料の36ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度の施行範囲、図面で申しますと左側の90mの区間、こちらにつきまして、ほぼ完了をいたしました。

令和4年度は、この図面で申しますと公園の南側から東側にかけて、延長約90m、コンクリート吹付法枠により、のり面対策を行ってまいることとしております。

以上でございます。

○早稲田委員

場所について確認できました。

では、もう一つ質問があります。

予算書の185ページ。

先ほど、一番下の項目の公園緑地維持管理事業の消耗品費のところ、何か説明があったかなと思うんですけれども、概要の28ページの冠山総合公園協働開発事業の35万円はここに入っていたように先ほどお伺いしたんですけれども、概要によりますと株式会社リコーとの協働によると書いてあるんですけれども、リコーさんと協働になった理由がありましたらお示してください。

○松並都市政策課長

これにつきましては、社会貢献活動として、環境経営の推進、それから生物多様性保全への取組を進められ、さらに、全国各地で協働による森づくりを行っております株式会社リコー様から、冠山総合公園の指定管理者を通じて提案をいただいたものでございます。

リコー社の取組はSDGsの理念とも合致をしておりますし、本市の自然敬愛都市宣言の理念、さらには行財政構造改革推進プラン案でもお示しをしております企業とのパートナーシップの強化に資すると考えますことから、ありがたくこの提案を受入れまして、協働して取り組んでまいろうとしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

リコーさんのほうからの提案があったということと、パートナーシップ等も大事にしてというふうに、今、お伺いしました。

予算の場所なんですけど、185ページの消耗品費のところに入っている35万円ですらよかったですかね。

○松並都市政策課長

さようでございます。

○早稲田委員

じゃあ、こちらの事業なんですけれども、概要が決まっていたら具体的に教えてください。

○松並都市政策課長

先の一般質問で部長から少し御答弁をいたしましたように、冠山総合公園と隣接する市有地とを対象に森林の保全活動を行ってまいりたいと考えております。

現時点での想定となりますけれども、指定管理者及びリコーの各関係者のほか、活動に御賛同いただけます方を呼びかけまして、ボランティアでの御参加を募った上で、現地の下草刈りや枝打ち、ごみ拾いなど、保全活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

保全活動が進んで、きれいになっていただけたらいいかなと思います。

私の質問は、以上です。

○田邊委員

1つだけお願いします。

186、187、光駅拠点整備事業の部分です。

去年は、測量調査委託料として上がってございましたけど、今年度は基本設計と委託料なんですけど、5,880万円です。この部分について、いろいろ、今、どういった形になっているのかその辺り、いつぐらいには概要が分かるのかをお願いしたいと。

○松並都市政策課長

光駅拠点整備の基本設計につきましては、昨年度御議決をいただき、債務負担行為を設定しておりまして、令和3年度と4年度のいわゆる2か年契約でコンサルタント会社に委託をしておりまして、現在、引き続き設計を行っております。

自由通路や駅前広場のバス乗り場でありましたり、タクシー乗り場でありましたり、北口の駐車場でありましたり、設計を今進めておりますが、関係事業者との協議が整ってから概要についてお示しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

どうですか、年度内には見せられそうです。それともまだ5年度に設計まではどうですか、いつ頃になるかなというのが大体分かりますか。

○松並都市政策課長

令和4年度にはお示しをできればというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

よろしく申し上げます。

○大田委員

前も聞いたかも分かりませんが、185ページ駐輪場管理委託料と指導整理委託料、ちよつと教えてほしいんですけど。

○松並都市政策課長

恐れ入ります。都市計画街路事業費のうち駐輪場事業につきましては、市民部生活安全課の所管となっておりますので、所管外ということでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○大田委員

分かりました。

そうしたら、187ページの公園整備事業1億900万円のうち、虹ヶ丘のり面工事が9,000万円と上がっているんで、残りの1,090万円で光スポーツ公園と冠山総合公園と光つつじ苑水路、それぞれ工事費を教えてください。

○松並都市政策課長

それぞれの工事の予算額ということでお答えをさせていただきます。

光スポーツ公園維持補修工事が350万円、冠山総合公園維持補修工事が540万円、光つつじ苑水路補修工事が200万円でございます。合計で1,090万円でございます。以上でございます。

○大田委員

了解。

工事内容はどねえなつとるんですか。

○松並都市政策課長

虹ヶ丘公園につきましては、先行委員にお答え申し上げましたので、光スポーツ公園から御説明をさせていただきます。

まず、スポーツ公園につきましては、老朽化が進んでおり使用できない状況にありますアスレチック遊具を3基撤去いたします。

また、公園西側入口付近のトイレが著しく老朽化をしております、ほとんど利用されていない状況から除却をしてみたいと考えております。

次に、冠山総合公園でございます。

こちらにつきましては、修景池のろ過施設給水ポンプが老朽化をしておりますので、更新し管路の洗浄を行ってまいりたいと考えております。さらにイノシシ対策として、

公園の周囲の一部にフェンスを設けてまいりたいと考えております。

それから光つつじ苑につきましては、ちょうど図書館と文化センターの裏手辺りでございますが、のり面に設置しております排水水路が破損をしておりますして、雨水が適切に流れない状態にありますことから、水路約45m、集水柵6基、こちらを設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

了解。

その下の光駅拠点整備工事も今年度中に示すじゃろうと言われたんですが、これは当然ボーリングやらもやられたと思うんですが、何か所ぐらいボーリング調査されましたか。

○松並都市政策課長

ボーリング調査につきましては、北口と南口で1か所ずつ実施いたしました。

以上でございます。

○大田委員

1か所ずつじゃったら、そこで地層が全部同じというのは分かりますかね。

○松並都市政策課長

自由通路の設計、特に基礎等下部構造の設計のために南側と北側の1か所ずつでボーリングを行ったところでございます。必要十分であると考えております。

以上でございます。

○大田委員

橋脚部にやられたんじゃろうと思います。これも、設計は確かJR関係の設計事務所やったですね。大阪のほうの。違いますかね。

○松並都市政策課長

駅舎を含む南北自由通路につきましては、鉄道区域内に設置する施設でありますことから、鉄道事業にも精通しておりますコンサルタント会社に委託をしております。

一方、南口と北口の駅前広場につきましては、通常の建設コンサルタント会社に委託をしております。別々に分けて委託をしております。

以上でございます。

○大田委員

ということは、3社に分けて出しておるといいうんでいいんですかね。

○松並都市政策課長

南口と北口は、設計の考え方を統一する必要がありますことから、同じ業者に委託をしておりますので、2社に分けて委託をしているということでございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけえ、その自由通路と北側の駅舎と南側の駅舎は、設計業者が違うからそれぞれというのがあってしょうが、そこの意見の疎通ちゅうのはうまいこといっちょるんですか。

○松並都市政策課長

これはもう当然でございますけれども、2社のコンサルタント会社との整合を図りながら職員がしっかり指導をしておりますし、コンサルタントの担当者同士が連絡を取り合いながら整合を図って進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それを市は都市計画で、一応担当されておるわけですが、専門的に都市計画の人が専門的に1人か2人ついちよるちゅうことはあるんですか、ないんですか。

○松並都市政策課長

都市計画係におきまして係長を含めて5人の職員で、分担して担当しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解。

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

191ページ、市営住宅整備工事と施設改定工事とうたってあるんですが、概要の50ページに一番上に載っているんですが、市営住宅維持管理事業で1億2,009万円、これ市営住宅整備工事3,390万円と施設解体工事7,150万円足して、最後の住宅移転補償費520万円足しても、ちょっとそれにならないんですが、教えてほしいんですが。

○沖本建築住宅課長

光市当初予算案の概要の50ページの市営住宅維持管理事業1億2,009万円の内訳でご

ざいますが、同じく光市当初予算案の概要の28ページ、こちらの表の下から4段目と3段目の市営住宅の計画的用途廃止8,619万円と市営住宅維持管理事業3,390万円、これを合算したものが1億2,009万円となります。

同じく28ページの市営住宅維持管理事業3,390万円は予算書のほうで申しますと、予算書の191ページの市営住宅整備工事こちらの3,390万円と同じでございます。

もう一方の市営住宅の計画的用途廃止として、8,619万円の予算額の内訳につきましては、市営住宅の計画的用途廃止に係る経費を全て合算したものでございまして、予算書の189ページ、説明欄の下から6行目に修繕料3,600万円がございまして、

この3,600万円のうち、用途廃止に伴う移転先の修繕に係る経費と、その1行下、手数料の88万9,000円のうち、用途廃止に伴う住宅のアスベスト調査に係る経費77万6,000円、一番下の行、清掃委託料44万3,000円、それから191ページの上から6行目、測量登記等委託料の180万円、それからその6行下、施設解体工事7,150万円と、一番下の行になります。公営住宅移転補償費520万円、これを合算したものが先ほどの概要書の28ページの8,619万円となります。

以上でございます。

○大田委員

予算書とこの概要を見比べると、随分頭をひねらんやいけん。もっと分かりやすく書いてほしいな。いいです。分かりました。

○大田委員

歳入の中の雑入で土木費雑入において、37ページで、その他の225万円と一式で書いてあるんです。損害金とか新ひかり名木百選とかいうて、1,000円ずつとか細かいことは書いてあるんですが、その他で、225万円が一式で書いてあるんですが、その内訳をできたら教えてほしいんですが。

○松並都市政策課長

予算書37ページの土木費雑入のその他の内訳ということで、お尋ねをいただきました。222万5,000円のうち、このうち222万円が冠山総合公園関係の雑入でございます。具体的には、レストラン事業者からレストラン棟の光熱水費相当分を歳入として受入れているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

225万円のうち、冠山総合公園のレストランの光熱水費の222万円が中に入っちゃうと。別欄で書けば見やすいのに、なぜこういうふうにしてその形式で書いているのか。225万円のうちの222万円でしょう。

○松並都市政策課長

その他の222万5,000円のうち、222万円が冠山総合公園の関係でございます。残りの5,000円ということで、「委員長、聞いてもいいの」と呼ぶ者あり）（「いえ、執行部の回答不足がありましたので、説明を求めています」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

225万5,000円のうちの222万円がレストランの光熱水費じゃから、別に上げてもいいんじゃないかと聞きよったときに、委員長が残りの3万円というから、5,000円なのに、残りは。（「間違いでした」と呼ぶ者あり）

終わります。

○松並都市政策課長

恐れ入ります。先ほどの早稲田委員の御質問に対し、私が誤っておりましたので、訂正をさせていただければと存じます。

都市計画基礎調査の項目につきまして、14項目とお答え申し上げましたが、15の誤りでございました。訂正をさせていただければと存じます。よろしく申し上げます。

○早稲田委員

はい。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）報告事項

①光市営住宅等長寿命化計画（案）

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

12月議会で報告がありまして、その後にパブリックコメントを行って意見がなかったということなんですけど、少し確認のためにお聞きしたいというところをお願いします。

30ページから34ページにかけてのことなんですけど、社会情勢がいろいろ混沌としてますんで、著しい困窮年収未満世帯の推計ということではありますけど、令和13年度の世帯数を出しておりますが。算出方法をもう一度分かりやすく説明していただきたいところ。お願いいたします。

○沖本建築住宅課長

著しい困窮年収未満世帯の推計方法につきましては、31 ページに国が示した指針を参考に掲載しておりますが、まず、本市の将来の人口推計から世帯数を割り出していきます。そのうち借家世帯を収入別に並べて、公営住宅の収入基準を満たす世帯数を推定をしていきます。さらに、その世帯の中でも特に収入が低く、世帯人数相応の広さの賃貸住宅を自らの収入で確保することが困難な世帯を著しい困窮年収未満世帯として算定しております。

以上でございます。

○田邊委員

31 ページによると、このステップゼロからステップ3までこういった形で出したという形ですね。将来の困窮年収未満世帯のこの世帯数は、令和13年度で849世帯になると、これも前回もこのままの数字だったと思うんですが、この849という数字がどういう意味をしているのか。この数字に合わせて市営住宅の戸数を減らしていくということになるのかというところをもう一回確認していきたい。

○沖本建築住宅課長

33 ページになりますが、著しい困窮年収未満世帯の849世帯は、著しい困窮年収未満世帯の生活の場を確保するために、最低限確保しておかななくてはならない公営住宅の戸数と考えております。将来の公営住宅の供給戸数を849戸まで削減するという目標値ではないと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

33 ページの今の下にありますよね。公営住宅施設対象世帯2,074世帯となっておると。最終的に確保すべき公営住宅の戸数はこの2,074世帯ではないかと思うんですけど、現状はどんな感じですか。

○沖本建築住宅課長

2,074世帯は、公営住宅に入居することができる世帯数ということでございます。現状はということでございますが、現状はこれに対して供給戸数が市営住宅でいうと1,203戸に対しまして、入居者が約900世帯ということでありますので、約半分程度の世帯が入っているのではないかとこのように予測されます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。あくまでこれは計画、目指す数値というところなんですけど、今後の状況によっては、この困窮年収未満世帯が増加したと予想された場合においては、この

計画は途中で数値などを変えるようなことになるんですか。

○沖本建築住宅課長

計画の 35 ページになりますが、3 の 1 にも書いてありますが、「著しい困窮年収未満世帯の動向は市営住宅の需要に大きな影響を与えることから、人口動態に柔軟に対応できる供給戸数、方策を構築する必要があります」と、こう記しております。将来著しい困窮年収未満世帯に大きな変動があることが分かった場合は、計画の 1 ページの計画期間の記載にありますように、必要に応じて適宜見直しを行う必要があると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

あくまで目標値ということで、社会情勢によってはまだ計画の数値は変える可能性があるということで、理解しました。

以上です。

○大田委員

光市営住宅長寿命化計画でこのたび 4 つの団地ですかね、亀山、岩狩、三輪中央、幸町の用途廃止される団地、新たに追加されたわけですよね。これどうやって用途廃止進めていこうとされてるのか、考えがあればお聞きしたいんですが。

○沖本建築住宅課長

このたび新たに用途廃止と判定いたしました亀山、岩狩、三輪中央、幸町、4 つの団地でございますが、計画の 45 ページの表中の利用のところに記載をしておりますが、亀山住宅と岩狩住宅、三輪中央住宅に関しましては、建て替えとして判定しました松中住宅、山田住宅、小豆尻住宅への周辺再編に伴う用途廃止となります。建て替えによって移転先を確保しながら用途廃止を進めてまいりたいと考えております。幸町につきましては、他の市営住宅への移転を促すことによって用途廃止を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

だから、その亀山、岩狩、三輪中央、幸町に対しては、もうこの団地は用途廃止するよと決められたわけですか。今住んでる方は近くの住宅に行くかどうかちゅうのをお願いするんじゃないけど、この用途廃止を進めようとしてされちよるのはどういう考えで進めようとしてされてるのか。

○沖本建築住宅課長

用途廃止となりました住宅の理由につきましては、45 ページに記載しておりますが、

山田住宅、亀山住宅、岩狩住宅の3団地のうち、亀山住宅、岩狩住宅については用途廃止とするのかという理由につきましては、亀山住宅と岩狩住宅は、土砂災害特別警戒区域または土砂災害警戒区域内に複数の住戸があることから、建て替え用地として適していないと判断し、山田住宅を建て替えといたしました。

残りの小豆尻住宅、三輪中央住宅がありますが、2住宅のうち、なぜ小豆尻住宅を建て替えとし、三輪中央住宅を用途廃止としたのか、これにつきましては、三輪中央住宅は敷地に高低差があり、民地と混在しているなど、敷地の形状の観点から建て替え用地として適さないと判断し、小豆尻住宅に集約をするという形で考えました。

以上でございます。

○大田委員

三輪中央は階段上になってから、大きな20戸建てなんか建てられないから用途廃止したと、そいでほかの住宅は急傾斜なんかあって崖崩れあるおそれがあるから、岩狩とかいうのは、それで用途廃止を決定したと、はい、分かりました。

それで57ページですかね。事業プログラムとして建て替えのスケジュールが示されてるんですよ。最初に松中住宅、次に山田住宅と、その次に小豆尻と。この順番ちゅうのはどうやって決めたんですかね。松中住宅ちゅうのは前回の計画でももう完全に建て替わっちゃかんにゃいけんじゃった住宅なんですよ。

○沖本建築住宅課長

松中住宅に関しましては既に入居停止をかけておりますので、管理戸数が今123戸ございますが、現在の入居者数が約半分、71世帯であること。また、建て替えの対象住宅、この3団地のうち最も建設年度が古いことなどから、松中住宅を1番目といたしました。

その後、山田住宅、小豆尻住宅の建て替え順につきましては、同じく建設年度、入居者の入居状況から判断をして順位を決定しております。

以上でございます。

○大田委員

分からんでもないんですが、ほいで、最初に今この計画でも進められると思うんですが、松中住宅の建て替えが一番最初、来年度以降からも始まっていくんですよ。これによると令和4年から令和12年までになってるんですが、どうやってこの松中住宅の建て替え進めていこうとされるのか、ちょっと考えをお示してください。

○沖本建築住宅課長

建て替えにつきましては、まずは入居者の理解と協力を得ることが必要であると考えております。具体的な方法については今後検討してまいります。説明会や意向調査などを行って入居者との合意形成に努め、円滑に事業が進むように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

室積松中住宅の横の警察アパートが解体されて更地になっちょるんですよ、今現在。多分市の土地じゃったと思うんですよ、あそこは。やけん、松中住宅の建て替え用地としてから、あそこに新しく建って入居者移転させることで建て替えができると私は思ってるんですが、そういうふうな有効な土地であると、私そげん思っちょんですよ。それを市はどのようにまた考えておられるのか、お示してください。

○沖本建築住宅課長

汐浜2区住宅のすぐ南側になりますが、警察官の官舎が建っておりましたが、今年度解体が完了いたしました。警察官舎の跡地は本市所有の土地でございますので、松中住宅の建て替え候補地として有効ではあろうかと考えております。しかしながら、非現地での建て替えとなるために、移転を望まない入居者が1棟に1世帯だけ残るといったような団地の過疎化がさらに進むということの懸念もございますので、慎重に今後検討してまいりたいと考えております。

○大田委員

慎重にやられるのはそら大変結構なことなんですが、あそこは8戸ぐらい一緒になぞるところやらありますよね、松中住宅は。その中で1戸もあればもう解体はできないわけですよ。そやけ、あれが大きな団地じゃから、それが点々とあればずっとずっと先に延びるわけですよ。それよりは今近くの警察官舎のところに建てられてそこに移ってもろうて、また松中住宅空いたところを解体して新しく建てるようなちゅうふうのが一番早くいくんじゃないかと思うんですがね。どうですかね。

○沖本建築住宅課長

今の松中住宅の入居者が1棟に1世帯だけ残ってしまうということがないように、入居者の意向をよく聞いた上で土地については選定していきたい、考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

まあそれは、慎重に意向聞きながらやってほしいんですが、初めの計画でももう本当言ったら建ってなけりゃいけないんですよ、松中住宅は完全に終わってなけりゃいけないわけですよ。それがまたこれ、令和4年から令和12年のあと8年かかるわけですよ。またいつまでかかるんかっちいうような感じになるわけですよ。だから、2階建ての住宅があるの、やっぱり順次住民の方をお願いをして、ほいで順次新しく建て替えるように今後も進めていってほしいと思いますから、ぜひとも早急をお願いします。